

自己点検・評価報告書 2021



獨協大学の現状と課題

—新たな自己改革のために—



獨協大学

目次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	24
第4章 教育課程・学習成果	31
第5章 学生の受け入れ	54
第6章 教員・教員組織	69
第7章 学生支援	80
第8章 教育研究等環境	101
第9章 社会連携・社会貢献	115
第10章 大学運営・財務	
(1) 大学運営	127
(2) 財務	138
終章	141

序章

序章

『自己点検・評価報告書 2021』の作成にあたって

獨協大学
学長 山路 朝彦

・本学における自己点検・評価の経緯

本学は、大学設置基準の大綱化を受けて、1991年10月に「自己評価検討委員会」を発足させ、自己評価の在り方及び具体的方策の検討を開始した。そして1992年12月に自己点検・評価を立案・運営する組織として「自己点検運営委員会」を設置し、さらに同委員会の下に「点検実施委員会」を組織して活動を本格化させるとともに、1994年4月には学則を改正し、自己点検・評価に関する基本的な規定（学則第1条の2）を定めた。

1997年には『自己点検評価報告書 1997 獨協大学の現状と課題—新たな自己改革のために—』を刊行した。同年、1977年から加盟していた大学基準協会に初めての相互評価を申請した。これに対して1998年3月に同協会より、「大学基準」に適合しているとして、「相互評価の認定を行うことが適当である」との評価結果を受けた。その際に、「大学に対する提言」として、「勧告」1点と、「問題点の指摘に関わるもの」8点の助言を受けたが、これに対して、2001年7月に「改善報告書」を提出し、2002年3月に「指摘された問題点について概ね改善が認められる」との評価を受けた。

本学が相互評価の認定を受け改善報告書の提出を準備している間の1999年には大学設置基準が改正され、自己点検・評価が「努力義務」から「実施義務」になったことを受けて、新たに「獨協大学自己点検および評価に関する規程」を制定して5年ごとに自己点検・評価を実施することとした。この規程に基づき、2002年に『自己点検評価報告書 2002 獨協大学の現状と課題—新たな自己改革のために—』を刊行した。

2006年4月に今後の点検評価活動の一層の充実を期して、「獨協大学自己点検および評価に関する規程」を改正し、自己点検・評価の統轄機関として「自己点検運営委員会」を置き、その下に実施組織として各学科長等を委員とする「点検評価企画委員会」と「FD推進委員会」を設置した。さらに、認証評価の準備・実施・報告を行う「認証評価委員会」と、同時にこれら委員会の事務担当組織として「自己点検・評価室」を設置した。

2007年4月、相互評価に引き続き大学基準協会において、第1期の認証評価を受審し、2008年3月に「大学基準協会の大学基準に適合している」と認定された。認定に際して、2点の「助言」を受け、それに対して、2011年7月に「改善報告書」を、2007年度受審時に完成年度を迎えていなかった国際教養学部の「完成報告書」とともに提出した。2012年3月に「改善報告書」の検討結果としては、「意欲的に改善に取り組んでいる」との評価を受け、また「完成報告書」の検討結果としては、「いくつか注意すべき点はあるが、目標はおおむね達成されている」との評価を受けた。

・前回の認証評価と本学の対応について

2014年4月、大学基準協会による第2期の認証評価を受審し、2015年3月に「大学基

序章

準に適合している」との認定を受けた。評価の際に、「改善勧告」1点、「努力課題」8点の指摘を受けた。

主な指摘事項は、入学定員に対する入学者数比率の平均及び3つのポリシーに関するものであったが、指摘された事項については、「自己点検運営委員会」が中心となり、「点検評価企画委員会」を通じて、各学部・学科、研究科に対して毎年度、改善計画の立案、そして改善結果の報告の提出と改善に対する自己評価を求めてきた。

第2期認証評価の指摘に対して、2018年7月に「改善報告書」を提出し、2019年5月に「改善報告書」の検討結果として、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」はなかったものの、「改善の取組みや成果は乏しいため、(中略)引き続き一層の改善が必要である」との指摘を受けた。

2019年4月に、第3期認証評価のための『自己点検・評価報告書2021 獨協大学の現状と課題—新たな自己改革のために—』の作成と認証評価受審に対応する委員会として各学科選出の教員と職員からなる「認証評価委員会」を設置した。なお、当委員会は第2期認証評価では受審年度2年前の設置であったのに対して、犬井正前学長の判断で、十分な準備を進めるために、第3期では1年前倒して受審年度3年前の設置とした。前述の第2期認証評価の「改善報告書」の検討結果を受けて、2019年6月の「自己点検運営委員会」で、「改善報告書」の検討結果に基づく今後の対応を審議し、対応方針を決定した。それに関連して、本学における「内部質保証」体制整備についても、既存の委員会組織を改編し、組織間のより一層の連携を図ることにより第3期認証評価に対応する方針を決定した。

それによって、「認証評価委員会」の中に「組織改編並びに関連諸規程等の整備のための作業部会」と「3ポリシー見直しのための作業部会」を設置した。そして、内部質保証に関する規程については、学則、大学院学則を含む10本の改正を行うとともに新たに規程1本を制定した。また、3つのポリシーについては、各学部・学科、研究科に対してガイドラインを提示し、それぞれ3つのポリシーの抜本的な見直しを依頼し、2020年12月の全学教授会で承認され、2021年3月に大学ホームページ上で公表する予定である。

・本報告書について

第2期認証評価受審のための『自己点検・評価報告書2014 獨協大学の現状と課題—新たな自己改革のために—』までが各学部・学科、研究科及び関連部課室ごとに該当部分を執筆していたのに対して、第3期認証評価を受審するのにあたって作成した本報告書は、各学部・学科、研究科及び関連部課室の自己点検・評価の報告を基に、認証評価委員会がそれを取捨選択しながら全学的な視点から執筆した。そして、認証評価委員会と自己点検・評価室は、各学部・学科、研究科及び関連部課室と何度も協議を重ねて推敲していった。その後、自己点検・評価及び内部質保証推進委員会、部局長会、全学教授会で審議、承認され完成に至ったものである。報告書の分量は以前のものとは比べてコンパクトだが、内容は過去5年間の各学部・学科、研究科及び関連部課室、すなわち全学のたゆまぬ自己点検・評価の努力の精髓を表すものとなっている。なお報告書の記載内容は2020年10月末時点のものである。

序章

本学は、2014年に50周年を迎えた。今後はこれからの50年（NEXT50）に向けて、建学の理念である「大学は学問を通じての人間形成の場である」を常に念頭に置き、更なる改革を進めていきたい。そのために、教職員、学生、学生保証人、卒業生など様々なステークホルダーが一体となった内部質保証と質向上の取り組みを推進し、本学が一層の発展を成し遂げていくよう努力していく所存である。

第1章

理念・目的

第1章 理念・目的

第1章 理念・目的

1.1.現状説明

1.1.1. : 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

<大学の理念・目的の適切な設定>

本学の源流は、明治時代にドイツの進んだ文化、学術、法制度などを日本に導入するため、1883年に設立された獨逸学協会学校である。本学はその伝統を踏まえ、同学校を前身とする獨逸学協会学校中学の出身者で教育者、哲学者である天野貞祐により1964年に創設された。天野はドイツ教養主義精神を原点とし、創設に当たり「大学は学問を通じての人間形成の場である」という言葉を述べた。それ以来、本学はこれを建学理念として堅持している（資料1-1【ウェブ】）。

この建学理念を踏まえて、本学学則は、その第1条において、「教育基本法に則り学校教育法の定めるところに従って大学教育を施し、社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする。」と定めている。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

各学部・学科の目的については、学則第1条を受けて、学則第8条から第11条がこれを定めている。

例えば、外国語学部ドイツ語学科では、「ドイツ語学科は、ドイツ語の運用能力を養成し、ドイツ語圏の歴史・文化・社会を理解するための専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを」（学則第8条第1項）目的としている。以下、学則第8条第2項は同学部英語学科、同条第3項は同学部フランス語学科、同条第4項は同学部交流文化学科、第9条は国際教養学部言語文化学科、第10条第1項は経済学部経済学科、同条第2項は同学部経営学科、同条第3項は同学部国際環境経済学科、第11条第1項は法学部法律学科、同条第2項は同学部国際関係法学科、同条第3項は同学部総合政策学科の目的をそれぞれ定めている。各学部・学科の目的とするところは、当然ながらそれぞれの特性により異なるが、各学部・学科の特性に応じた外国語の運用能力とともに、各学部・学科に関わる「学問」を通じて、歴史、文化、社会等に関する深い教養を身に付け、もって国際的視野に立つ市民・教養人の育成を目的とする点で共通している。

また、大学院については、大学院学則第1条において、「学術の理論および応用を教授・

第1章 理念・目的

研究し、精深な学識と研究能力を養い、または、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めており、これを受けて、各研究科では、それぞれの専門分野において、「総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い」、それぞれの専門分野の「研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを」目的としている。さらに、博士前期課程及び博士後期課程については、大学院学則第4条において、「博士前期課程は、学部における一般のおよび専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立ってさらに専攻分野を研究し、その分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを」（同条第1項）、「博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを」（同条第2項）目的として定めている。

以上のことから、大学の理念・目的と各学部・研究科の目的は連関していると言える。

1.1.2. : 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のとおり、本学の理念・目的については、学則第1条に、各学部・学科の目的については、学則第8条から第11条に明示している。また、大学院及び大学院各研究科の目的については、大学院学則第1条、第2条第2項から第4項、第4条に明示している。

大学の理念・目的については、本学ホームページの「大学の歴史」（既出資料1-1【ウェブ】）、大学パンフレット『Wissenschaft』（資料1-2【ウェブ】）、大学案内冊子『獨協大学案内』（資料1-3【ウェブ】）、英語版大学案内『DOKKYO UNIVERSITY』（資料1-4【ウェブ】）等により、教職員や学生に周知するとともに、社会にも広く公表しているほか、教職員に対しては、『教職員ハンドブック』（資料1-5）、学生の保証人・父母に対しては、『獨協大学父母の葉』（資料1-6）の中でも言及し、周知している。また、学生に対しては、全学共通授業科目に「全学総合講座（獨協学）」の講座を設け、獨逸学協会学校や獨協学園の歴史と関連付けながら本学の現状を理解させつつ、「今」を考えさせる授業を行っている（資料1-7）。加えて、学内には「獨協歴史ギャラリー」が設置されており、獨協学園のルーツである獨逸学協会学校から現在に至る学園、大学の歴史を簡単に知ることができるようになっている。同ギャラリーには、天野の書齋を復元したコーナーもあり、本学教育の基盤となっている天野の教育学、哲学を分かりやすく開示している（資料1-8【ウェブ】）。さらに、正門正面には、建学の理念を刻んだ石碑があり、学生のみならず来構者の目に触れるモニュメントとなっている（資料1-9）。

第1章 理念・目的

学部・研究科の目的等については、上記の大学案内等によるほか、各学部・学科、各研究科独自のホームページやパンフレットなどによっても、広く周知・公表している（資料 1-10~40、一部【ウェブ】）。

1.1.3.: 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

評価の視点 2：認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

大学の理念・目的を実現していくための中・長期計画としては、学園全体で 1998 年から「基本計画」を策定し、以降 2 年ごとに見直しを行っている。基本計画には教学、人事、財務、各種事業等に関する方針と中・長期概要が示されている。現在は 2019 年度から 2024 年度までの「第 11 次基本計画」が進行しており、本学としては、「教育力の強化」、「学生支援の強化」、「国際化・グローバル化の推進」、「地域の知の拠点化」、「施設の適正維持管理と資産の有効利用」、「組織強化と制度整備」を重点事項に掲げ、これらを推進している。また、同基本計画では、「収容定員超過については、大学基準協会による認証評価に鑑み 1.25 倍以内を目指す」こと、「組織強化と制度整備」では、「第 3 期認証評価への対応（各種ポリシーの再点検、自己点検 PDCA サイクル制度の構築等）」を掲げており、認証評価の結果等を踏まえて、策定されている（資料 1-41）。基本計画は、全ての教職員に配付して意識の共有化を図り、これに基づき各部局において毎年度の計画を策定し実行している。

また、毎年、「大学運営基本方針」（資料 1-42）及び「全学教授会年頭挨拶」（資料 1-43）が学長から全学教授会を通じて示され、基本計画同様、教職員に周知されている。

1.2.長所・特色

上記で述べたとおり、本学は、大学の理念と目的、学部・研究科の目的を適切に設定し、かつ、これを明示した上で、学生・教職員、社会に対して、様々な媒体・手段を通じ、様々な機会を捉えて周知・公表している。また、上記の大学の理念・目的を実現していくために中・長期計画を策定し、これに基づいて各部局が毎年度の計画を策定・実行している。また大学の理念・目的に即して外国語教育の重要性に重きを置いた理念が全学の教育・入試制度・組織に実現されていて「語学の獨協」のブランドが社会において確立している。

1.3.問題点

内部質保証とも関係するが、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的が学生（卒業生を含む）や教職員にどの程度浸透し、理解されているのかを把握し、その分析から、大学の理念・目的がよりよく実現されるように改善へとつなげていく取り組みが必ずしも十分であるとは言えない。

第1章 理念・目的

1.4.全体のまとめ

上記のとおり、本学は、大学の理念・目的を適切に設定している。学部・研究科の目的は、大学の理念・目的を踏まえて、これと連関するように適切に設定されている。また、それらは、学則に明示され、かつ、学生・教職員に周知され、社会に広く公表されている。よって、大学基準は満たしている。

【第1章 根拠資料】

- 1-1 「大学の歴史」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/outline/history/principle/>
- 1-2 「歴史・沿革」『獨協大学 GUIDE BOOK 2021Wissenschaft』 p.112
https://edu.career-tasu.jp/p/digital_pamph/frame.aspx?id=3961800-0-1
- 1-3 「獨協大学概要」『獨協大学案内』（2020年度版） p.3
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/daigakupf_tate.pdf
- 1-4 「PRESIDENT'S MESSAGE」『DOKKYO UNIVERSITY』（英語版大学案内） p.4
https://www.dokkyo.ac.jp/english/pdf/DOKKYO_brochure2017.pdf
- 1-5 「獨協大学の概要」『教職員ハンドブック』（2020年度版） pp.1-3.
- 1-6 『獨協大学父母の葉』（2020年度版）
- 1-7 『2019年度全学共通授業科目シラバス』 p.2 「全学総合講座（獨協学）」（2020年度は遠隔授業のため不開講）
- 1-8 「獨協歴史ギャラリー」
<http://dac.ac.jp/gallery/>
- 1-9 「建学の碑」
- 1-10 「外国語学部ドイツ語学科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/foreign/german/>
- 1-11 「外国語学部ドイツ語学科オリジナルサイト」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/ger/>
- 1-12 『PROST』
https://www2.dokkyo.ac.jp/ger/de_kenkyu/de_kenkyu.html
- 1-13 「外国語学部英語学科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/foreign/english/>
- 1-14 「外国語学部英語学科オリジナルサイト」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/eng/>
- 1-15 「外国語学部英語学科紹介パンフレット」
- 1-16 「外国語学部フランス語学科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/foreign/french/>
- 1-17 「外国語学部フランス語学科オリジナルサイト」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/fre/>
- 1-18 「外国語学部フランス語学科紹介パンフレット」
- 1-19 「外国語学部交流文化学科」

第1章 理念・目的

- <https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/foreign/tourism/>
1-20 「外国語学部交流文化学科オリジナルサイト」
<http://dotts.dokkyo.ac.jp/>
- 1-21 「外国語学部交流文化学科紹介パンフレット」
- 1-22 「国際教養学部言語文化学科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/culture/>
- 1-23 「国際教養学部言語文化学科オリジナルサイト」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/ila/>
- 1-24 「国際教養学部言語文化学科紹介パンフレット」
- 1-25 「経済学部経済学科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/economics/economics/>
- 1-26 「経済学部経済学科オリジナルサイト」
<https://www.dokkyo.ac.jp/eco/de/index.html>
- 1-27 「経済学部経営学科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/economics/management/>
- 1-28 「経済学部経営学科オリジナルサイト」
<https://www.dokkyo.ac.jp/eco/dba/index.html>
- 1-29 「経済学部国際環境経済学科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/economics/sustainability/>
- 1-30 「経済学部国際環境経済学科オリジナルサイト」
<https://www.dokkyo.ac.jp/eco/iee/index.html>
- 1-31 「FACULTY OF ECONOMICS」 (経済学部紹介パンフレット)
- 1-32 「法学部法律学科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/law/law/>
- 1-33 「法学部法律学科オリジナルサイト」
<http://www2.dokkyo.ac.jp/~doky0020/law/index.html>
- 1-34 「法学部国際関係法学科」
https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/law/international_legal/
- 1-35 「法学部国際関係法学科オリジナルサイト」
<http://www2.dokkyo.ac.jp/~doky0020/international/index.html>
- 1-36 「法学部総合政策学科」
https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/law/policy_studies/
- 1-37 「法学部総合政策学科オリジナルサイト」
<http://www2.dokkyo.ac.jp/~doky0020/policy/index.html>
- 1-38 「法学研究科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/law/feature.html>
- 1-39 「外国語学研究科」
https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/foreign_languages/feature/
- 1-40 「経済学研究科」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/economics/>

第1章 理念・目的

- 1-41 「第11次基本計画（2019～2024年度）」（全学教授会資料197-5）（2018年10月3日付）
- 1-42 「2019年度大学運営基本方針」（全学教授会資料202-3）（2019年4月2日付）
- 1-43 「2020年全学教授会年頭挨拶」（全学教授会資料207-3）（2020年1月15日付）

第 2 章 内部質保証

第2章 内部質保証

第2章 内部質保証

2.1.現状説明

2.1.1. : 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、内部質保証について、学則第1条の2（自己点検・評価および内部質保証）第1項において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学の教育および研究、組織および運営並びに施設および設備（以下「教育研究等」という。）の状況について継続的に自己点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と、また、同条第2項において、「本学は、前項の自己点検・評価の結果を受けて、継続的な改善と向上に取り組むことにより、教育研究等の質の保証（以下「内部質保証」という。）を推進するものとする。」と定めており、これにより、内部質保証を推進するための基本的な考え方を示している。

内部質保証の全学的な方針については、2015年7月の全学教授会で、「自己点検・評価」、「情報公開・説明責任」、「質の保証および向上」の3点について報告し、公表した（資料2-1）。しかし、この方針は余りに簡素で具体性を欠く上、内部質保証のための組織と役割分担も示されていなかった。そこで2020年3月に、改めて「獨協大学内部質保証方針」を定めて、内部質保証の基本方針を定めるとともに、内部質保証のための組織と役割分担を明確化した（資料2-2）。また、同方針は、大学のホームページにて広く公表している（資料2-3【ウェブ】）

自己点検・評価及び内部質保証についての活動内容、方法等については、「獨協大学自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する規程」（資料2-4【ウェブ】）とその関連諸規程、すなわち「自己点検・評価及び内部質保証推進委員会規程」（資料2-5【ウェブ】）、「点検評価企画委員会規程」（資料2-6【ウェブ】）、「FD推進委員会規程」（資料2-7【ウェブ】）、「自己点検・評価室に関する規程」（資料2-8-1【ウェブ】）、「自己点検・評価及び内部質保証推進委員会における外部委員に関する規程」（資料2-8-2【ウェブ】）において定めている。

なお、大学院についても、大学院学則第1条の2において、学則第1条の2と同様の規定を置いている。

他方、各学部・研究科及び事務局においては、「内部質保証推進のための委員会」を設置

第2章 内部質保証

するものとされており（獨協大学自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する規程第4条の2）、これを受けて、各学部・研究科及び事務局において、（委員会及び内規の名称はそれぞれ異なるものの）「内部質保証推進のための委員会」に関する規程及び内規が定められ、内部質保証に係る委員会が設置されている（資料2-9~16）。各規程及び内規において、各部署の内部質保証に係る委員会は、教育及び研究、組織及び運営等について点検・評価を行うとともに、内部質保証のための方針、手続、その推進のための体制及びこれらの機能の状況並びに教育研究活動、自己点検・評価結果及びその他諸活動の状況の公表状況の適切性及び点検・評価の状況を審議し、必要に応じて教授会・研究科委員会等に提案及び報告するものとされている。

2.1.2： 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制については、2019年6月の（臨時）自己点検運営委員会で学長から自己点検・評価室長に対し、体制を整備するよう要請があったことから、認証評価委員を中心として、関連規程改正、構成メンバーの見直し等を行った（資料2-17、2-18）。その結果、現在では、全学的には、自己点検・評価及び内部質保証推進委員会（既出資料2-5）（以下、「内部質保証推進委員会」という）、点検評価企画委員会（既出資料2-6）及びFD推進委員会（既出資料2-7）が設置されている。

内部質保証推進委員会は、自己点検・評価及び内部質保証を推進し、これを統括する全学的組織であり、学長・副学長以下、各学部長・研究科委員長、その他教育・研究に関わる各部署の長、自己点検・評価室長及び事務局長以下、各事務部門の長に加えて、2名の外部委員をもって構成されている（自己点検・評価及び内部質保証推進委員会規程第3条）。同委員会の主な役割は、全学的な見地から、自己点検・評価及び内部質保証に関する年度ごとの活動方針を策定すること、各学部・学科、研究科及び各部署の行った自己点検の結果を受けてこれを評価し、改善の指摘又は勧告を行うことである（自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する規程第3条（既出資料2-4）、獨協大学内部質保証方針〈組織と役割分担〉（1）（既出資料2-2））。

点検評価企画委員会は、内部質保証推進委員会の立てた基本方針に従って、全学的な自己点検・評価を実施する組織であり、自己点検・評価室長を委員長として、各学科長、各研究科主事、各学部・学科選出の委員、自己点検・評価室事務課長及び学長指名委員若干名をもって構成されている（点検評価企画委員会規程第2条（既出資料2-6））。なお、学部・学科選出の委員は、学部ごとに置かれる内部質保証の推進のための委員会の構成員（学部長、学科長、教務主任を除く）から選出するものとしており、これにより、各学部の内部質保証の推進のための委員会との連携をスムーズなものとするのを企図している。点検評価企画委員会の主な役割は、学部や研究科の内部質保証の推進のための委員会及び事務局自己点検・評価委員会と連携しながら、学部・研究科及び各部署からの教育研究等に関する年度

第2章 内部質保証

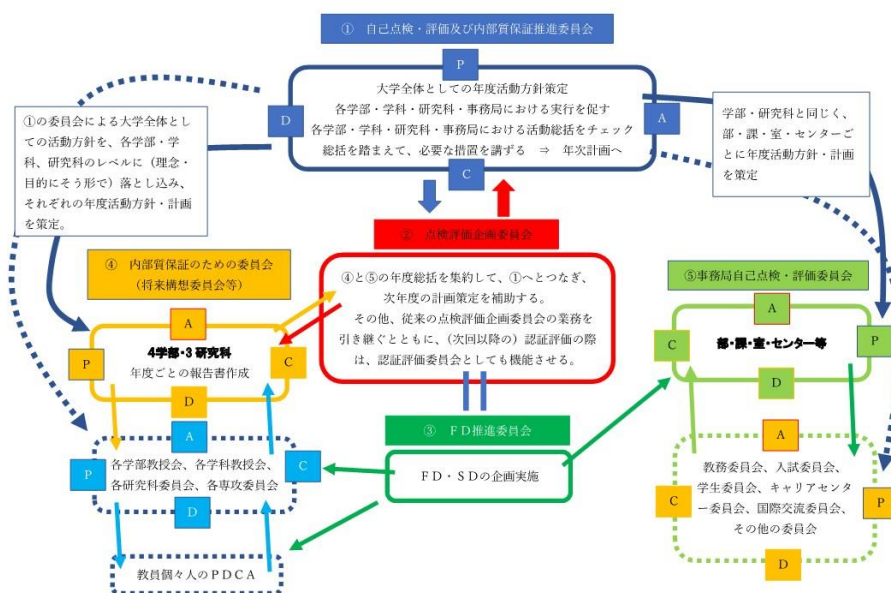
ごとの活動報告を集約して、これを点検・評価し、その結果と改善のための方策案を内部質保証推進委員会に報告すること、また内部質保証推進委員会から各部署に対して出された改善の指摘又は勧告に対して、実施計画を策定し、これを実行することである（点検評価企画委員会規程第3条（既出資料2-6）、獨協大学内部質保証方針〈組織と役割分担〉（4）（既出資料2-2）

FD推進委員会は、内部質保証推進委員会の下で、全学的なファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントの実施にあたる組織であり、その構成員は点検評価企画委員会と同様である（FD推進委員会規程第2条）。同委員会の主な役割は、全学的なファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントのための活動を企画し実施することであるが、それに加えて、教員と学生の教育環境改善に資する交流活動を企画し実施することや教育・研究の両面にわたる支援及び環境整備に関する事項にも当たるものとされている（FD推進委員会規程第3条）。

また、各学部・研究科に置かれている「内部質保証の推進のための委員会」（外国語学研究科では「3専攻委員会」、その他の学部・研究科では「将来構想検討委員会」）は、各学部では、学部長を長とし、学科長、教務主任等から構成され、各研究科では、研究科委員長を長とし、主事、専攻から選出される委員等から構成されている。同委員会の役割は、内部質保証推進委員会が策定した年度方針に基づき、学部・研究科それぞれの実情を踏まえて年度ごとの自己点検・評価及び内部質保証推進活動方針を策定し、その活動内容を検証することである（既出資料2-9~15）。

さらに、学部・研究科は、それぞれの活動方針に基づき、各種委員会（教務委員会、学生委員会等）と連携しながら、教育研究等にかかる年度ごとの活動を行う。その一方で、各種委員会は、内部質保証推進委員会が策定した年度方針に基づき、必要に応じて学部・研究科と連携しながら年度ごとの活動を行う。

<図2 内部質保証概念図>



第2章 内部質保証

2.1.3. : 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

従前の本学における全学的な内部質保証システムは、自己点検運営委員会において、年度計画を立案し（P）、点検評価企画委員会で実行（D）総括（C）し、最終的に自己点検運営委員会において検証（C）して次年度計画の策定につなげる（A）というPDCAサイクルを回すこととなっていたが、実際は、点検・評価（C）の段階で活動が停滞しており、次のステップである改善（A）へとスムーズにつながっていなかったことから、内部質保証システムは有効に機能しているとは言い難かった。

そのため、内部質保証システムが有効に機能するように、以下の体制整備を進めてきた。

- （1）学部・研究科における「将来構想検討委員会」を「内部質保証推進のための委員会」とした上で、その任務と権限を明確化することで、ミドルレベルでの内部質保証を実質化する（各学部・研究科将来構想検討委員会等内規（既出資料2-9~15））。
- （2）自己点検運営委員会の任務として「内部質保証の推進」を明記するとともに、委員会名称も「自己点検・評価及び内部質保証推進委員会」に改称し、かつ、外部有識者を構成員として加えることにより、客観性、妥当性を担保する（自己点検・評価及び内部質保証推進委員会規程（既出資料2-5））。
- （3）上記2点に関連する規程改正を行う（点検評価企画委員会規程（既出資料2-6）、FD推進委員会規程（既出資料2-7）、自己点検・評価室に関する規程（既出資料2-8-1））。

また、3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）については、大学基準協会からの2014年度「獨協大学に対する大学評価（認証評価）結果」（資料2-19）の指摘事項（努力課題）に基づき、3つのポリシーを含む各種方針について委員会で見直しを行い（資料2-20）、2015年7月の全学教授会で報告し、周知を図った（既出資料2-1）。さらに、大学基準協会からの「＜改善報告書検討結果＞（獨協大学）」（資料2-21）において、法学研究科と外国語学研究科における博士前期課程と博士後期課程のDP及びCPの内容が研究科内で同一であり、またAPの「求める学生像」の内容が同一であると

第2章 内部質保証

指摘されたことを踏まえ、今一度3つのポリシーについて全学的に更に見直しを進めることとなり、2019年6月の（臨時）自己点検運営委員会で学長から、認証評価委員会を中心に3つのポリシーの見直しについてのガイドラインを作成するよう要請がされた（資料2-22）。

そこで、認証評価委員会の中に部会を設けて3つのポリシーの見直しのガイドラインを作成し、各学部・学科、研究科に対し3つのポリシーの見直しを要請した（資料2-23、2-24）。その後、各学部・各研究科に設置されている「将来構想検討委員会」を中心に3つのポリシーの再設定を行い内部質保証推進委員会に提案したところである（資料2-25）。全学教授会及び大学院委員会の議を経て、2020年度末に公表する予定である。

点検・評価及び内部質保証に関する学部・学科単位での取り組みとして、例えば、フランス語学科では、教育内容の質保証という観点から、以下のような取り組みを行っている。

- (1) 大学全体で学期ごとに実施される「学生による授業評価アンケート」の結果に点検評価企画委員である学科長が目を通して問題点の把握に努めている。
- (2) 学科FDの取り組みとして、学科教員による現行カリキュラム研究会を実施している（資料2-26）。
- (3) 2014年度認証評価における指摘事項に対して、学科長及び点検評価企画委員が改善実施報告の取りまとめを行っている（資料2-27-1~4）。
- (4) 学科内に学科長、教務委員、認証評価委員、点検評価企画委員の4名からなる小委員会を設け、3ポリシーの見直しを行っている（資料2-28）。

また、国際教養学部では、将来構想検討委員会を定期的開催し、カリキュラムの検討、評価、見直しを行い、必要に応じて学部教授会に提案及び報告を行っている（資料2-29）。

認証評価機関等からの指摘事項に関する対応については、大学基準協会より2014年度の大学評価で指摘された事項に大学全体として真摯に取り組み、その改善結果については、2018年度に「改善報告書」を大学基準協会に提出したとおりである。「改善報告書」の時点では十分に対応しきれず、「＜改善報告書検討結果＞（獨協大学）」（既出資料2-21）において、再度指摘された事項については、先述したように研究科の3つのポリシーを始め、課題の解決に向けて全力で取り組んできた。ただし、学生の受け入れについては、第5章でも触れるが、十分な改善には至っていないため、内部質保証システムを機能させ、更に改善・向上につなげていく考えである。

なお、COVID-19への対応・対策については、国からの緊急事態宣言、埼玉県からの外出自粛要請に従い、学長の下での危機管理部会での検討、重要案件に関する部局長会審議を経ながら大学全体としての方針を決定してきた。2019年度末から、前学長のもとで検討を進め、卒業式・入学式の中止、授業開始の4月21日以降への延期、ゼミ合宿・学友会活動等の自粛、新入生のプレイスメント・テストのオンラインでの実施などの案を集約し、2020年3月11日の全学教授会で承認・了承された。2020年4月に入ってから、授業開始を5月11日まで延期することを決定し（4月1日第1回部局長会）、一方で対面授業以外の教育方法として遠隔授業（オンライン授業等）の準備を開始した。4月の第2週には緊急事態宣言・外出自粛要請（4月7日）を受け、構内への入構を禁止、最小限の職員で業務継続を図る体制に移行、第3週には今学期を全面的に遠隔授業とすることとし、その準備のために授業開始を5月25日まで再度延期することを決定した（4月16日第2回部局長会）。学生に対しては、遠隔授業へ全面的に移行することを伝え、その準備を要請していた。しか

第2章 内部質保証

し、経済的状況の悪化もあり、アンケート調査でも学生側の遠隔授業の準備が整っていないことも判明した。そこで、大学として早急に決断を行い、できるだけ手厚い支援策を示すことが必要と考え、学部生・大学院生全員に対して、給付型奨学金を支給すること、かつ速やかに授業開始前に本人に届けることを決定した（4月23日第3回部局長会）。ただし、今回の奨学金は、2020年度予算における予算外支出となることから、支出超過額を縮小するために、各部課室には2020年度予算配賦額から15%の経費削減と事業の先送りを依頼し、あわせて、将来に向けての特定資産積立金の凍結などを検討している。2020年5月以降も5月25日に始まる遠隔授業をスムーズに開始するための最終的な作業として、シラバスの公開・オンラインでの履修登録、教科書のオンライン通信販売などの授業準備、また遠隔授業実施のためのZoom、Webexのライセンス取得、新規LMS（Learning Management System）としての「manaba」の導入等を行った。また、秋学期の学事日程の検討も行い、遠隔授業と一部対面型の授業を行うこととし、7月29日に大学ホームページで公表した（資料2-30、資料2-31【ウェブ】）。

2.1.4. : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動の公表については、大学ホームページで全専任教員について個人ごとの「教員研究業績」を公表し（資料2-32【ウェブ】）、毎年度各学部・研究科の発行する紀要の研究論文等の大半を獨協大学学術リポジトリで公表する（資料2-33【ウェブ】）ほか、学科オリジナルサイト等にて各種の公表を行っている。外国語学部では英語学科を例に挙げれば、コース横断科目において「海外留学と国際理解」という科目を開設し、海外留学の教育的効果を重視する方針に沿って、グローバルマインドを持った情報発信型のリーダーを育成することを目的に、海外学修奨励賞（通称「香港プログラム」）を実施しており、その実績を英語学科オリジナルサイトで公表している（資料2-34【ウェブ】）。また、多くの英語教員を社会に送り出しているという英語学科の特徴を学科オリジナルサイトに載せている（資料2-35【ウェブ】）。国際教養学部では、学部所属教員の研究活動は年に2冊刊行されている国際教養学部紀要『マテシス・ユニウェルサリス』の第1号にて前年度の研究業績を掲載し公表している（資料2-36）。経済学部では、独自に年1～2回程度「Network経済」を作成し、経済学部としての教育、研究について公表している（資料2-37【ウェブ】）。法学部では、所属の専任教員に対して前年度における研究業績の報告を求め、これを紀要『獨協法学』に毎年度掲載するとともに（資料2-38）、獨協大学学術リポジトリにおいて公表している（既出資料2-33）。

大学院では、例えば経済学研究科においては、活動内容を公表する手段として、経済学

第2章 内部質保証

研究科ホームページ（資料2-39【ウェブ】）と大学院紀要『獨協経済研究』（資料2-40）を活用している。ホームページでは、「前期課程の各コース、後期課程の特色」、「担当教員紹介」、「開講科目/シラバス」、「論文指導教員と論文題目一覧（過去5年分）」などを公表している。紀要には、「経済学研究科研究会」、「修士論文・博士論文の概要」、「開講授業科目の概要」などを掲載している。また、「経済学研究科研究会」と「修士論文・博士論文の概要」については、2018年度から学術リポジトリを通じて公表するようになった（資料2-41【ウェブ】）。

自己点検・評価活動の公表については、過去の認証評価受審時に作成した『自己点検・評価報告書2007』（資料2-42【ウェブ】）、『自己点検・評価報告書2014』（資料2-43【ウェブ】）を公表しているほか、本学の自己点検運営委員会が出している方針に基づく「2018（平成30）年度自己点検・評価活動総括」（資料2-44【ウェブ】）と事務局自己点検・評価委員会が出している方針に基づく「2018年度事務局自己点検・評価活動総括」（資料2-45【ウェブ】）を公表している。

財務情報の公表については、紙媒体の広報誌『獨協大学ニュース』に毎年掲載してきたが、ペーパーレス化の取り組みを進め、現在は大学ホームページで広く公表している（資料2-46-1【ウェブ】）あわせて、『獨協大学学報』（資料2-46-2）においても、財政開示を行っている。

その他の諸活動の情報の公表については、学校教育法施行規則第172条の2の情報の公表に基づき、大学ホームページの「法令等に公表を規定された情報」で公表している（資料2-47【ウェブ】）。

しかしながら、情報の公表に関する検証システムがないことから、今後構築していく必要がある。

2.1.5. : 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムについては、全学的な点検評価企画委員会と各学部・研究科独自の「内部質保証推進のための委員会」を通じて点検・評価及び内部質保証の推進を行っている。点検評価企画委員会では、「改善報告書検討結果」にある問題点につき継続的に点検・評価を行っている（資料2-48-1～2）。

全学的な内部質保証体制及びその適切性の検証については、2.1.3.で先述したように、従来の内部質保証システムではPDCAサイクルのC及びAが不十分であったことから、内部質保証システムそのものの見直しを行い、Aの部分が機能するような体制整備を進めた。しかし、例えば、3つのポリシーは定められているものの、それぞれのポリシーの達成度を測るための適切な情報収集が行われておらず、客観的な分析結果に基づく改善策の策定が行わ

第2章 内部質保証

れてないのが実状であり、更なる改善が急務となっている。また、従来のシステムを見直し、新たな内部質保証システムを整備したが、現時点ではPDCAサイクルを回し始めた段階のため、新たな内部質保証システムが十全に機能しているか、実際にどう改善につなげているかについては、2020年度に内部質保証チェックシートを各学部・学科、研究科及び関連部課室（委員会）に対し試行的に実施した（資料2-49）。内部質保証チェックシートの結果も含め、今後、定期的な検証が求められる。

点検・評価結果に基づく改善・向上について、例えばフランス語学科では、学科長、教務委員、時間割委員などが中心になって、授業運営、カリキュラム、ディプロムといった観点から教育の質保証に向けた検討を常時行っている。また学科独自に、学科教員によるカリキュラム研究会を実施しており、2020年度には、Slackを用いたオンライン授業に関する勉強会を実施している（資料2-50-1）。さらに、全学の点検評価企画委員会を通じて、学科所属教員が担当する過少科目のチェックと改善を行っている。英語学科では、特に英語の学習に関する点検評価を重視し、学科内に「英語教育カリキュラム検討委員会」（English Language Education Curriculum Development Committee（ELECDC））を設け、議論の結果を適宜、学科教授会に報告し、英語教育の改善・向上に努めている。また、原則毎月開催される学科教授会において、「授業スキル交換会」を行い、授業の質の向上に役に立つアクティブ・ラーニング関連の情報交換をしている（資料2-50-2）。国際教養学部では、学部の英語及び選択言語（スペイン・中国・韓国）担当教員は各学年の習熟度を定期的に確認し、次学期、次年度の指導方針を定期的なミーティングにおいて検討している。また学部将来構想検討委員会を中心に8つの研究科目群担当教員ごとに、学部の教育理念・目的に沿った科目設置になっているかの検証をし、改善点等のチェックを行っている（資料2-51）。

大学院では、2014年度の点検・評価結果に基づき、次のとおり改善を行った。「博士前期・後期課程の学位授与方針」の改定、「教育課程の編成・実施方針」の設定、「学生の受け入れ方針」の改定及びホームページ（資料2-52~57【ウェブ】）等での公表、また、シラバスにおける「科目における到達目標」（資料2-58~60【ウェブ】）の公表、法学研究科、外国語学研究科及び経済学研究科における「学位申請論文審査基準」の明文化及び公表である（資料2-61）。修業年限内に学位を取得できず、いわゆる単位取得満期退学後に学位論文を提出し合格した者に対し「課程博士」として学位を授与していた規程を改正し、在籍者のみを「課程博士」の学位授与の対象としている（資料2-62）。このほかにも各研究科の内部質保証体制としての「将来構想検討委員会」（外国語学研究科では「3専攻委員会」）の規程整備、大学院履修登録及び成績に関する処理基準（成績疑義照会を含む）（資料2-63）等の改善・向上に努めた。また、定員確保のため志願者増に向けた外部進学相談会への参加（資料2-64）、学部学生を対象としたシンポジウムを開催するなど大学院への関心を高める企画を行っている（資料2-65）。

2.2.長所・特色

なし。

2.3.問題点

全学的な内部質保証体制及びその適切性の検証については、内部質保証システムが有効

第2章 内部質保証

に機能するよう体制の整備をしているが、例えば、3つのポリシーの達成度を測るための適切な情報収集や客観的な分析結果に基づく改善策の策定が不十分である、アセスメント・ポリシーが未制定である、内部質保証推進委員会と教務委員会、入試委員会、学生委員会等との連携の仕組みが十分に構築されていない、各学部・研究科の自己点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進委員会の改善支援の体制が十分でないなど、更なる改善が急務である。また、情報の公表に関する検証システムについても今後作成していく必要がある。

2.4.全体のまとめ

従来の本学の内部質保証システムでは、PDCA サイクルの A が不十分であったため、内部質保証が有効に機能するよう全学的な方針や内部質保証システムの整備を進めた。ただし、現時点では体制が整備され、PDCA サイクルを回し始めた段階であるため、内部質保証システムが十全に機能しているかについては、今後、定期的な検証を行う必要がある。この点に関連して、内部質保証推進委員会と他の組織との連携、内部質保証システムの有効性（改善へのフィードバック、各学部・研究科の PDCA サイクルに対するマネジメント及び改善支援など）についても、現時点では必ずしも万全とは言えないところもあるため、定期的な検証と改善を通じて、有効に機能させていくよう取り組んでいく。以上のことから、一部に改善すべき課題はまだ残るものの、大学基準はおおむね満たしていると言えよう。

【第2章 根拠資料】

- 2-1 「獨協大学の各種方針」（全学教授会資料 171-3）（2015年7月31日付）
- 2-2 「獨協大学内部質保証方針」（全学教授会資料 209-6-4）（2020年3月11日付）
- 2-3 「内部質保証」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/plan/assurance.html>
- 2-4 「獨協大学自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/3_jikotenken_kitei_20200415_2.pdf
- 2-5 「自己点検・評価及び内部質保証推進委員会規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/4_uneii_kitei_2020.pdf
- 2-6 「点検評価企画委員会規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/6_tenkenhyoka_kitei_2020.pdf
- 2-7 「FD 推進委員会規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/7_FD_kitei_2020.pdf
- 2-8-1 「自己点検・評価室に関する規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/11_hyokasitu_2020.pdf
- 2-8-2 「自己点検・評価及び内部質保証推進委員会における外部委員に関する規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/5_gaibukitei_2020.pdf
- 2-9 「外国語学部将来構想検討委員会内規」
- 2-10 「国際教養学部将来構想検討委員会内規」
- 2-11 「経済学部将来構想検討委員会内規」
- 2-12 「法学部将来構想検討委員会内規」
- 2-13 「法学研究科将来構想検討委員会内規」

第2章 内部質保証

- 2-14 「外国語学研究科3専攻委員会内規」
- 2-15 「経済学研究科将来構想検討委員会内規」
- 2-16 「事務局自己点検・評価委員会規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/9_hyokasitu_kitei_2020.pdf
- 2-17 「議題1.2014年度大学評価（認証評価）結果に対する「改善報告書」の検討結果報告と今後の対応について」（第156回（臨時）自己点検運営委員会議事録）（2019年6月11日付）
- 2-18 「獨協大学における「内部質保証」体制整備について」（第82回点検評価企画委員会資料1-2）（2019年6月26日付）
- 2-19 「獨協大学に対する大学評価（認証評価）結果」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/jikotenken/pdf/dokkyo_jikotenken2014.pdf
- 2-20 「議題2.各種方針について（修正案）」（第145回（臨時）自己点検運営委員会議事録）（2015年6月30日付）
- 2-21 「＜改善報告書検討結果（獨協大学）＞」
- 2-22 「議題1.2014年度大学評価（認証評価）結果に対する「改善報告書」の検討結果報告と今後の対応について」（第156回（臨時）自己点検運営委員会議事録）（2019年6月11日付）
- 2-23 「3ポリシー見直しのガイドライン（1）」（認証評価委員会資料1-2）（2020年5月13日付）
- 2-24 「3ポリシー見直しのガイドライン（2）」（認証評価委員会資料1-4）（2020年6月3日付）
- 2-25 「各学部、学科、研究科における3つのポリシー（案）」（自己点検・評価及び内部質保証推進委員会資料2）（2020年10月20日付）
- 2-26 「議題1.学科長報告」（第4回学科教授会議事録）（2019年5月22日）
- 2-27-1~4 「認証評価改善進捗状況一覧」（2015年度、16年度、17年度、18年度）
- 2-28 「議題4.第3期認証評価について」（第4回学科教授会議事録）（2019年5月22日付）
- 2-29 「人事にかかわる検討項目への将来構想検討委員会の提案」（国際教養学部教授会資料175-5-5）（2019年7月10日付）
- 2-30 「新型コロナウイルス対応に関する部局長報告（専任教員対象）」（全学教授会資料210-3-1-1）（2020年8月15日付）
- 2-31 「秋学期授業日程のお知らせ」（2020年7月29日付）
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200729003667.html>
- 2-32 「教員研究業績」（例：外国語学部交流文化学科 教授 花本広志先生）
<https://www.dokkyo.ac.jp/research/faculty/perform/80493388>（数値は教員ごとの番号）
- 2-33 「獨協大学学術リポジトリ」
<https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/>
- 2-34 「香港プログラム in 外国語学部英語学科オリジナルサイト」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/eng/hongkong.html>

第2章 内部質保証

- 2-35 「英語教職関連 in 外国語学部英語学科オリジナルサイト」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/eng/teacher.html>
- 2-36 「2018年度研究業績」（国際教養学部紀要『マテシス・ユニウエルサリス 21-1』）
- 2-37 「Network 経済」 Vol.35・36
<https://www.dokkyo.ac.jp/eco/images/nt/nt-vol-35-36.pdf>
- 2-38 「法学会会員研究活動報告（2017年4月～2018年3月）」
『獨協法学』第106号 pp.523-552.
- 2-39 「経済学研究科 Web ページ」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/economics/>
- 2-40 『獨協経済研究』（獨協大学大学院経済学研究科）
- 2-41 『獨協経済研究』（図書館ホームページの学術リポジトリ）
https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=268&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=17
- 2-42 『自己点検・評価報告書 2007』
https://www.dokkyo.ac.jp/of/jikotenken/pdf/dokkyo_jikotenken2007.pdf
- 2-43 『自己点検・評価報告書 2014』
https://www.dokkyo.ac.jp/of/jikotenken/pdf/dokkyo_jikotenken2014.pdf
- 2-44 「2018（平成30）年度自己点検・評価活動総括」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/jikotenken/pdf/01_2018_jikotenken.pdf
- 2-45 「2018年度事務局自己点検・評価活動総括」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/jikotenken/pdf/02_2018_jikotenken.pdf
- 2-46-1 「財政開示、事業報告・計画」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/finance/>
- 2-46-2 「財政開示」『獨協大学学報』第36号（2020年3月）
- 2-47 「法令等に公表を規定された情報」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/>
- 2-48-1 「2017年度認証評価結果対応状況一覧（関連学部、学科、研究科及び部課室）」
- 2-48-2 「2017年度認証評価結果改善進捗状況一覧」
- 2-49 「内部質保証チェックシート」（第162回自己点検・評価及び内部質保証推進委員会資料 3-1～3）（2020年10月20日付）
- 2-50-1 「フランス語学科オンライン授業勉強会」
- 2-50-2 「第2回授業スキル交換会」（第431回英語学科教授会議事録）（2019年4月24日付）
- 2-51 「国際教養学部将来構想委員会（カリキュラム検討部会）議事録（第1回-第8回）」
- 2-52 「法学研究科>特色>博士前期課程・博士後期課程」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/law/feature.html>
- 2-53 「外国語学研究科>特色>博士前期課程・後期課程」
https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/foreign_languages/feature/guide1.html

第2章 内部質保証

- 2-54 「博士前期課程 英語学専攻英語教育専修コース」
https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/foreign_languages/feature/guide2.html
- 2-55 「経済学研究科>特色>博士前期課程」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/economics/feature/guide1.html>
- 2-56 「経済学研究科博士前期課程情報専修コース（1年コース）」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/economics/feature/guide3.html>
- 2-57 「経済学研究科>特色>博士後期課程」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/economics/feature/guide4.html>
- 2-58 「シラバス（刑法特殊講義Ⅲ 若尾）」（法学研究科）
<https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/gs/05647.html>
- 2-59 「シラバス（ドイツ文学研究 工藤）」（外国語学研究科）
<https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/gs/13969.html>
- 2-60 「シラバス（経済政策演習 倉橋）」（経済学研究科）
<https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/gs/21899.html>
- 2-61 『2020年度大学院の手引』（学位授与方針 pp.28-30、学位申請論文審査基準 pp.31-34.）
- 2-62 「議題2. 学位規程および関連規程の一部改正・廃止について」（満期退学者の課程博士の学位取得に関する規程の改正）（第363回大学院委員会議事録）（2017年3月8日付）
- 2-63 「議題4. 大学院の履修登録及び成績に関する処理基準について」（第373回大学院委員会議事録）（2018年3月7日付）
- 2-64 「議題3. ①日本学生支援機構外国人学生のための進学説明会について（報告）」（第377回大学院委員会議事録）（2018年7月18日付）
- 2-65 「議題5. ②外国語学研究科主催のシンポジウム実施報告」（第380回大学院委員会議事録）」（2018年12月19日付）

第 3 章

教育研究組織

第3章 教育研究組織

第3章 教育研究組織

3.1.現状説明

3.1.1. : 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、学則第1条にうたわれている目的及び使命を達成すべく、大学設置基準及び法令要件を踏まえて学部・学科、研究科を設置しており、また、社会や時代の要請に応えるべく附属機関を設置している。これらの学部・学科、研究科及び附属機関（最寄駅近くにある市民相談施設の「地域と子どもリーガルサービスセンター」は除く）については、全て一つのキャンパスに設置している。

<図3 獨協大学組織図>



出典： <https://www.dokkyo.ac.jp/about/outline/organization.html>

第3章 教育研究組織

(1) 学部・学科

本学は、外国語学部（ドイツ語学科、英語学科、フランス語学科、交流文化学科）、国際教養学部（言語文化学科）、経済学部（経済学科、経営学科、国際環境経済学科）、法学部（法律学科、国際関係法学科、総合政策学科）の4学部・11学科を設置している。学則第8条から第11条に定められているように、各学部・学科では、社会や時代の要請に応えられるような国際的視野を持った教養人の育成を共通の目的としつつ、それぞれの分野に固有の専門教育を行っている。

また、本学における教育の目的を達成するために、学部・学科における専門教育を補完するものとして、学部・学科の枠を超えて履修できる教養教育プログラムである全学共通授業科目を置いている（資料3-1~3【ウェブ】）。その基本計画は、学長を長とする全学共通カリキュラム委員会で最終的に策定する（資料3-4）が、実際の運営は教務部長を長とする全学共通カリキュラム運営委員会が行っている（資料3-5）。

(2) 研究科（専攻、コース）

本学では、学部を基礎として法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科の3研究科を設置し、大学院学則第3条に明記されているとおり、各研究科に課程、専攻・コースを置いている。各研究科では、大学院学則第1条及び第2条第2項から第4項に定められているように、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを共通の目的としつつ、それぞれの分野に固有の高度な専門教育を行っている。

(3) 附属機関

本学の建学の理念である「大学は学問を通じての人間形成の場である」の一文は、教育活動だけではなく研究活動の礎でもある。まず学則第80条の2により附属機関として以下の2センターを置いている。

(3-1) 教育研究支援センター

教育研究支援センターは、教育研究活動の発展を図り、貴重な学内資源を効率的に活用するために、教育研究支援機能を組織横断的に集約した組織として設立され、本学の建学の理念及び教育目的に基づいた教育研究を前進させ、学生の修める学習成果を高めるための支援を行っている（資料3-6【ウェブ】）。

(3-2) 国際交流センター

国際交流センターでは、様々な国との間での学生交流、学術交流を推進しつつ、その成果をインターナショナル・フォーラム等で広く学内・学外に発信している。また、本学への留学生と地域住民との交流の場を設けることで、地域における異文化理解の推進などにも寄与している（資料3-7【ウェブ】）。

さらに、開学以来の伝統を重んじながら、現代社会の要請にも応えるべく4つの研究所を置き、これに本学に所属する教職員が適宜関わりながら、建学の理念の実現を目的として研究活動を行っている。また学術倫理規程（資料3-8-1）を踏まえた教職員の多彩な研究活動を支援する目的で「獨協大学研究方針」を定めた（資料3-8-2【ウェブ】）。

(3-3) 地域総合研究所

少子高齢化に伴い、ベッドタウンにおける地域財政、地域産業、地域生活の今後をどう展望するかという問題意識に基づき、地域総合研究所では、大学の所在地である埼玉県草加市

第3章 教育研究組織

における「ポスト・ベッドタウン」の在り方など、地域をめぐる様々な課題について研究活動を行い、その成果を機関誌やシンポジウム等を通じて学内・学外に発信している（資料3-9【ウェブ】）。

(3-4) 環境共生研究所

多様な人間関係の場を根底で支えているのは自然環境だが、現代ほど、自然環境を守り人類の平和と安寧を促進し、子孫に負の遺産を遺さないための知恵の結集と努力が求められている時代はない。このような問題意識から設立された環境共生研究所では、地域から地球全体までの規模で考慮した環境問題の解決に向けての調査・研究を行い、その成果をフォーラムやシンポジウム等の形で広く学内・学外に発信している（資料3-10【ウェブ】）。

(3-5) 外国語教育研究所

外国語教育研究所では、複言語主義を柱に据えて異文化理解、多様な社会における高度なコミュニケーションを中心に研究を行い、その成果を紀要やシンポジウム等を通じて学内・学外に還元している（資料3-11【ウェブ】）。

(3-6) 情報学研究所

情報学研究所では、本学に蓄積されてきた教育・研究に関する多くのデータを情報化し、それらのデータを効率よく処理するためのシステム、データベースの構築などをテーマに、学内・学外での研究活動を行っている（資料3-12【ウェブ】）。

3.1.2. : 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、経済学部国際環境経済学科が2013年4月に設置されて以降、学部・学科、研究科の増設は行われていないが、学部・学科、研究科を増設するに際しては、学長を長とする増設委員会が置かれ、社会や時代の要求、全学的なバランスなどを考慮しつつ議論が行われる。

組織の改編に関しては、2019年度外国語学研究科内におけるカリキュラム改正、すなわち修士課程日本語教育専攻（1年制）の廃止、大学院科目等履修生に対する「英語教育研修プログラム」の新設及び博士前期課程英語学専攻英語教育専修コース（1年コース）を例挙できる。手続としては同じであるため、修士課程日本語教育専攻（1年制）廃止についてのみ触れることにする。まずは、外国語学研究科委員会において当該専攻から、（1）他大学及び他大学院等での日本語教員養成講座の整備に伴い日本語教育専攻では当初想定していたような学生の受験がそれほど見込めなくなってきたこと、（2）日本語学・日本語教育を専門とする専任教員が2名しかいない中で指導体制を維持することが難しい状況など、現状に関する確認、問題提起が行われ（資料3-13）、数度にわたる審議（資料3-14~16）の上で廃止の承認がなされた後に、学長を長とする大学院委員会での議（資料3-17、3-18）を経て

第3章 教育研究組織

最終決定が下された。このように、日本語教員に対する専門的知識の教授が社会的に急務とされた2005年に設置された当該専攻は、その一定の役割を終えたとの認識のもとに廃止された。

附属機関、とりわけ4つの研究所に関しては、2007年に設置された地域総合研究所を例に挙げる。当該研究所では、年度ごとに活動方針を立て年度末にその総括を行い、次年度に向けての改善方策を検討した上で、学長の諮問機関である部局長会に報告している（資料3-19）。さらに、6年ごとにその活動内容の点検・評価を部局長会で行い、今後の展望や存廃についても議論をした上で、全学教授会に報告を行っている（資料3-20）。他の3研究所についても、同じような手続を経て定期的に点検・評価を行っている。

以上のとおり、本学においては、時代や社会の変化・要請を視野に入れながら、既存の教育研究組織の適切性について定期的に検証し、必要に応じてその改廃や改編を行っている。

3.2.長所・特色

本学の教育研究組織は、大学構成員全てが一つのキャンパスで基礎教育課程、専門教育課程、大学院課程、研究活動を隔てることなくシームレスに連携して活動できる点に特色がある。全学共通授業科目の外国語科目の履修が専門課程の第3・4学年になっても継続でき、また全学共通授業科目の講義科目も学部・学科の隔たりなく全学部学生が履修可能で、そして学部卒業後更なる研究を大学院で継続して行えるなど、全て一つのキャンパス内で学びを全うできる利点を有している。

専門性の深化を互いに共有する機会として、本学の附属機関も教職員が情報交換する場として機能している。教育研究支援センターはIT機器の管理や教育システムとデータベースの構築など適切なサポートを行うのみならず、講習会を開催している。どの研究所も講演会開催を頻繁に行うなどして研究成果を公開しており、特に国際交流センターの国際ナショナル・フォーラムでは、国内外の著名な研究者を招き活発な議論を通じて世界的な規模で大学全体の知的関心に刺激を与え続けている。また地域総合研究所と環境共生研究所では、大学周辺地域に密着した地道な研究を通して、草加市など近隣自治体職員を研究員に迎えるなど、本学の学術的成果が学外に還元できるよう努めている。

3.3.問題点

本学の組織の改組提案は、各学部・研究科、附属機関を管掌する各委員会や学長の諮問機関である部局長会（学則第73条）が調整の上発案し、それを受けて各組織が改善に着手する。この調整型トップダウンの方法は組織の部分的改善のレベルに留まり、根本的な刷新のためには不十分と思われる。今後は各組織の自己点検・評価活動が実質的に機能し、3ポリシーを踏まえ自立した検証をなし得るかが重要になる。

また本学の特色である教養教育と専門教育との連携に関して、機構改革の観点から再検証が必要である。教員の教育と研究の負担バランス、教職員同士の交流活動及び大学外部に向けたフィードバックは特に客観的評価基準に基づいて評価することが望まれる。特に全学共通授業科目は本学の教養教育の重要な役割を担うにもかかわらず、組織構造が二層化され、それぞれの長を多忙な学長と教務部長が兼務している。全学共通授業科目独自の運営主体が全学的な見地から組織決定をする機構へ脱皮しないと、将来の教養教育の根本的な

第3章 教育研究組織

見直しは困難だろう。

3.4.全体のまとめ

本学は上記の理念・目的にのっとり、充実した教育のため一つのキャンパスで学べる利点を最大限活用している。現在設置されている4学部3研究科2センター4研究所も相互に円滑に連携し、学びの包括的な知識の広がりや連続した深化を実現するよう努力している。どの組織も現今の学問動向や社会的情勢に配慮し、時宜を逸することなく改革を行ってきた。基礎教養と専門教育のバランスを重視し、両者が断絶せずに総合的な知を形成する、総合大学としては理想的な「学び」の環境を本学は実現している。

現状の各学部・研究科と附属機関が教職員の交流を更に積極的に進め、自発的な変革意識を維持し続けることが重要である。本学には人材や制度自体は十分に備わっているから、適切な自己点検・評価が継続されれば変革が停滞することはないだろう。以上から現在の教育研究組織は大学基準を充足していると言える。

【第3章 根拠資料】

3-1 「全学共通カリキュラムについて」

https://www.dokkyo.ac.jp/research/common_curriculum/info.html

3-2 「全学共通カリキュラムの歴史」

https://www.dokkyo.ac.jp/research/common_curriculum/history.html

3-3 「科目構成」

https://www.dokkyo.ac.jp/research/common_curriculum/course.html

3-4 「全学共通カリキュラム委員会規程」

3-5 「全学共通カリキュラム運営委員会規程」

3-6 「教育研究支援センターについて」

https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/info/explanation.html

3-7 「国際交流センター紹介」

https://www.dokkyo.ac.jp/international/international_center/info/

3-8-1 「獨協大学学術倫理規程」

3-8-2 「獨協大学研究方針」

https://www.dokkyo.ac.jp/about/files/kenkyu_houshin.pdf

3-9 「地域総合研究所設立趣旨」

<https://www.dokkyo.ac.jp/research/chiikiken/info/purpose.html>

3-10 「環境共生研究所設立趣旨」

<https://www.dokkyo.ac.jp/research/kankyoken/info/purpose.html>

3-11 「新・外国語教育研究所設立の趣旨」

<https://www.dokkyo.ac.jp/research/amanoken/info/purpose.html>

3-12 「情報学研究所設立趣旨」

<https://www.dokkyo.ac.jp/research/johoken/info/purpose.html>

3-13 「議題 7. 日本語教育専攻のあり方について」（2018年度第2回外国語学研究所委員会議事録）（2018年5月16日付）

第3章 教育研究組織

- 3-14 「議題 1. 日本語教育専攻廃止に関する学則・規程等の変更について（案）」（2018年度第3回外国語学研究科委員会議事録）（2018年6月20日付）
- 3-15 「議題 1. 日本語教育専攻廃止に関する学則・規程等の変更について（案）」（2018年度第4回外国語学研究科委員会議事録）（2018年7月11日付）
- 3-16 「議題 1. 日本語教育専攻廃止に関する学則・規程等の変更について（案）」（2018年度第5回外国語学研究科委員会議事録）（2018年10月10日付）
- 3-17 「議事 5. ② 日本語教育専攻のあり方について」（第376回大学院委員会議事録）（2018年7月18日付）
- 3-18 「議事 3. 日本語教育専攻廃止に関する学則・規定等の変更について（案）」（第378回大学院委員会議事録）（2018年11月28日付）
- 3-19 「地域総合研究所 2018年度事業報告および2019年度事業計画」
- 3-20 「獨協大学地域総合研究所6年間の活動実績（2013～2018年度）と今後の展望」

第 4 章

教育課程・学習成果

第4章 教育課程・学習成果

4.1.現状説明

4.1.1.: 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1： 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

「語学の獨協」と言われる本学では、建学の理念である「大学は学問を通じての人間形成の場である」を基礎に（本報告書第1章 1.1.1.及び 1.2.参照）、各学部・学科、各研究科の特徴を踏まえて、授与する学位ごとに学位授与方針を定めている（資料 4-1【ウェブ】）。

そこでは、「語学の獨協」にふさわしく、まず外国語の運用能力の修得を学位授与の共通方針の一つに掲げている（共通技能）。また、上記の建学の理念を実現するべく、国際的視野を有する「教養」を修得し（共通知識）、「教養人としての態度・振る舞い」を身に付けることも学位授与の共通方針としている（共通態度）。その上で、学士課程では、学部・学科ごとにその特徴を十分に踏まえ、学士として求められる専門的知識や技能、さらには専門家としての態度の修得を学位授与方針として定めている（専門知識・専門技能・専門態度）。

また大学院では、各研究科の専門性・特長を十分に踏まえた上で、博士前期課程と博士後期課程に分けて学位授与方針を定めている。各研究科ではその学位授与方針にのっとり、学位論文審査基準を制定・公表している（資料 4-2-1~3【ウェブ】、詳細は 4.1.5 参照）。

以上の学位授与方針は、前掲の大学ホームページ上の一覧掲示のほかに、各学科・研究科のページにおいて公表するとともに（資料 4-3-1~15【ウェブ】）、大学パンフレット『Wissenschaft』（資料 4-4【ウェブ】）や『大学院の手引』（資料 4-5【ウェブ】）などを通じて広報を行っている。

もっとも、従来の「学位授与の方針」は全般的にその内容がコンパクトで、具体性に欠けるという問題点があったほか、学部・研究科によっては学位授与にふさわしい学習成果が必ずしも明記されていないケースや、同一学部内の学科ごとの特徴・差異を学位授与の方針に十分反映させていないケース、別種の学位に対して方針内容が同一であるというケース（「改善報告書の検討結果」（資料 4-6）において法学研究科と外国語学研究科で博士前期課程と博士後期課程の方針内容が同一であると指摘された）も存した。

そのため、認証評価委員会の中に3ポリシー見直しワーキンググループが結成され、2019年7月に「3ポリシー見直しのガイドライン（1）」（資料 4-7）を定め、これを各学部長、研究科委員長に提示し（資料 4-8）、各学部・学科、各研究科に対して、2021年度の認証評価受審に向けて「内部質保証」の推進を図る観点から、まずは「学位授与の方針（DP）」の見直しを要請し、その全面改訂が行われ、それに基づき改訂される他のポリシーと一括して自己点検・評価及び内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証推進委員会」という。）

第4章 教育課程・学習成果

の議を経て2020年度中に全学教授会で承認され、公表される予定である（資料4-9）。

この新たな「学位授与の方針（新DP）」では、各学部・学科、各研究科の教育目標を冒頭で明示してその教育目標を敷衍（ふえん）する形で、各学位を授与する際の学生が修得すべき知識、技能、態度等を具体的に提示し、その裏付けとなる能力をより明確にした。特に、「態度・志向性」に関しては、各学部・学科の卒業生と各研究科の修了生がそれぞれにふさわしい高い「倫理観」と「市民としての社会的責任感」の涵（かん）養を学位授与方針の一つとして掲げた。

また、各学部・学科、各研究科の教育により養成される「能力」に関しては、日本学術会議が作成した「各分野の教育課程編成上の参照基準」を十分に踏まえたうえで、具体的な学位授与方針が定められた。

4.1.2. : 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1： 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2： 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、4.1.1.で述べた学位授与方針に基づいて、学部生に対して全学共通の知識・技能・態度の修得と、各学部・学科に固有の専門的な知識・技能・態度の修得をさせるべく、授与する学位ごとに、「外国語教育」・「教養教育」・「専門教育」の各教育課程を編成することを「教育課程の編成・実施方針」において定めて公表し（資料4-10【ウェブ】）、これらを実施している。また、大学院生に対しては、各研究科に固有の専門的な知識・技能・態度の修得をさせるべく、授与する学位ごとに「専門教育」の教育課程を編成することを定めて公表し（既出資料4-10【ウェブ】）、これらを実施している。以下、具体的に詳述する。

まず学士課程であるが、「外国語教育」では、特に、「読む」、「書く」、「話す」、「聞く」という運用能力を総合的に養成し、学生を専門的なレベルに到達させるカリキュラムを全学的に編成し、実施すること（資料4-11-16）、これに加えて、外国語学部、国際教養学部及び経済学部では、外国語の運用能力に関して、学生を特に高度な専門的レベルに到達させるための独自のカリキュラムを編成し実施することを方針としている（資料4-11-2~10）。これらの方針の実現のため、学習到達度別のクラス編成を採用するとともに、演習教室を使った少人数のきめ細やかな指導を行っており、実際に学生の能力開発・向上に役立っている。

また「教養教育」では、方針実現のため「全学共通授業科目」の枠組みで、「ことばと思想」から「歴史と文化」、「現代社会」、「自然・環境・人間」、「スポーツ・レクリエーション」及び「外国語科目」まで多岐にわたる科目を配置したカリキュラムを全学的に編成し実施している（資料4-11-15-1~2 一部【ウェブ】、既出資料4-11-16）。

さらに「専門教育」では、学科ごとに、体系的な専門知識、技能・態度を修得できるよ

第4章 教育課程・学習成果

う、カリキュラムを独自に編成し実施している（資料4-11-1~14）。なお、国際教養学部言語文化学科では、所属学生が国際的な教養を幅広く身に付けられるように学科カリキュラムと全学共通授業科目とを高度に融合させた独自のカリキュラムを編成する一方で、第2学年から第4学年の3年間、持ち上がりのゼミにおいて専門的な学修を行い、当該ゼミにおいて卒業論文を作成することを必修とすることで、「教養教育」と「専門教育」の2つが高いレベルで両立するよう、十分に配慮した教育課程の編成がなされている（既出資料4-11-6）。

以上の教育課程の編成・実施方針については、獨協大学ホームページの「学部・学科、大学院」のページにおいて、学科ごとに、区分して公表するとともに（既出資料4-3-1~15【ウェブ】）、大学パンフレット『Wissenschaft』などを通じて（既出資料4-4【ウェブ】）、その広報に努めている。また、各学部・学科、研究科のオリジナルサイトやパンフレットでは、具体的な言葉や写真などを利用して、各教育課程の編成・実施方針の特色を分かりやすく広報している（資料4-12-1~14一部【ウェブ】、既出資料4-5【ウェブ】）。さらに在学学生には、『履修の手引』を通じて、各教育課程の編成・実施方針及びその実施の詳細を周知している（既出資料4-11-1~16）。

大学院においては、研究科ごとに、その専門性と特徴に応じて固有の専門的な知識・技能・態度を院生が修得するべく、授与する学位ごとに「専門教育」の教育課程を編成することを定め、これらを実施している（既出資料4-10【ウェブ】）。

以上の現行の「教育課程の編成・実施方針」は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分や授業形態など、教育についての基本的な考え方が曖昧な表記にとどまる部分や精緻な記述を欠く部分が見られたため「学位授与の方針（DP）」の見直しに合わせて改訂作業を行った。具体的には、学位授与の方針の見直し作業の進捗に合わせ、2019年12月に認証評価委員会3ポリシー見直しワーキンググループが「3ポリシー見直しのガイドライン（2）」を定め（資料4-13）、各学部・学科、各研究科に提示し、その後、それぞれの将来構想検討委員会及び学科教授会が「教育課程の編成・実施方針（CP）」及び「入学者受け入れ方針（AP）」の改訂作業を進め、内部質保証推進委員会の議を経て全学教授会の承認の上、2020年度末に公表する予定である（既出資料4-9）。この新たな教育課程の編成・実施方針においては、外国語教育、教養教育、専門教育のそれぞれの大区分について、学位授与の方針において学位の裏付けとなる「能力」として定義された知識・理解、技能・態度・志向性が、どの科目群によってどの段階で養われるかを明示した。また、各学部・学科、各研究科の履修系統図をこの教育課程の編成・実施方針（CP）に合わせて改定し、2020年度末に公表する予定である（資料4-14、現行履修系統図は資料4-15【ウェブ】）。

4.1.3.: 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
〈学士課程〉 初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
〈修士課程、博士課程〉 コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
 - ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- 評価の視点 2： 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置として、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、学位課程にふさわしい教育内容となるよう各授業科目を開設して教育課程を体系的に編成するよう各種の施策を行っている。

まず学士課程では、教育課程の編成において順次性及び体系性へ配慮するため、2018年度に各学部・学科で履修系統図を作成し、基礎科目と専門科目の区分を明確にするとともに、教養教育及び外国語教育から次第に専門教育へと順次重点がシフトしていく科目編成を可視化した（既出資料 4-15【ウェブ】）。

また個々の授業科目の内容及び方法と目的が学科の教育課程全体と明確に関連性を持つように、2015年度から2016年度にかけて、既定の各授業科目の単位設定や科目の位置付け（必修・選択必修・選択等）を基にそれぞれの科目の到達目標を合理的に定め、2017年度のシラバスから各科目の内容・方法・目的を明記するようになった（資料 4-16-1~17【ウェブ】）。

さらに例えば、外国語学部英語学科では、学科基礎科目及び学科共通科目の質保証を推進するための学科内組織として「英語教育カリキュラム検討委員会」（English Language Education Curriculum Development Committee (ELECDC))を設置し、教務委員がこの委員会のメンバーとなることで、全学での教育課程についての議論と学科内での教育質保証の試みとが連動することを図っている（資料 4-17）。

加えて、各学位課程にふさわしい教育内容の設定として、学士課程においては、初年次教育を重視する観点から、各学科で基礎演習、入門科目等を開講し、それぞれの学科の専門教育において必要とされる基礎知識・技能が身に付くように導入教育が実施されている（既出資料 4-11-1~17）。また高大接続への配慮という観点から、入学前教育を2019年度より各学科で開始しており、現在その内容を精査してその質を高めるように図っている（資料 4-18）。

さらに教育成果の定着を図る観点から、全学科において CAP 制を導入済みであるほか、厳格な成績評価を図る観点から QPI(Quality Point Index)を用いた GPA(Grade Point Average)制も全学科において導入し、教育の質保証を担保する制度枠組みの構築を逐次行っている（資料 4-19）。

一方、外国語学部では学部独自の学部横断的な外国語学部共通科目という科目群が「学科の専門領域を越えた総合的な知識と国際的視野を獲得するために設けられて」（資料 4-20）

第4章 教育課程・学習成果

いるが実際には経済原論及び社会心理学が継続的に閉講で、総合講座、情報科学概論、情報科学各論しか開講されておらず、目的に照らして極めて貧弱であり今後の改善を図る。また、外国語学部ドイツ語学科で科目群「学科総合講座」が長年にわたり不開講である。不開講の理由としては、学則別表 I-I（ドイツ語学科）を改正し当該科目群を設置した後に、外国語学部共通科目内に、この科目群と同種の分野横断的な総合的輪講形式の「総合講座」が設置されたため「学科総合講座」を開講する必要が無くなったことが挙げられる。この問題を解消するため、ドイツ語学科では当該科目群を削除する学則別表改正を速やかに行う決定をした（資料 4-21）。同学部英語学科では、科目群「特別セミナー」が不開講である年が散見され、年度により学生が履修をできなくなるという問題が判明した。開講が不定期となっていた理由としては、学科専門科目であるコース横断科目の Global Studies が設置されて以降、科目群「特別セミナー」を開講する意義が失われていたことが挙げられる。この問題を解消するために、英語学科では当該科目群を削除する学則別表改正手続を速やかに行う決定をした（資料 4-22）。

大学院の博士前期課程、博士後期課程においては、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等がなされている。科目における到達目標が 2016 年度に各研究科委員会、自己点検運営委員会（現：自己点検・評価及び内部質保証推進委員会）（資料 4-23）で承認されたのち大学院委員会で報告され、各研究科とも 2017 年度よりシラバス（資料 4-24【ウェブ】）でその内容が掲載されている。また、「履修系統図」も各研究科において作成され、2019 年 4 月から大学のホームページ上で公開されている（法学研究科は 2021 年 4 月から公開予定）（既出資料 4-15【ウェブ】）。

以下では法学研究科を例に、教育課程の編成・実施方針に基づいてどのように各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているかについて詳述する。法学研究科では、博士前期課程、博士後期課程について、次のように科目を配置している。博士前期課程では、院生は 2 年間で講義科目と演習科目を合わせて 32 単位を修得する必要がある。また、指導教員の指導の下に修士論文を提出しその審査を受けた上で、初めて修士（法学）の学位を取得することができる。そして、博士前期課程では、基礎的研究能力の涵（かん）養及び専門的職業に必要な知識や能力の養成という 2 つの目的に照らして、大学院生に対し多様な科目を履修（コースワーク）することを義務付けている。それとともに、指導教員による研究指導を中心とした高い専門性を持った教育を受け、法学・政治学における研究能力を養うこと（リサーチワーク）が要求されている。

他方、博士後期課程では、3 年以上在学し所定の単位（計 18 単位）を修得した者のみが博士論文を提出することができ、その論文の審査に合格した者に博士（法学）の学位が授与される。そもそも、博士後期課程においては、研究者として必要な自立的研究能力の養成という目的に照らして、院生は前期課程において獲得した法学・政治学の高い教養と研究能力を基礎とし、更に高度な専門性を身に付け研究能力を磨くことが強く求められるが、それとともに、総合研究科目の履修により、自己の研究分野だけに限定されない、法学・政治学におけるより広い見識を身に付けること（コースワーク）も要求される。なお、博士學位論文作成については、指導教員による指導の下、独自に論文を作成できるようにすることで、独立して研究を行う能力を養成すること（リサーチワーク）を求めている（資料 4-25【ウェブ】、資料 4-26~27）。

第4章 教育課程・学習成果

学士課程の学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施に関しては、全学共通授業科目において、就業観や職業観の醸成を目的とした「全学総合講座（キャンパスライフと仕事）」、「現代社会2（インターンシップ）」、課題解決型授業「現代社会2（Future Skills Program）」等のキャリア教育科目を実施している（既出資料4-16-15【ウェブ】）。

以上のような教育施策とその改革により、本学では、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成するよう、努力してきていると言える。しかしながら、「教育課程の編成・実施方針」、履修系統図及びシラバスを活用したカリキュラムの見直しの検討までには至っていない。履修系統図においては、科目群・部門ごとに、「学修・教育目標」を立てるとともに、この目標を基にシラバスにおいて個々の授業科目における「科目における到達目標」（既出資料4-16-1~17【ウェブ】）を制定している。しかしどちらの目標もその具体性が十分に明確になっていないことが課題である。この点は現在策定中の新たな「教育課程編成・実施の方針（CP）」に合わせて整備する予定である。また、科目における到達目標はあるものの、カリキュラム・マップなどを作成していないため、どの科目によってどの能力がどの程度に身に付けられるのかが明確でないことから、分かりやすい「表（テーブル）」を作成することが課題である。このような「表」がないことから、シラバスの「科目における到達目標」と「学位授与方針」や「教育課程の編成・実施方針」との整合性が不明瞭であるという状況が部分的に認められる。今後、内部質保証推進委員会を中心とする全学的な内部質保証システムを通じて、これら課題を改善していきたい。

4.1.4. : 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点 1： 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法・適切な履修指導の実施・国際化に対応した教育方法（学部・大学院）・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数<学士課程>・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施<修士課程・博士課程>・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学的内部質保証推進組織等の関わり

各学位課程の特性に応じて、単位の実質化を図るために、全学部・学科で2018年度入学

第4章 教育課程・学習成果

者から全ての学期における登録単位数の上限を設定しており、2021年度には全学年で完了する。なお、教職課程及び司書課程・司書教諭課程の科目を除いているが、教職課程及び司書課程・司書教諭課程の履修生数は2020年5月1日時点の在籍者数8565名の4.9%にあたる422名であり、うち履修上限超過者数は308名(3.6%)にとどまっている(資料4-28~30)。

また、大学設置基準第21条第1項及び第2項に基づき学則第22条において授業科目の単位数を定めており、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義・演習科目、外国語科目、スポーツ・レクリエーション科目・実習科目のそれぞれにおいて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して単位数を算定している(資料4-31)。

さらに、オフィスアワーの設定や、ポータルサイト上での教員メールアドレス公開によって、学生からの学習相談を受けられる体制も整備している(資料4-32)。学生の学年に応じた対応もしており、1年生については全学部でクラスアドバイザー制を導入し、学生への指導をきめ細かく行える体制を整備している(資料4-33)。2年生以上についても、ほぼ全ての学部で演習教育を実施しており、少人数でのゼミ指導とともに、学習をサポートできる体制となっている(資料4-34-1~11)。

全科目を対象として、シラバスに授業の目的・内容、授業計画、到達目標、事前・事後学修の内容、テキスト、参考文献、評価方法の明示を行い、ホームページに公開している。2020年度からは従来に比べ、各科目のDP、CP中での位置づけ、各回の授業内容・活動内容、事前・事後の学修内容、評価の基準などについて、より明確なものへと整備した(資料4-35)。また、シラバスに基づき授業が展開され、その結果は各学期末の学生による授業評価アンケート(資料4-36【ウェブ】)でチェックしている。

学生の主体的な学びを促すための仕組みとして、講義中に出題した問題に対して学生が主体的に取り組み、提出した答案を教員が採点し、その結果を画面上で確認し振り返ることによって理解の深化を可能にするために「授業レポートシステム」を導入している。しかし、どの程度授業で実施されているかを大学全体として把握していないことは課題である。また、英語学習においては、英語を主専攻としない学科を対象とした全学共通カリキュラム英語部門において、学習成果管理システム(LMS)「My DOC」を導入しており、主体的な学びを促している(資料4-37【ウェブ】)。

また、2020年度においては、COVID-19の発生を受け、全学、又は学部単位で授業形態や授業方法について様々な対策を行っている。全学的には、遠隔授業を円滑に開始するために、シラバスの遠隔授業用改訂・オンラインでの履修登録、教科書の通信販売などの授業準備に加え、遠隔授業実施のためのZoom、Webexのライセンス取得、新規LMSとしてのmanabaを導入した。外国語学部では、本来遠隔授業には向かない会話やオムニバス講義等も含め、なるべく全ての授業を時間割通りに開講する方針を固め、専任・特任・非常勤教員全員に周知するとともに、科目群ごとに、時には学科や学部を超えて遠隔授業に向けての情報交換、ノウハウの伝授を活発に行っている。国際教養学部では、遠隔授業実施に伴う意見聴取、教員用メーリングリストの整備(専任教員用、非常勤教員用)、オンライン共同研究室の開設などを行い、必要な情報が専任・特任・非常勤教員全てに漏れなく伝わるように対応している。経済学部では、専任・特任・非常勤教員が円滑に遠隔授業を実施できるように、

第4章 教育課程・学習成果

「オンライン授業実践サイト」を開設し、様々な情報提供や講義資料の作成例を示している。法学部では、「遠隔授業ガイド」を作成し、講義形式及び演習形式での遠隔授業の実践例を共有するとともに、Zoomの接続実験を開催した(資料4-38)。2020年度秋学期は、全学で遠隔授業を継続しているものの、学内での対面授業の設定も行っている。ただし自宅などで受けているリアルタイム授業と大学での対面の授業が混在すると、通学に長時間を要する学生が受講できないこと、感染への不安を感じる学生や地方の実家で遠隔授業を受けている学生がいることを考慮して、対面授業は土曜日の1時限、2時限に限定し、開講科目も必ずしも2020年度秋学期に選択する必要のない科目(実技・実習を伴う授業の一部と、各学部・学科において対面形式を必須とすると判断した授業)に限定している。また、土曜日の午後は、通常は遠隔で行っている授業に関して、補講等を対面で行うことができる時間として設定しているが、出席できない学生には不利益が生じないように配慮している(資料4-39【ウェブ】)。

大学院では2020年度春学期は全面的に遠隔授業としたが、授業の質について大学院生から好評であり、通学時間が無くなった分、研究・論文執筆時間が増えるというプラスの効果が見られた(資料4-40)。また図書館では論文執筆のための参考文献の郵送サービスを行った。秋学期は教員と院生双方の合意によれば教室での対面授業を可能とし(資料4-41)、開室時間制限のあった大学院学生共同研究室利用時間も従来どおりとした。修士論文中間発表も院生の希望に応じて遠隔、対面の両形式で行った。

「語学の獨協」と言われる本学では、「獨協大学の国際化推進に関するビジョン2018」を定め「1.外国語教育の充実を核とする国際的共学の場の創出」と、それを補う形での正課外の支援策として「2.学生の海外留学の促進」「3.学内の国際化」、また、COC(Center of Community)として果たすべき役割である「4.グローバル化した地域への貢献」を掲げている(資料4-42)。そのような国際化への対応として英語教育・外国語教育を強化している。英語教育については、全ての学部で定期的なTOEIC受験を導入することで、英語力の修得・向上を目指すとともに、学部の特色に応じた専門用語の英語表現修得を目的とした教育を行っている。また、TOEICの結果を活用した習熟度別クラス編成を行うことによって、同レベルの学生と一緒に学習できる環境を整備している(資料4-43~46)。さらに英語を主専攻としない学科の学生には「英語学習サポートルーム」が開設されており、英語に限った学習相談を受けられる仕組みがある(資料4-47)。また海外からの交換留学生在が一般学生と英語で同じ履修ができるような科目を用意している(資料4-48~50)。英語以外の取り組み例としてフランス語学科では2年生全員に各自のフランス語力の可視化のためにフランス国民教育省のフランス語学力試験TCF(Test de Connaissance du Français)を大学負担で受験させており、日本国内でTCFを実施する数少ない大学の一つとなっている(資料4-51【ウェブ】)。

学士課程においては、過多科目・過少科目の視点から定期的に点検評価企画委員会でチェックし、原則基準を超える場合には是正措置を講じることで、授業形態を考慮した1授業あたりの学生数に配慮している(資料4-52)。

各学部においては、毎学期の履修登録期間前に全体での「履修ガイダンス」を実施し、必修科目や選択必修科目等の卒業に必要な科目の履修についての説明を行っている(資料4-53)。各研究科においても、年度初めに「研究科ガイダンス」を実施するとともに、「指導

第4章 教育課程・学習成果

教員別ガイダンス」により履修相談を行っている（資料 4-54）。また、2020 年度においては、COVID-19 の発生を受け、院生から指導教員に連絡をし、指導教員別ガイダンスによる履修相談を実施した（資料 4-55~56）。

外国語学研究科及び経済学研究科博士後期課程における論文作成は研究計画書・年次研究報告書等に基づいて、研究指導が行われている。例えば経済学研究科では、論文テーマ発表会・中間報告会・研究報告会等において、指導教員以外からもコメントが受けられ、最終試験に向けた論文執筆に生かすことができるようにしている（資料 4-57）。ただし全研究科における各課程 1 年生についての研究指導計画が明示されていない問題があるが（基礎要件確認シート 13）、2020 年度中に整備し 2021 年度から実施される予定である（資料 4-58-1）。

単位の実質化、シラバスチェックの実施等については、全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会からの指示又は基本方針に基づき、各学部・学科、各研究科、関連部局及び諸委員会において整備を行った（資料 4-58-2~3）。今後、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法等についても、全学的な内部質保証システムの機能を向上させ、更なる改善、向上につなげたい。

以上のとおり、若干の問題は残されているが、本学ではおおむね学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

4.1.5. : 成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1： 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等との関わり

評価の視点 2： 学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等との関わり

学部においては学則第 30 条に本学が授与する学位の種類、各学位の授与要件を定めており、単位制度の趣旨に基づき、学部教授会、学科教授会での卒業判定の審議を経て適切な単位認定を行っている。また大学院においては、学位規程において本学が授与する学位の種類、各学位の授与要件を、学位授与方針及び学位申請論文審査基準において学位論文の審査基準を定めており、研究科委員会での適切な単位認定を経て、修了判定の審議を行っている

第4章 教育課程・学習成果

(資料 4-59)。

上記のとおり、学位授与に関わる全学的なルールは学則等により定められている。今後、全学的な取り組みとして、内部質保証推進委員会において、学位授与方針等も含め、チェック体制を整える必要がある。

編入学における単位認定について、学部では学則第 19 条の 5 及び「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」で入学する学年に応じて、各学科別に定められた所定の単位を超えない範囲で認定することができるものと定めている。また、大学院では博士前期課程入学者に対して、大学院学則第 12 条の 2 で研究科委員会の審議を経て、所定の単位を限度として認定することができるものと定めている。

評価方法・評価基準はシラバスに明示されており、学年初めの教務委員による履修ガイダンスで学生に全体的な説明をしている。成績評価は、授業中の課題、期末試験、レポート課題等からなされることが定められており、評価に出席点を含めないことが徹底されている。成績評価は 100 点満点とし、90 点以上の特優 (AA)、80 点以上 89 点以下の優 (A)、70 点以上 79 点以下の良 (B)、60 点以上 69 点以下の可 (C)、59 点以下の不可 (F) の 5 段階で評価がされているほか、全学部で GPA を導入しており、学修行動・学習成果の可視化がなされている。さらに、成績疑義照会制度を導入し、学生からの異議申し立てが可能な仕組みを取り入れ、成績評価の客観性・厳格性を保証している (資料 4-60-1~2)。また、これに関連し、厳格かつ適正な成績評価を実施し、かつ公表していくことが社会的にも要請されていることから、今後の課題として相対評価の導入に関する検討が教務委員会にて開始されている (資料 4-61)。全学的な取り組みとしては、内部質保証推進委員会による成績評価及び単位認定のチェック体制の整備が求められる。

各学部の卒業に必要な単位数、各研究科の課程修了要件、学位授与プロセスは、ホームページや『履修の手引』等で明示するとともに、先述のとおり履修ガイダンス、研究科ガイダンス等を通じて学生へ周知されている。具体的には、各学部については最低 128 単位を修得することと学則第 19 条に明示されており、大学院各研究科については博士前期課程については 32 単位以上、ただし外国語学研究科博士前期課程 1 年コースの英語教育専修コースについては 30 単位以上、経済学研究科情報専修コースについては 36 単位以上、また博士後期課程の法学研究科については 18 単位以上、外国語学研究科及び経済学研究科については 24 単位以上を修得することと大学院学則第 10 条第 1 項及び第 4 項並びに第 14 条第 2 項にそれぞれ規定されている。

学位論文の審査基準については、外国語学研究科では「修士学位申請論文及び特定課題研究報告の審査基準」、「課程博士及び論文博士学位申請論文の審査基準」を、経済学研究科では「修士学位論文審査基準」、「特定の課題に関する研究成果報告書についての審査基準」、「課程博士学位論文審査基準」を制定し、2018 年度より『大学院の手引』に掲載している。なお 2019 年度より経済学研究科は「論文博士学位論文審査基準」を、法学研究科は「修士学位論文審査基準」、「課程博士学位論文審査基準」を制定し、2019 年度より『大学院の手引』に掲載している (資料 4-62)。

以上のとおり、若干の課題は残されているが、本学では成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

第4章 教育課程・学習成果

4.1.6. : 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点 1 : 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点 2 : 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価するための方法の開発
《学習成果の測定方法例》
・ アセスメント・テスト (CBT、OSCE、TOEFL、自前の学力テスト、実習評価等)
・ ルーブリックを活用した測定
・ 卒業試験、卒業論文
・ ポスターセッション
・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
・ 卒業生、就職先への意見聴取
評価の視点 3 : 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等との関り

各学部・研究科の DP に明示した学生の学習成果の把握・評価は、TOEIC 等のアセスメント・テスト、成績評価、卒業論文、ポスターセッション、論文審査等により行われている。例えば英語については、全学部で履修が必修となっており、その学習成果を把握するために、全ての学生は入学時、第 1 学年後半、第 2 学年春学期末に TOEIC を受験することとしている（資料 4-63）。そのほか、英語学科及び交流文化学科では第 3 学年にも TOEIC を受験することとしている（資料 4-64）。なお、COVID-19 の発生を受け、2020 年度入学者に対して実施予定であった 2020 年 3 月 30 日の英語のプレイスメント・テストは中止し、入学前教育で実績のあったオンラインテスト（Reallyenglish 社の Tracker for the TOEIC）を利用したプレイスメント・テストを実施し、受験率は 2019 年の 98.4%を上回る 99.6%であった（既出資料 4-38）。

さらに多くの学部・学科でアセスメント・テストを実施しているが、例示すれば外国語学部では、2020 年度に見直して同年度末に公表予定の各学科 DP における「学位の裏付けとなる『能力』」2 として規定される外国語運用能力の在学中での学習成果を測定する学科別の取り組みとして、英語学科では第 1 学年後半で TOEFL ITP テストの受験を全員に課している（資料 4-65）。またルーブリックの取り組みとしては、経済学部では学部共通科目「クラスセミナー」において、学習成果の把握及び評価のための「直接的指標」として、2020 年度よりルーブリックを活用した成績評価方法を導入している（資料 4-66）。ただ、試験による成績評価になじまない科目におけるルーブリックを活用した成績評価方法の導入は一部の科目に限定されている。

毎学期の期末試験やレポートによって、学習成果が評価として示され、GPA も算出されている。GPA は各学期の成績通知表に記載されており、学生はその都度、自身の学業成績と到達度を客観的に把握できるようになっている。この GPA に基づいて、交換留学や認定留学、奨学金の要件が決められているほか、各学部・学科で卒業時に総代・副総代、成績優

第4章 教育課程・学習成果

秀賞の表彰をすることで、学生の学修に対するインセンティブを与えている（資料 4-67~68【ウェブ】、4-69）。

学習成果の測定を目的とした学生調査として、全学で各学期の授業終了時に「学生による授業評価アンケート」を実施しており、学生による授業での学習成果を把握する手段として活用し、各教員が授業のあり方を見直す契機としている（既出資料 4-36【ウェブ】）。

国際教養学部と経済学部では、毎年 1 月末に卒業論文の内容に基づいた研究発表会（ポスターセッション）を実施しており、ゼミナールで取り組んだ学生の学習成果を学生自身が客観的に把握・評価できる体制を整えている（資料 4-70）。大学院各研究科では、中間報告会等で研究の進捗状況を口頭発表から確認するとともに、口頭試問による学位論文審査を行っている（既出資料 4-57）。

学習成果の把握及び評価の取り組みについては、全学的な取組みには至っておらず、今後、内部質保証推進委員会において、アセスメント・ポリシーの設定を行い、それに基づく学習成果の把握、評価に努める必要がある。

以上のとおり、若干の改善に向けた課題は残されているが、本学ではおおむね学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握し評価していると判断できる。

4.1.7. : 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体における教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価は、点検評価企画委員会において各学部・研究科の点検項目の整理とその評価が毎年度なされ、自己点検運営委員会（現：内部質保証推進委員会）で全体的な確認を行っている。各学部・学科では学部教授会、学科教授会において適時検討が行われ、大きなカリキュラム改正は学則別表改正として教務委員会、学部教授会、全学教授会に提案、審議される。教務事項に関しては、学生から教務課や学部長室への苦情等により学部教務主任・学科教務委員を中心に問題点の把握が行われ、軽微な問題は学科長と教務委員と担当教員との話し合いで処理するが、重要な問題は学部・学科教授会又は教務委員会で議論検討されている。しかし教務委員会が教育効果を測定するなど適切な根拠に基づき教務事項の自己点検・評価を行う恒常的な PDCA サイクルが構築できているとまでは言えない。

全学生を対象に毎学期実施される授業評価アンケートでは、授業の内容、方法の適切性について学生が回答することになっており、担当教員個人並びに点検評価企画委員である各学科長及び研究科主事にフィードバックされた点検・評価結果を踏まえて、次年度以降の授業計画策定の参考にできる体制が整っている（既出資料 4-36【ウェブ】）。

また各学部・研究科で教育課程及びその内容、方法の適切性を含めた種々の問題について定期的に議論する体制を整備するため、教育課程及びその内容、方法の適切性の点検評価を

第4章 教育課程・学習成果

任務の一つとする委員会として 2018 年度までに各学部には学部長、学科長、学部教務主任、学科教務委員ほかからなる将来構想検討委員会、また各研究科には研究科委員長、主事、大学院委員からなる将来構想検討委員会（外国語学研究科は 3 専攻委員会（2019 年度までは 4 専攻委員会））が設置された（資料 4-71-1-7）。

全学的に英語学習の面においては、学習成果の測定結果として定期的な TOEIC の受験結果を活用した習熟度別クラス編成を行っており、当該年度の学習成果が顕著であった学生がより上級のクラスで学習できる仕組みが整備されている（既出資料 4-43-46）。

学部・学科別の点検・評価については、外国語学部フランス語学科では第 1、第 2 学年のフランス語の成績で進級判定を行うとともに、第 1 学年フランス語未修クラスの成績上位者は第 2 学年で既修クラスに移籍させる習熟度別クラスを実施している。また、TCF 試験の成績に応じて、第 3 学年の総合フランス語のクラス分け、上級フランス語の履修基準も定めている（既出資料 4-11-4）。法学部では第 2 学年までの憲法入門、民法入門、刑法入門、国際法入門、国際関係法入門、総合政策入門、政治学入門、基礎演習等の成績で進級判定を行っている（既出資料 4-11-12~14）。

具体的な点検・評価の事例として、例えば、外国語学部ドイツ語学科においては、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を用いて作成したドイツ語能力の到達基準を活用して、シラバスに明記される各授業での到達目標を設定し、成績評価にもその基準を参照できるように改善した（資料 4-72）。シラバスに記載される「授業の目的・内容」、「評価方法」、「科目における到達目標」等については、担当教員の記述を各学科教務委員が点検している。また外国語学部英語学科では、英語教育カリキュラム検討委員会で学科基礎科目、学科共通科目の教育内容や方法について継続的に検証を行う体制となっている。具体的には学科基礎科目の一部で担当教員及び受講者を対象とするアンケートを適時実施し、当該科目における問題点の抽出と解決策の検討を行ったケースや、新入生を対象としたアンケートを通じて英語学科への志望動機やカリキュラムについて魅力を感じる要素などを調査し、教育課程及び開設科目の運用に活用した事例がある（資料 4-73）。法学部では GPA を学部全体の教育レベルの点検と「獨協大学法学会賞」受賞者の選考に用いている（資料 4-74、既出資料 4-11-11）。

以上のとおり、おおむね教育課程及びその内容、方法の適切性に関する定期的な点検・評価、並びにその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

4.2.長所・特色

本学における取り組みの特徴として、以下の点を挙げることができる。

学生による主体的な学びの素養を形成するための制度・枠組みの整備及び学習サポートを構築している。制度・枠組みに係る取り組みとしては、教育の内部質保証を担保するための CAP 制と GPA 制の導入（4.1.3、4.1.4.及び 4.1.5.参照）、4 年間を通じて系統的に学修する仕組み（4.1.3.参照）、全開設科目を対象とした全学統一の様式によるシラバスの充実（既出資料 4-35）、全学部での定期的な TOEIC 受験の導入及びその結果を活用した習熟度別のクラス編成による英語教育の強化（4.1.4.参照）などが挙げられる。学習サポートの取り組みとしては、授業レポートシステムや LMS「My DOC」の導入による双方向型授業の学習サポートツールの運用、英語を主専攻としない学生からの学習相談を受ける「英語学

第4章 教育課程・学習成果

習サポートルーム」の開設などが挙げられる。また、COVID-19の発生を受け、遠隔授業を円滑に開始するために、シラバスの遠隔授業用改訂・オンラインでの履修登録、教科書の通信販売等の授業準備に加え、遠隔授業実施のためのZoom、Webexのライセンス取得、新規LMSとしてのmanabaの導入を実施した(4.1.4.参照)。

成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置として、全学部で上記のようにGPA制を導入し、学習行動・成果の可視化を行うとともに、成績疑義照会制度を導入し、学生からの異議申し立てが可能な仕組みを構築している(4.1.5.参照)。また、学位の授与について、学士課程では卒業時の内部質保証の観点から、国際教養学部及び経済学部では卒業論文・卒業研究の位置付けを高め必修としている。大学院では全ての研究科が修士論文と博士論文の双方の審査基準を制定・公表している(4.1.5.参照)。

学生の学習成果を測定するための様々な指標の設定を適切に行っている。英語については、全ての学部において入学時、第1学年後半、第2学年後半でTOEIC受験を実施している(4.1.6.参照)。また、学科別にも様々な外部検定試験を推奨し、学習成果の把握に努めている(既出資料4-51、4-64~65、4-72)。このほかにも、国際教養学部と経済学部における卒業論文発表会の開催、各研究科における中間報告会の開催や口頭審査による論文審査により、学生自身が学業成績と到達度を客観的に把握できる体制を整備している(4.1.6.参照)。また、COVID-19の発生を受け、前述のように2020年度入学者に対して実施予定であった英語のプレースメント・テストは中止したが、入学前教育で実績のあったオンラインテストによるプレースメント・テストを実施した。

4.3.問題点

課題として、以下の点が挙げられる。

第一に、本学ではアセスメント・ポリシーが定められていない。卒業生、修了生に対して、学位授与基準に基づく学位の裏付けとなる「能力」が実際にどの程度習得できたかについての調査が行われておらず、学位授与基準の実効性の確認が十分になされていない。同様に、教育課程の編成・実施方針に基づいて、実際の各開設科目及び各科目担当教員がどの程度その方針の定める知識・技能、態度、志向性を付与するのに有効かが測定されていない。今後、そのような目的のアンケート調査の開発及び実施が検討されなければならない。

第二に、科目群「外国語学部共通科目」は閉講の続いている科目が複数あり、学生の受講できる科目が継続的に数科目に限られている。今後は、この科目群の設置目的から根本的に見直しをして、外国語学部のカリキュラムにおける魅力の一つとなるような科目群へ改編するか、あるいは、廃止も視野に入れて検討する必要がある。また、外国語学部ドイツ語学科で科目群「学科総合講座」が長年にわたり不開講の状態にあるという問題が判明したが、この問題を解消するために、当該科目群を削除する学則別表改正手続を速やかに行う予定である(4.1.3.参照)。このほかにも、同学部英語学科で科目群「特別セミナー」が不開講である年が散見され、年度により学生が受講できないという問題も判明したが、この問題を解消するために、当該科目群を削除する学則別表改正手続を速やかに行う決定をした(4.1.3.参照)。なお、これらの問題を受け、認証評価委員長(自己点検・評価室長)より学則別表の開設科目に関わるチェック体制の再構築を教務委員会及び教務部に依頼する文書を教務部長へ提出している(資料4-75)。

第4章 教育課程・学習成果

第三に、履修系統図を援用したカリキュラムの見直しの検討が十分にできていないことがある。履修系統図では、科目群・部門ごとに「学修・教育目標」を立て、この目標を基に個々の授業科目における「科目における到達目標」を制定しているが、カリキュラム・マップなどを作成していないため、どの科目によってどのような能力が修得できるかが明確になっていない。したがって、全学的にカリキュラム・マップ等を整備することで、これらの課題を解決し、さらには学位授与方針との整合性も明確にすることに努めなければならない。このほかにも、単なる成績表のAA、A、B、C、F評価やそれに基づくGPAを越えて、学生一人一人が、在学中のどの段階で学位授与に必要な知識・技能、態度、志向性をどの程度習得できたかを把握できる仕組み（ルーブリックやそれに対応したカリキュラム・テーブル等）の検討が必要である。

第四に、各学部・研究科における学習成果に関わる様々な取り組みの検証を行い、その結果を今後の教育にどのように反映させていくかという発展的な議論を行う必要がある。一部の授業において、ルーブリックを活用した成績評価方法を導入しているが、試験による成績評価になじまない科目についてはほとんど取り入れられていない。卒業論文・卒業研究、修士論文や博士論文が卒業・修了時の内部質保証の観点から学習成果を測る適切な指標となるように上述のルーブリック型の審査基準を発展させていくことが考えられる。また、2020年度春学期より遠隔授業を継続しているが、大学として遠隔授業が通常の対面授業と比較してどの程度の学習効果があげられたのかについて検証する体制を教務部・教務委員会を中心に整備することは喫緊の課題である。

4.4.全体のまとめ

本学は「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念及び獨協大学学則・獨協大学大学院学則に定められた教育研究上の目的に基づき、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針について、継続的な点検・評価とそれに基づく改訂を行っている。近年では各学部・学科、研究科における履修系統図の整備による教育課程の体系的な編成、3ポリシーの総合的な見直しを行っている。

学習成果については、全ての学部における入学時、第1学年後半、第2学年後半でのTOEIC受験の実施、学科単位による様々な外部検定試験の推奨、思考力や汎用的な能力・学習成果を可視化するアセスメント・テストの実施、卒業論文発表会（ポスターセッション）の開催などを通じ、学生自身が学業成績と到達度を客観的に把握できる体制を整備している。

教育課程の点検・評価については、点検評価企画委員会、内部質保証推進委員会、将来構想検討委員会における各学部・研究科の教育課程及びその内容、方法の適切性に関する点検項目の整理とその評価及び確認を定期的に行っている。また、授業アンケートの実施とその点検・評価結果のフィードバックにより、次年度以降の授業計画策定に活かす体制を整備している。

しかしアセスメント・ポリシーが定められておらず、学位授与方針に定めた学習成果の測定方法の検討にはまだ着手できていない。その検討が早急に求められる。

以上のことから、教育課程の編成・実施及び学習成果の把握・評価はおおむね適切に行われているが、上記の課題があると判断する。

第4章 教育課程・学習成果

今後も内部質保証推進委員会が中心となり学部・学科、研究科、各部局と密に連携して、教学の内部質保証を常に高めるための改善努力に取り組んでいく。

【第4章 根拠資料】

4-1 「各学部、学科、研究科の学位授与方針について」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/policy/diploma.html>

4-2-1 「法学研究科 学位申請論文審査基準」

https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/07/files/gakuron_kijyun20200720%201.pdf

4-2-2 「外国語学研究科 学位申請論文審査基準」

https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/07/files/gakuron_kijyun20200720%202.pdf

4-2-3 「経済学研究科 学位申請論文審査基準」

https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/07/files/gakuron_kijyun20200720_3_4.pdf

4-3-1 「外国語学部ドイツ語学科、学科の特色」

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/foreign/german/feature.html>

4-3-2 「外国語学部英語学科、学科の特色」

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/foreign/english/feature.html>

4-3-3 「外国語学部フランス語学科、学科の特色」

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/foreign/french/feature.html>

4-3-4 「外国語学部交流文化学科、学科の特色」

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/foreign/tourism/feature.html>

4-3-5 「国際教養学部言語文化学科、学科の特色」

https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/culture/liberal_arts/feature.html

4-3-6 「経済学部経済学科、学科の特色」

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/economics/economics/feature.html>

4-3-7 「経済学部経営学科、学科の特色」

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/economics/management/feature.html>

4-3-8 「経済学部国際環境経済学科、学科の特色」

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/economics/sustainability/feature.html>

4-3-9 「法学部法律学科、学科の特色」

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/law/law/feature.html>

4-3-10 「法学部国際関係法学科、学科の特色」

https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/law/international_legal/feature.html

4-3-11 「法学部総合政策学科、学科の特色」

https://www.dokkyo.ac.jp/academics/undergraduate/law/policy_studies/feature.html

第4章 教育課程・学習成果

- 4-3-12 「法学研究科、特色」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/law/feature.html>
- 4-3-13 「外国語学研究科、特色」
https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/foreign_languages/feature/guide1.html
- 4-3-14 「経済学研究科博士前期課程、特色」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/economics/feature/guide1.html>
- 4-3-15 「経済学研究科研究科博士後期課程、特色」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/economics/feature/guide4.html>
- 4-4 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021Wissenschaft』
https://www.d-pam.com/dokkyo/206562/index.html#target/page_no=1
- 4-5 「学位授与方針」 『大学院の手引（2020年度）』
- 4-6 大学基準協会 「〈改善報告書検討結果〉（獨協大学）」
- 4-7 「3 ポリシー見直しのガイドライン（1）」（認証評価委員会資料 1-2）（2020年5月13日付）
- 4-8 「認証評価委員会から学部長・研究科委員長に対する説明会資料 『次期認証評価にかかる対応について（依頼）』」（2019年7月17日付）
- 4-9 「各学部、学科、研究科における3つのポリシー（案）」（自己点検・評価及び内部質保証推進委員会資料 2）（2020年10月20日付）
- 4-10 「各学部、学科、研究科の教育課程の編成・実施方針について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/policy/curriculum.html>
- 4-11-1 『履修の手引 2020』 外国語学部 pp. 33~38.
- 4-11-2 『履修の手引 2020』 外国語学部ドイツ語学科 pp. 39~53.
- 4-11-3 『履修の手引 2020』 外国語学部英語学科 pp. 55~66.
- 4-11-4 『履修の手引 2020』 外国語学部フランス語学科 pp. 67~76.
- 4-11-5 『履修の手引 2020』 外国語学部交流文化学科 pp. 77~92.
- 4-11-6 『履修の手引 2020』 国際教養学部言語文化学科 pp. 93~109.
- 4-11-7 『履修の手引 2020』 経済学部 pp. 111~118.
- 4-11-8 『履修の手引 2020』 経済学部経済学科 pp. 119~128.
- 4-11-9 『履修の手引 2020』 経済学部経営学科 pp.129~138.
- 4-11-10 『履修の手引 2020』 経済学部国際環境経済学科 pp.139~148.
- 4-11-11 『履修の手引 2020』 法学部 pp. 149~154.
- 4-11-12 『履修の手引 2020』 法学部法律学科 pp. 155~164.
- 4-11-13 『履修の手引 2020』 法学部国際関係法学科 pp. 165~173.
- 4-11-14 『履修の手引 2020』 法学部総合政策学科 pp. 175~183.
- 4-11-15-1 『履修の手引 2020』 全学共通授業科目（全学総合科目群の特色） pp. 29~30.
- 4-11-15-2 「2020年度シラバス全学共通授業科目（総合科目群）」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0903_.html
- 4-11-16 『履修の手引 2020』 全学共通授業科目（外国語科目群の特色） pp. 30~31.
- 4-12-1-1 「外国語学部ドイツ語学科オリジナルサイト」

第4章 教育課程・学習成果

- <https://www2.dokkyo.ac.jp/ger/>
- 4-12-1-2 「外国語学部ドイツ語学科パンフレット」 (『PROST』)
- https://www2.dokkyo.ac.jp/ger/de_kenkyu/de_kenkyu.html (リンク切れ)
- 4-12-2-1 「外国語学部英語学科オリジナルサイト」
- <http://www2.dokkyo.ac.jp/eng/>
- 4-12-2-2 「外国語学部英語学科パンフレット」
- 4-12-3-1 「外国語学部フランス語学科オリジナルサイト」
- <https://www2.dokkyo.ac.jp/fre/>
- 4-12-3-2 「外国語学部フランス語学科パンフレット」
- 4-12-4-1 「外国語学部交流文化学科オリジナルサイト」
- <http://dotts.dokkyo.ac.jp/>
- 4-12-4-2 「外国語学部交流文化学科パンフレット」
- 4-12-5-1 「国際教養学部言語文化学科オリジナルサイト」
- <https://www2.dokkyo.ac.jp/ila/>
- 4-12-5-2 「国際教養学部言語文化学科パンフレット」
- 4-12-6-1 「経済学部オリジナルサイト」
- <https://www.dokkyo.ac.jp/eco/>
- 4-12-6-2 「経済学部パンフレット」
- 4-12-7 「経済学部経済学科オリジナルサイト」
- <https://www.dokkyo.ac.jp/eco/de/index.html>
- 4-12-8 「経済学部経営学科オリジナルサイト」
- <https://www.dokkyo.ac.jp/eco/dba/index.html>
- 4-12-9-1 「経済学部国際環境経済学科オリジナルサイト」
- <https://www.dokkyo.ac.jp/eco/iee/index.html>
- 4-12-9-2 「経済学部国際環境経済学科パンフレット」
- 4-12-10-1 「法学部オリジナルサイト」
- <http://www2.dokkyo.ac.jp/law/index.html>
- 4-12-10-2 「法学部パンフレット」
- 4-12-11 「法学部法律学科オリジナルサイト」
- <http://www2.dokkyo.ac.jp/law/law/index.html>
- 4-12-12 「法学部国際関係法学科オリジナルサイト」
- <http://www2.dokkyo.ac.jp/law/international/index.html>
- 4-12-13 「法学部総合政策学科オリジナルサイト」
- <http://www2.dokkyo.ac.jp/law/policy/index.html>
- 4-12-14 「大学院について」
- <https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/about/>
- 4-13 「3 ポリシー見直しのガイドライン (2)」 (認証評価委員会資料 1-1) (2019年12月4日付)
- 4-14 「履修系統図の確認について」 (FD推進委員会資料 2) (2020年7月29日付)
- 4-15 「履修系統図」

第4章 教育課程・学習成果

- <https://www.dokkyo.ac.jp/about/class.html>
- 4-16-1 「外国語学部シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/01_.html
- 4-16-2 「外国語学部ドイツ語学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0101_.html
- 4-16-3 「外国語学部英語学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0102_.html
- 4-16-4 「外国語学部フランス語学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0103_.html
- 4-16-5 「外国語学部交流文化学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0105_.html
- 4-16-6 「国際教養学部言語文化学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0401_.html
- 4-16-7 「経済学部シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/02_.html
- 4-16-8 「経済学部経済学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0201_.html
- 4-16-9 「経済学部経営学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0202_.html
- 4-16-10 「経済学部国際環境経済学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0203_.html
- 4-16-11 「法学部シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/03_.html
- 4-16-12 「法学部法律学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0301_.html
- 4-16-13 「法学部国際関係法学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0302_.html
- 4-16-14 「法学部総合政策学科シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0303_.html
- 4-16-15 「全学共通授業科目（総合科目群）シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0903_.html
- 4-16-16 「全学共通授業科目（外国語科目群）シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0904_.html
- 4-16-17 「免許及び資格課程シラバス」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0902_.html
- 4-17 英語学科「2019年度委員会別委員一覧」（2019年4月2日付）
- 4-18 「『高大接続改革』に伴う2021年度入試に向けた入試制度について 2019年度入試入学前教育（総括）」（入試委員会資料5-11）（2019年7月2日付）
- 4-19 「履修登録および成績に関する処理基準新旧対照表」（第13回教務委員会資料）（2019年3月11日付）

第4章 教育課程・学習成果

- 4-20 「外国語学部共通科目について」 『履修の手引』 p.36
- 4-21 「議題 1. ①学則別表の書き換えについて・過去に開講実績のない『学科総合講座』について」 (2020年度第14回ドイツ語学科教授会議事録) (2020年8月12日付)
- 4-22 「議題 1. 『特別セミナー』の廃止(2023年以降の廃止)」 (第452回英語学科教授会議事録(案)) (2020年10月14日付)
- 4-23 「議題 6. 各研究科『科目における到達目標』」 (第149回自己点検運営委員会議事録) (2016年10月11日付)
- 4-24 「大学院各研究科シラバス」 (シラバスのタグ)
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/>
- 4-25 「法学研究科「開講科目」」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/law/syllabus/>
- 4-26 「開講科目」 『大学院の手引』 pp.128-143.
- 4-27 「法学研究科履修規程」 『大学院の手引』 pp.87-88.
- 4-28 「学科目履修に関する規程」 『履修の手引』 pp.229-233.
- 4-29 「教職課程及び司書課程・司書教諭課程(履修者数)」
- 4-30 「教職課程及び司書課程・司書教諭課程(履修上限超過者数)」
- 4-31 「単位の算定方法」 『履修の手引』 p.12.
- 4-32 「PorTa IIにおける教員連絡先およびオフィスアワーについて」 (第8回教務委員会資料) (2019年12月4日付)
- 4-33 「2020年度 クラスアドバイザーの変更について」 (第210回全学教授会資料) (2020年8月15日付)
- 4-34-1 「外国語学部ドイツ語学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.27.
- 4-34-2 「外国語学部英語学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.33.
- 4-34-3 「外国語学部フランス語学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.39.
- 4-34-4 「外国語学部交流文化学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.45.
- 4-34-5 「国際教養学部言語文化学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.53.
- 4-34-6 「経済学部経済学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.61.
- 4-34-7 「経済学部経営学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.67.
- 4-34-8 「経済学部国際環境経済学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.73.
- 4-34-9 「法学部法律学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.81.
- 4-34-10 「法学部国際関係法学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021

第4章 教育課程・学習成果

- Wissenschaft』 p.87.
- 4-34-11 「法学部総合政策学科教員・ゼミナール紹介」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.93.
- 4-35 「2020年度 シラバス作成のためのガイドライン」
- 4-36 「学生による授業評価アンケート」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/selfmonitor/survey.html>
- 4-37 「主な教育支援サービス (ICT 関連)」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/support/ict.html
- 4-38 「新型コロナウイルス対応に関する部局長報告」 (第210回全学教授会資料) (2020年8月15日付)
- 4-39 「2020年度秋学期の授業について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200729003665.html>
- 4-40 「2020年度大学院授業及び研究活動実態調査アンケート (集計結果報告)」 (外国語学研究科委員会資料) (2020年10月14日付)
- 4-41 「2020年度大学院秋学期授業について」 (大学院委員会資料) (2020年8月12日付)
- 4-42 「獨協大学の国際化推進に関するビジョン2018」 (全学教授会資料195-6) (2018年6月13日付)
- 4-43 「クラスについて」 (外国語学部英語学科) 『履修の手引』 p.61.
- 4-44 「英語クラスについて」 (外国語学部交流文化学科) 『履修の手引』 p.84.
- 4-45 「外国語科目」 (国際教養学部言語文化学科) 『履修の手引』 p.99.
- 4-46 「クラス指定科目」 (外国語学部ドイツ語学科、フランス語学科、経済学部、法学部) 『履修の手引』 p.30.
- 4-47 「英語学習サポートルーム」 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』 p.4.
- 4-48 「日本語以外の履修登録について (特別聴講生 (外国人留学生) 配付資料)」
- 4-49 「2020年度 特別聴講生 (外国人留学生) 外国語で行われる科目一覧 (春学期)」
- 4-50 「2020年度 特別聴講生 (外国人留学生) 外国語で行われる科目一覧 (秋学期)」
- 4-51 「在日フランス大使館ホームページ・TCF (フランス語学力テスト)」
<https://jp.ambafrance.org/TCF> (フランス語学力テスト)
- 4-52 「2020年度過少・過多科目・受講者0名科目について」 (第88回点検評価企画委員会) (2020年6月24日付)
- 4-53 「履修登録について」 『履修の手引』 pp.10-11.
- 4-54 「大学院入学式 ガイダンス式次第」 (外国語学研究科、法学研究科、経済学研究科) (2019年4月1日付)
- 4-55 「科目履修登録について (指導教員宛)」
- 4-56 「科目履修登録について (院生宛)」
- 4-57 「学位論文に関すること」 『大学院の手引』 p.8.
- 4-58-1 「議題4 『研究指導計画書』作成について」 (第89回点検評価企画委員会議事録) (2020年7月29日付)
- 4-58-2 「2014年度大学評価 (認証評価) 結果への対応について」 (第144回自己点検運営

第4章 教育課程・学習成果

委員会) (2015年6月16日付)

- 4-58-3 「2020年度自己点検・評価及び内部質保証基本方針」(第161回自己点検・評価及び内部質保証推進委員会資料3) (2020年4月22日付)
- 4-59 「獨協大学学位規程」『大学院の手引』pp.63-69.
- 4-60-1 「成績について」『履修の手引』p.12.
- 4-60-2 「II-2. GPA (Grade Point Average) 履修登録および成績に関する処理基準 新旧対照表」(第13回教務委員会資料) (2019年3月11日付)
- 4-61 「相対評価の導入について」(第4回教務委員会資料) (2019年7月3日付)
- 4-62 「学位申請論文審査基準」『大学院の手引』pp.31-34.
- 4-63 「全カリ英語」『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』p.4.
- 4-64 「オンライン版 TOEIC (IP) 実施について」(第6回部局長会議資料) (2020年6月23日付)
- 4-65 「TOEFL ITP テストデジタル版 TOEIC Listening & Reading IP テスト (オンライン) 試験実施について」(英語学科) (2020年11月5日付)
- 4-66 「2020年度 クラスセミナーについて」(第13回経済学部教授会資料) (2020年3月14日付)
- 4-67 「交換留学の資格・条件」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/kokuse/pdf/01_2019_2020_ryugaku_sikakujoyouken.pdf
- 4-68 「認定留学の資格・条件」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/kokuse/pdf/03_2019_ryu_sikakujoyouken.pdf
- 4-69 「獨協大学の奨学金制度」『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』p.110.
- 4-70 「国際教養学部・経済学部 卒業論文ポスターセッションを開催」『獨協大学ニュース』2020年3月号 p.2.
- 4-71-1 「外国語学部将来構想検討委員会内規」
- 4-71-2 「国際教養学部将来構想検討委員会内規」
- 4-71-3 「経済学部将来構想検討委員会内規」
- 4-71-4 「法学部将来構想検討委員会内規」
- 4-71-5 「法学研究科将来構想検討委員会内規」
- 4-71-6 「外国語学研究科3専攻委員会内規」
- 4-71-7 「経済学研究科将来構想検討委員会内規」
- 4-72 「2020年度外国語学部ドイツ語学科シラバス(総合ドイツ語I)」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0101/0101_19505_ja_JP.html
- 4-73 「2017年度英語学科新入生の志望動機等に関するアンケート全体の結果」
- 4-74 「2.総代候補者選出について」(第395回法学部教授会議事録) (2019年2月27日付)
- 4-75 「法令遵守努力継続と学則別表のチェック体制再構築のお願い」(認証評価委員会資料) (2020年10月7日付)

第5章

学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

5.1.現状説明

5.1.1.: 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1: 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2: 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

前回大学評価では学生の受け入れ方針に求める学生像が明示されていないため改善が望まれると努力課題を課されたが、2015年度に各学部・学科、研究科では学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて入学者受け入れ方針を策定し、これを大学ホームページ(資料5-1【ウェブ】)さらに大学院各研究科は大学院案内冊子(資料5-2)で、また「獨協大学のアドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)」を入試概要(資料5-3-1【ウェブ】)・入試要項(資料5-4)で公表するとともに、各学部・学科ではその方針を受験生向けの言葉づかいで書き改めたものを「求める学生像」として入試情報サイト(資料5-5【ウェブ】)及び大学パンフレット『Wissenschaft』(資料5-6-1)で公表している。なお2019年度に大学全体で学位授与方針(DP)の見直しを進め、2020年度にはそれに合わせて学生の受け入れ方針(AP)の全面的な見直し作業を行い2021年3月に公開する予定であり、これにより各学部・学科、研究科の専門教育に必要な学力・適性を一層詳細に明示した高校生の視線に合った学生受け入れ方針が示せることになる(資料5-7、5-8-1~2)。

入学者受け入れ方針については、本学の設置目的中の「獨協学園の伝統である外国語教育を重視」(学則第1条)することを踏まえ、全学部・学科で「外国語教育重視の観点から、外国語科目を重視した入試を行う。」とし、入学前の学習歴、学力水準、能力等については、全学部・学科で出願要件として「高等学校卒業程度の資格と学力を要する。科目別では外国語、国語、地理歴史・公民、数学、理科の学力を求める。」としている(既出資料5-1)。大学院では各研究科とも、入学者選抜方法として専門知識、外国語能力、志望動機、学習・研究意欲を問う入試を行うとしている(資料同上)。上述のように現在改訂中の学生の受け入れ方針(AP)では各学部・学科、研究科の専門教育に必要な学力・適性を詳細に明示する(既出資料5-7、5-8-1~2)。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、全学部・学科で「多彩な学生の受け入れを図るべく、一般入試をはじめとする様々な入試制度を設ける。」(既出資料5-1)として、一般入試・センター利用入試^{注1}において学力試験を課しているのはもちろんのこと、推薦入試^{注2}・その他の入試^{注3}においても学力試験やそれに代わる外部資格試験、小論文又は面接で受験者の学習歴、学力水準、能力を検査判定することを公表している(資料5-3-2、5-9【ウェブ】)。また大学院各研究科では、博士前期課程では筆記試験(学内推薦はGPA

第5章 学生の受け入れ

又は語学資格スコアによって学力を考査)と面接試験(学内推薦は口述試験)、博士後期課程は外国語筆記試験と口述試験で受験者の学習歴、学力水準、能力を検査判定することを公表している(既出資料5-4、資料5-10【ウェブ】)。

以上から、学生受け入れ方針の設定及び公表は適切である。

注¹2021年度入試から「共通テスト利用入試」に名称変更(資料5-3-2)。

注²同じく「学校推薦型選抜(指定校推薦、併設校推薦、課外活動推薦)」及び「総合型選抜(公募制入試)」(資料同上)。

注³同じく「その他の選抜」(資料同上)。

5.1.2. : 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1: 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2: 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3: 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4: 公正な入学者選抜の実施

評価の視点5: 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生の受け入れ方針に基づき、全学部・学科では上述のように「多彩な学生の受け入れを図るべく、一般入試をはじめとする様々な入試制度を設ける。」として、11月末又は12月初に推薦入試(指定校推薦・併設校推薦・公募制推薦・課外活動推薦)^{注1}・その他の入試^{注2}(卒業生子女弟妹入試・特別入試[外国人学生・帰国生徒]・社会人入試・編入学試験)を、また2月初旬から3月中旬にかけて一般入試・センター利用入試^{注3}を実施している(既出資料5-3)。特筆すべき例として外国語学部英語学科では2017年度より公募制推薦入試の面接試験の形態と内容を変更し、面接時間を長くして提示されたテーマに英語で意見を表現する能力を評価することで単なる英語力だけでなく、専門知識養成の基盤となる批判的思考能力をも選抜評価基準とした(資料5-11)。大学院では、全研究科で博士前期課程(学内推薦入試を含む)は9月下旬から10月上旬及び2月上旬の年2回、博士後期課程は2月上旬の年1回入試を実施している(既出資料5-4、5-10)。

注¹2021年度入試から「学校推薦型選抜(指定校推薦、併設校推薦、課外活動推薦)」及び「総合型選抜(公募制入試)」。

注²同じく「その他の選抜」。

注³同じく「共通テスト利用入試」。

学部・学科の学生募集については、入学金・学費(授業料及び施設設備費)・委託徴収費(「学友会」会費・「同窓会」入会金・「父母の会」年会費)の年額及び各種奨学金の月額等を大学パンフレット『Wissenschaft』(資料5-6-2)及び大学ホームページ(資料5-12【ウェブ】)で情報提供をしている。大学院研究科については、入学時納付金(入学金・授業料

第5章 学生の受け入れ

(春学期分)・施設設備費・学生教育研究災害傷害保険料)及び授業料年額並びに獨協大学大学院奨学金制度を大学院ホームページ(資料5-13【ウェブ】)で情報提供している。また2020年度は緊急事態宣言発令に伴う遠隔授業実施のための「2020年度獨協大学遠隔授業支援特別奨学金」を全学生を対象に、また「2020年度学生の学業継続支援のための特別措置(授業料減免)」を一定の条件の学生を対象に臨時で創設し、大学ホームページ(資料5-14-1~2【ウェブ】)で告知した。

学部・学科の学生募集については、入学志願者募集と入試選抜に関する部局として入試部入試課を設置し、学長を委員長とし、副学長、入試部長、事務局長を副委員長、各学部長・学科長、教務部長、学生部長、経理部長、入試課長を委員として構成する入試委員会での審議に基づき、学生募集・入試選抜の方針を決定し、全学的に実施している(資料5-15-1)。入試選抜の体制については、入試実施機構を定め、入試委員会、部局長会、全学教授会での承認を経て実施し、試験当日は入試委員会メンバーが試験本部に待機し、重大な事故が生じた場合は入試委員長である学長が直ちに入試委員会を開催して対処できる態勢を整えている(資料5-16)。大学院研究科については、各研究科委員会で学生募集・入試選抜の方針を決定し実施している(大学院学則第39条第1項第5号)。

学部・学科の入学者選抜に関しては、入試委員会の下に科目ごとの入試出題委員会を設置し(資料5-15-2)、入試出題委員である複数の教員が問題作成・点検チェック・採点を行い、出題ミスが無いように努める一方、入試後速やかに入試問題及び模範解答を公表し、試験の公正を期している。また推薦入試(2021年度入試から学校推薦型選抜及び総合型選抜)時の面接試験も受験者1名に対し複数の面接委員が担当し、入試委員会のあらかじめ定めた統一的な面接基準に基づいて点数化している。入試の合否判定は入試種別ごとに受験者を匿名化した点数のみの資料で行い、各学部長・学科長よりなる学部選考会で予備判定をした上で各学部教授会が判定を決定し(学則第69条第3項)、最終的に入試委員会の承認を得て発表される。大学院研究科の入試合格判定(10月・2月)は、実施した試験(筆記及び面接又は口述)の点数結果に基づき各研究科委員会及び大学院委員会で決定している(大学院学則第39条第1項第3号)。

学部・学科では、入試概要や入試情報サイトにより、受験者に対して入試制度の詳しい説明すなわち一般入試、センター利用入試、推薦入試・その他の入試(2021年度入試から一般選抜、共通テスト利用入試、学校推薦型選抜・総合型選抜・その他の選抜)の別、実施日、試験会場、募集人数及び前年度の入試データ(倍率・合格最低点)を公表するとともに(既出資料5-3、5-9)、過去問題をインターネットで公開している(資料5-17【ウェブ】)。また入試情報サイトでは、選択科目の違いによる不公平が生じないように配慮すること、学外試験会場を設ける一般入試A方式・B方式では全国15会場で一斉に試験実施を行い試験会場による有利・不利はないことを公表している(資料5-18【ウェブ】)。入試課では受験及び就学に際して特別な配慮を必要とする場合の相談を受け付け、入試委員会に諮って障がいを持つ受験者に適切な受験環境を提供している(資料同上)。

大学院各研究科では、「学生募集要項」及び入試情報サイトで、受験者に対して入試制度の説明を公表している(既出資料5-9)。入試の実施にあたっては、その権限を有する各研究科委員会が公平な入学者選抜に努めている(大学院学則第39条第1項第5号)。

以上から、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制の整備、入学者選抜の実施は適切で

第5章 学生の受け入れ

ある。

5.1.3. : 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

< 学士課程 >

入学定員に対する入学者数比率については、前回大学評価では過去5年間の平均が外国語学部交流文化学科で1.25と高いので是正するよう改善勧告を、また法学部国際関係法学科が1.27と高いので改善が望まれると努力課題を課されたが、2016年度から2020年度の平均が交流文化学科1.18、国際関係法学科1.22と改善し、また全学部、全学科で同平均1.25を下回った（大学基礎データ表2）。

編入学定員に対する編入学生数比率については、編入学定員を国際教養学部（第3学年編入学5名）と法学部国際関係法学科（第3学年編入学5名）だけが定めており、前回大学評価で国際教養学部が0.40、法学部が0.40、同学部国際関係法学科が0.00と低いので改善が望まれると努力課題を受けたが、2016年度から2020年度において国際教養学部、法学部国際関係法学科ともに入学者が0名であり改善が見られず（資料同上）、依然未充足の状況が続いている。

収容定員に対する在籍学生数比率については、前回大学評価では、外国語学部が1.27、同学部ドイツ語学科が1.25、同学部英語学科が1.30、同学部フランス語学科が1.25と高いので、是正するよう改善勧告を課されたが、2020年度に外国語学部1.24、ドイツ語学科1.23、英語学科1.23、フランス語学科1.22と改善が見られた。しかし同学部交流文化学科1.26と高いところがある（資料同上）。

2019年度入試より繰り上げ合格制度を抜本的に見直した（資料5-19）結果、入学定員に対する入学者数比率の顕著な改善が全学的に見られた（大学基礎データ表2）。収容定員に対する在籍学生数の外国語学部交流文化学科における過剰については、2017年度及び2018年度の大規模な入学定員超過（それぞれ超過率1.38及び1.33）によるものが大きく（資料同上）、その年度の過剰な入学者がなお在籍しているため、今後も繰り上げ合格制度を活用して入学者数の厳格な管理を行い数年中の過剰の解消を図る。また同学科では2018年度に入試定員移動を行い日程最後期のC方式定員を削減し入学定員超過要因を縮減した（資料5-20-1-1~2）。在籍学生数の大規模な過剰に対してはクラス増を実施し、英語や基礎演習の少人数教育が阻害されないようにしている（資料5-20-2-1~2）。また、編入学試験については法学部編入学試験の実施日を2019年度入試から変更し、志願者の増加を図ったが（資料5-21【ウェブ】）、成果が現れていない。

第5章 学生の受け入れ

＜修士課程、博士課程＞

研究科の入学定員比率については、法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科の博士前期課程、博士後期課程のいずれも 0.50 を下回っている（大学基礎データ表 2）。

＜表 5 収容定員に対する在籍学生数比率＞（大学基礎データ表 2 及び資料 5-22【ウェブ】）

	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度*1	
法学研究科										
前期課程	3/20	0.15	3/20	0.15	3/20	0.15	1/20	0.05	2/20	0.10
後期課程	0/9	0.00	0/9	0.00	0/9	0.00	0/9	0.00	0/9	0.00
外国語学研究科										
前期課程*2	15/34	0.44	18/34	0.53	13/34	0.38	13/34	0.38	5/30	0.17
後期課程	6/18	0.33	6/18	0.33	3/18	0.17	1/18	0.06	0/18	0.00
経済学研究科										
前期課程	7/29	0.24	3/29	0.10	1/29	0.03	4/29	0.14	10/29	0.34
後期課程	1/15	0.07	1/15	0.07	1/15	0.07	0/15	0.00	0/15	0.00

*1 在籍者数／収容定員、充足率 *2 修士課程を含む 5月1日現在

収容定員比率について前回大学評価では法学研究科博士前期課程が 0.00、同博士後期課程が 0.11、外国語学研究科博士後期課程が 0.17、経済学研究科博士前期課程が 0.17、同博士後期課程が 0.13 と低いためそれぞれ改善が望まれると指摘されたが、法学研究科博士前期課程が 0.10、同博士後期課程が 0.00、外国語学研究科博士後期課程が 0.00、経済学研究科博士前期課程が 0.34、同博士後期課程が 0.00 と、大幅に改善した経済学研究科博士前期課程を除けば余り改善が見られない。このように経済学研究科博士前期課程以外は入学定員充足率、収容定員充足率ともに低位で推移しており、特に博士後期課程は 2020 年度に全研究科で在籍者がいない事態となった。

大学院研究科の収容定員に対する在籍学生の充足数を高めるため、以下の施策を行っている。全研究科として、I 期入試・II 期入試に向けて年間 2 回の大学院進学ガイダンスを開催している（資料 5-23-1~2）。2018 年度入学者より、卒業生である内部進学者の経済的負担を軽減し、大学院への進学を推奨するため入学金を全額免除とした（資料 5-24）。外国語学研究科では修士課程日本語教育専攻（1 年制、入学定員 4 名、収容定員 4 名）について 2020 年度の学生募集を停止、同年度末に専攻を廃止し（資料 5-25-1【ウェブ】）、研究科の定員削減を行った。内部進学者に関しては、10 年前の 3 年間の推薦入試を活用した入学者

第5章 学生の受け入れ

数 26 名に対して、近年は民間企業の採用意欲が高かったこともあり直近 3 年間では 4 名にまで落ち込み、大きく減少しているが、各研究科で内部進学者を従来どおり確保できれば毎年 15 名ないし 20 名程度の入学者確保は実現可能であり、内部進学者確保に力点をおく施策は、他大学からの志願者獲得を目指すより確実な方法であり実効性が高いと思われる（資料 5-25-2-1~3）。

以上から、適切な定員を設定した学生の受け入れの実施及び収容定員に基づく適正な在籍学生数の管理については、学部では入学定員管理に改善が見られるが一部の学科の収容定員超過の解消にはまだ若干時間がかかり、大学院では入学定員・収容定員の未充足に改善が見られず、努力すべき点が残されている。

5.1.4. : 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

入試部（入試課）・入試委員会では入試データを即座に入試委員である各学部長、学科長と共有して、毎年度入試終了後に各学部・学科と入試制度についての点検・評価の見直しを行い、各学部教授会（外国語学部は学科教授会）での検討を経て、入試委員会での承認に基づき次年度の入試制度の詳細を決定している（資料 5-26）。

大学院研究科では、大学院事務室の提供する最新データに基づき将来構想検討委員会（外国語学研究科は 3 専攻委員会（2019 年度以前は 4 専攻委員会））で入試結果を随時検証する仕組みになっており（資料 5-27~29）、その提案により各研究科委員会で学生募集や入試形態、合格基準に関する見直しを行っている。

学部・学科の入試政策では、特にここ数年、外国語重視の観点から英語外部検定試験を活用した入試制度の充実に努めており、それぞれの外部検定試験の成績に合理的な相関を持たせるよう努力している（既出資料 5-26）。これに加え、2021 年度からの高大接続改革に伴う入試制度改革にも取り組んでおり、「大学入学共通テストの利用」、「入試区分・入試制度名の見直し」、「英語外部検定試験の活用」、「学力の 3 要素を多面的・総合的な評価」、「入学前教育の充実」について検討を進めて（資料 5-30-1~4）、2019 年度入試からは推薦入試等（2021 年度入試から学校推薦型選抜、総合型選抜、その他の選抜）入学予定者に対して入学前教育の全学的実施を行っている（資料 5-31）。受験生に対しては、これら入試制度改革についてオープンキャンパスや入試情報サイトを通じて広報を行っている（既出資料 5-9）。収容定員超過の問題は、東京 23 区の大学定員抑制の影響で受験生の動向を捉えるのが大変難しかった過去の入学定員超過の影響で一部の学科でいまだ顕著な改善に至っていないが、上述のように繰り上げ合格制度を活用して入学者数の厳格な管理を行うことで改善を目指している。

大学院では、上記のように収容定員に対する在籍学生の充足数を高めるために種々の施策を行っている。また外国語学研究科英語学専攻では、博士前期課程に修了年限 2 年の英

第5章 学生の受け入れ

語学専攻と修了年限 1 年の英語学専攻英語教育専修コースを設置しているが、現職教員を対象とした英語教育専修コースは 1 年間でより特化した研究に専念できる環境を整備するためカリキュラムを改正し、両者の役割を明確に区別した(資料 5-32)。経済学研究科では、研究科の特長として比較的志願の見込まれる外国人留学生の確保を目的に、日本学生支援機構主催外国人学生のための進学説明会のほか、各種日本語学校主催の進学説明会へ参加して本研究科の情報提供を行うなどの広報活動を展開している(資料 5-33-1~2)。しかし大学院全体としては依然未充足の状態が続いている。

以上から、学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価、またその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みは結果の十分な改善にまだ至っていないため今後も努力を継続することが必要である。

<COVID-19 への対応・対策に関わる事項>

学士課程では、2021 年度入学試験実施における新型コロナウイルス対策として、まず試験開始時間を従来の開始時間より 20 分遅らせた時程とする(資料 5-34-1)。これにより試験会場に時間的な余裕をもって到着することが可能となる。試験当日の大学構内への入構については、試験会場となる教室棟によって入構経路を分けることで、受験生を分散させる。試験教室の座席は、1つの机に受験生 2 名配置した隣の机には受験生 1 名の配置とし、受験生間の距離が保たれるようにする。また教室の入り口には消毒液を設置し、試験の休憩時間には教室の換気を行う。受験生はトイレ使用以外は指定された教室にとどまることとし、昼食時間を挟む場合もその教室内で食事をする。これにより受験生間の接触を最小限とする。試験終了後の退室については、教室ごとに退室の誘導を行うことにより密集を防ぐ。なお例年保護者の控室を用意しているが、2021 年度入試ではこれを行わない。学外試験会場では、試験場への入室を 15 分早めて 8 時 30 分からとし、受験生の集中を防ぐ。試験場には消毒液を設置し、座席配置では 1m 程度の間隔を保つ。また前日には椅子機の消毒を行い、1 科目ごとに試験場の換気を行う。監督者はフェイスシールドを着用する。学校推薦型選抜のうち指定校、併設校、全商協会特別推薦入試について、高等学校長からの推薦を受けているこれらの入学試験については、書類選考による入試選抜とする。これにより推薦等入学試験を本学に来校して受験する人数がおおよそ半分となり、密集が避けられる。募集要項に規定された外国語(英語、ドイツ語又はフランス語)試験、小論文及び面接試験を実施せず書類選考とすることについて、公表している入学者受け入れ方針(AP)との整合性、入試の質確保及び入学定員管理の観点から様々な慎重な議論を経て感染防止対策の必要上この決定に至った(資料 5-34-2)。それ以外の学校推薦型選抜、総合型選抜及びその他の選抜の面接試験については、受験生、面接委員にフェイスシールドを配付して実施する(資料 5-34-3)。

また入試広報については、例年 6 月に実施している高等学校教員対象説明会を中止し、9 月に動画配信による入試説明とオンラインでの個別入試相談を実施した(資料 5-35-1)。受験生、父母が大学のキャンパスを訪れ、教員、在学生や専門事務スタッフから直接大学の姿を知ってもらうことを目的とするオープンキャンパスについては、当初 6 月 7 日(日)、8 月 8 日(土)、9 日(日)、22 日(土)、23 日(日)、10 月 4 日(日)を予定していたが、コロナ感染拡大防止のため中止した。これに代わるものとして、6 月、7 月、8 月、10 月に ONLINE オープンキャンパスを実施した(資料 5-35-2~3)。高等学校内で実施される模擬授業、本学にて実施される大学見学は中止した。高等学校内で実施される大学説明・入試説

第5章 学生の受け入れ

明については、オンラインで説明を行った（資料 5-35-4）。また例年入試実施時期直前に行われる外部講師による入試動向に関する講演会についても、今年度はオンラインで実施した（資料 5-35-5）。

大学院では、大学院進学ガイダンスを通例の学内開催を中止し、感染防止及び進学希望者の参加しやすさを考慮しオンライン開催とした。参加希望者に対しては開催形態及び日程の変更を大学院ホームページ及び PorTa II で周知した。結果として、参加者数 21 名（昨年度 7 名）、大学院 I 期入試出願者数 10 名（昨年度 5 名）といずれも増加した（資料 5-36-1~6）。第 2 回大学院進学ガイダンスも同様の経路を経て、オンラインで開催する予定である（既出資料 5-36-3）。入試については、2020 年 10 月 10 日に行われた大学院入試では、令和 2 年 6 月 19 日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定の「令和 3 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン」に基づき新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施した（資料 5-37-1~2）。大学執行部の了解の下、事前の 7 月・8 月の各研究科委員会（資料 5-37-3~5）及び 8 月の大学院委員会（既出資料 5-37-1）で教員への周知を図った。

5.2.長所・特色

入学者受け入れ方針の特色としては、獨協大学の設置目的中の「獨協学園の伝統である外国語教育を重視」（学則第 1 条）することを踏まえ、全学部・学科で「外国語教育重視の観点から、外国語科目を重視した入試を行う。」としており、全学で統一性のある入学者選抜制度を実施していることが挙げられる。その上で公募制推薦入試出願基準に関して経済学部全学科では実用数学技能検定又は国際科学技術コンテスト、さらに経済学科及び経営学科ではそれ以外に日商簿記検定、情報処理技術者試験（情報処理推進機構）又は全国商業高等学校協会検定試験を課したり、また経済学部全学科で全商協会特別推薦入試を実施したりするなど独自の取り組みを行い、経済分野で意欲的な学生の確保に努めている（資料 5-38【ウェブ】）。また外国語学部では高校生を対象として、ドイツ語学科では「全国高校生スピーチコンテスト」、「高校生のためのドイツ語入門講座」、英語学科と交流文化学科では「全国高校生英語プレゼンテーションコンテスト」、フランス語学科では「高校生のための「フランス語学科体験」—フランス語の世界を楽しもう—」を実施し、外国語に特に意欲的な高校生に本学の充実した外国語教育を意識付けている（資料 5-39-1-1~3【ウェブ】 5-39-2【ウェブ】）。

また入学前教育については、併設校の獨協埼玉高校 3 年に「獨協クラス」を設け、それに対応して大学に「獨協クラス」運営委員会及び「獨協クラス」担当者会議を置き、通常の高校の教育課程に加えて、志望学科に合わせた読書課題及び「卒業論文」の指導を高校教諭と大学専任教員が緊密に協働して行い、入学前から専門性の意識を高める努力をしている（資料 5-40）。さらに上述のように、2019 年度入試からはそれ以外の推薦入試（2021 年度入試から学校推薦型選抜、総合型選抜、その他の選抜）の入学予定者に対して 1 月から 3 月にかけて入学前教育を全学的に実施している。

オールインキャンパス（資料 5-41【ウェブ】）を特長とする本学では全学部同一日程でオープンキャンパス、推薦入試・特別入試、一般入試（2021 年度入試から一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、その他の選抜）を実施しており、複数の学部にもたがる受験生の関

第5章 学生の受け入れ

心・ニーズに応えられている。

5.3.問題点

問題点としては、収容定員管理が挙げられる。上述のように東京23区の大学定員抑制政策の影響で、東京都に隣接する本学では、推薦入試、一般入試ともに（2021年度入試からは一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜いずれも）応募者及び入学手続き者が予想を大幅に超えて増えており、結果として全学部にわたって入学定員超過率が高くなりやすい。一般入試（2021年度入試から一般選抜）で繰り上げ合格制度を積極的に活用して超過をなるべく抑える努力を強化しており、2019年度及び2020年度入試ではかなり成功している。入学定員管理の厳格化によりいまだ残る一部の学科の収容定員超過も今後改善されると見込まれる。一方、大学院では近年定員未充足が常態的で、外国語学研究科での2019年度末の日本語教育専攻廃止による定員削減のような一層の抜本的な対策の検討や現に実施している種々の対策の実効性の検証が強く求められる。また、入学後の成績を入学データとリンクさせて学部・学科教育への適性をより適確に判断する入試選抜方法の開発、特に入試政策でのIRの活用が先端的な他大学に比べ遅れており、この点では入試課と教務課の連携不足や大学内にIR組織を持たないことの弊害が指摘される。ICTを活用した選抜方法が検討段階にとどまること、9月入学者の受け入れが国際教養学部を除きできていないことも指摘されよう。

5.4.全体のまとめ

2020年度に全学部・学科、全研究科において学生の受け入れ方針（AP）の全面的な見直しを実施しており、完了すれば受験者に対して一層分かりやすい学部・学科、研究科の学生受け入れ方針の提示が可能になる。今後は各学部・学科、研究科のアドミッション・ポリシーの上に置かれる獨協大学としてのアドミッション・ポリシーの見直しが必要となるが、2021年度中に実施する予定である。

学士課程の入学定員管理に関しては、外国語学部交流文化学科で収容定員超過率1.26となっているが、2020年度に発足した新学長・副学長体制の下で、入試委員会を中心に従来以上に積極的に繰り上げ合格制度を運用するなど、引き続き厳格な管理に鋭意努めていくことが表明されている（資料5-42）。また各研究科博士前期（0.50未満）・後期課程（0.33未満）の定員未充足に関しては大学院委員会及び各研究科委員会での抜本的で実効性のある一層の対策の検討実施が期待される。このように学生の受け入れについては、学士課程は入試委員会、博士前期・後期課程は大学院委員会並びに各研究科委員会及び研究科将来構想検討委員会において、PDCAサイクルに沿った定期的な点検・評価を行う努力を今後も継続する。

以上のことから、一部に改善すべき課題はまだ残るものの、大学基準はおおむね充足していると言えよう。

【第5章 根拠資料】

5-1「各学部・学科・研究科の入学者受け入れ方針について」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/policy/admission.html>

第5章 学生の受け入れ

- 5-2 「アドミッション・ポリシー」『Dokkyo University Graduate School 2020 獨協大学大学院』 p.13.
- 5-3 『2021 年度入試概要』
https://nyushi.dokkyo.ac.jp/wp-content/uploads/2020/08/dokkyo_nyushigaiyo2021_1.pdf
- 5-3-1 同上 p.1.
- 5-3-2 同上 pp.5-24.
- 5-4 『2020 年度大学院学生募集要項』
- 5-5 入試情報サイト「学部・学科紹介」「求める学生像」
外国語学部：<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/gakubu/gaikokugo>
国際教養学部：<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/gakubu/kokusaikyoyou>
経済学部：<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/gakubu/keizai>
法学部：<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/gakubu/hougaku>
- 5-6-1 『獨協大学 GUIDE BOOK 2021Wissenschaft』
「求める学生像」
外国語学部ドイツ語学科：p.24.
外国語学部英語学科：p.30.
外国語学部フランス語学科：p.36.
外国語学部交流文化学科：p.42.
国際教養学部言語文化学科：p.50.
経済学部経済学科：p.58.
経済学部経営学科：p.64.
経済学部国際環境経済学科：p.70.
法学部法律学科：p.78.
法学部国際関係法学科：p.84.
法学部総合政策学科：p.90.
- 5-6-2 「獨協大学の奨学金制度、納付金」『獨協大学 GUIDE BOOK 2021Wissenschaft』 pp.110-111.
- 5-7 「議題 1. 2014 年度大学評価（認証評価）結果に対する「改善報告書」の検討結果報告と今後の対応について」（第 156 回（臨時）自己点検運営委員会議事録）（2019 年 6 月 11 日付）
- 5-8-1 「3 ポリシー見直しのガイドライン（1）」（認証評価委員会資料 1-2）（2020 年 5 月 13 日付）及び「3 ポリシー見直しのガイドライン（2）」（認証評価委員会資料 1-4）（2020 年 6 月 3 日付）
- 5-8-2 「各学部、学科、研究科における 3 つのポリシー（案）」（自己点検・評価及び内部質保証推進委員会資料 2）（2020 年 10 月 20 日付）
- 5-9 入試情報サイト「入試情報」
<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/nyushi>
- 5-10 「入試情報」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/examination/>

第5章 学生の受け入れ

- 5-11 「公募制推薦入試面接方法の変更」(2017年度英語学科教授会資料 404-3) (2017年6月21日付)
- 5-12 「授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること(学納金・授業料・学費)」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/activity2/payment.html>
- 5-13 「入試情報(各入試共通事項(入学時納付金等))」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/daigakuin/pdf/2020/2_kyoutsujikou.pdf#zoom=100
- 5-14-1 「【告知】『2020年度獨協大学遠隔授業支援特別奨学金』の給付について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200423003391.html>
- 5-14-2 「2020年度学生の学業継続支援のための特別措置(授業料減免)の実施について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200723003649.html>
- 5-15-1 「入試委員会規程」第1条及び第2条
- 5-15-2 同、第4条第1項第5号
- 5-16 「2020年度推薦等入試および一般入試実施機構について(案)」(2019年度第5回入試委員会資料5-6) (2019年7月2日付)
- 5-17 入試情報サイト「入試情報 過去問題(傾向と対策含む)」
<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/nyushi/kakomon>
- 5-18 入試情報サイト「入試情報 よくある質問(FAQ)」
<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/nyushi/faq>
- 5-19 「繰り上げ合格制度の2019年度入学試験への適用について(案)」(2018年度第2回入試委員会資料2-2) (2018年4月24日付)
- 5-20-1-1 「2018年度入試制度一般入試」(2017年度交流文化学科教授会資料5-3-1、5-3-2)
- 5-20-1-2 「2019年度入試制度一般入試」(2018年度交流文化学科教授会資料191-3-2) (2018年4月25日付)
- 5-20-2-1 「教務委員より1.」(2017年度交流文化学科教授会資料175-4) (2017年4月3日付)
- 5-20-2-2 「報告事項1. 増クラスについて」(2018年度交流文化学科教授会資料191-2) (2018年4月25日付)
- 5-21 「2021年度 編入学試験・学士入学試験概要」
https://nyushi.dokkyo.ac.jp/wp-content/themes/dokkyo/cmn/pdf/f2-3/f2-3_transfer.pdf
- 5-22 「入学者推移」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/daigaku/pdf/04_入学者数推移.pdf
- 5-23-1 「大学院ガイダンス」(2018年度大学院委員会資料378-8-1) (2018年10月10日付)
- 5-23-2 「2018年度 第2回進学ガイダンス実施報告」(2018年度大学院委員会資料379-7-2) (2018年11月28日付)
- 5-24 「獨協大学大学院学則の一部改正について(入学金関係)」(2017年度大学院委員会資料362-3) (2017年2月15日付)
- 5-25-1 「外国語学研究科修士課程日本語教育専攻の学生募集停止について」
http://www.dokkyo.ac.jp/news/detail/id/6918/publish/2/odir/ka_daigakuin/ (現在開

第5章 学生の受け入れ

鎖)

- 5-25-2-1 「2009 年度進路（就職）学科別集計表」（2010 年度部局長会資料）（2010 年 6 月 1 日付）
- 5-25-2-2 「2010 年度進路（就職）学科別集計表」（2011 年度部局長会資料）（2011 年 5 月 31 日付）
- 5-25-2-3 「2019 年度就職状況について（最終報告）（2）」（2020 年度部局長会資料）（2020 年 6 月 23 日付）
- 5-26 「2020 年度 一般入学試験制度（案）」、「2020 年度 一般入試制度 センター利用入試前期、中期、英語資格、後期（案）」、「2020 年度 公募制推薦入学試験（案）」、「2020 年度 課外活動推薦入学試験（案）」、「2020 年度 特別入学試験（外国人学生）（案）」、「2020 年度 特別入学試験（帰国生徒）（案）」、「2020 年度 社会人入学試験（案）」及び「2020 年度学科別・入試制度別 募集人員（案）」（2019 年度第 2 回入試委員会資料 2-1-2~10）（2019 年 4 月 23 日付）
- 5-27 「法学研究科将来構想検討委員会内規」
- 5-28 「外国語学研究科 3 専攻委員会内規」
- 5-29 「経済学研究科将来構想検討委員会内規」
- 5-30-1 「『高大接続改革』に伴う 2021 年度入試に向けた入試制度について（案）」（2017 年度第 8 回入試委員会資料 8-2-1）（2017 年 11 月 14 日付）
- 5-30-2 「『高大接続改革』に伴う 2021 年度入試に向けた入試制度について（案）」（2018 年度第 7 回入試委員会資料 7-4）（2018 年 10 月 2 日付）
- 5-30-3 「『高大接続改革』に伴う 2021 年度入試に向けた入試制度について（案）」（2019 年度第 2 回入試委員会資料 2-3）（2019 年 4 月 23 日付）
- 5-30-4 「2021（平成 33）年度獨協大学入学者選抜の変更点について（予告）」（2018 年 7 月 25 日付）
- 5-31 「2018 年度事業報告書」
- 5-32 「獨協大学大学院学則の一部改正について（案）」（2017 年度大学院委員会資料 370-4-1）（2017 年 12 月 20 日付）
- 5-33-1 「日本学生支援機構外国人学生のための進学説明会について（報告）」（2018 年度大学院委員会資料 377-4）（2018 年 7 月 18 日付）
- 5-33-2 「2017 年度長沼スクール東京日本語学校進学説明会について（報告）」（2017 年度大学院委員会資料 367-4-2）（2017 年 7 月 19 日付）
- 5-34-1 「一般入試 2・3 科目（A 方式）・2 科目全学統一（B 方式）時程（案）」（2020 年度入試委員会資料 3-8）（2020 年 7 月 14 日付）
- 5-34-2 「議題 1. 新型コロナウイルス感染拡大における 2021 年度入学試験実施について（案）」（2020 年度 臨時入試委員会議事要録）（2020 年 10 月 6 日付）
- 5-34-3 「議題 5. その他（3）」（2020 年度 第 5 回入試委員会議事要録）（2020 年 10 月 20 日付）
- 5-35-1 「高等学校教員対象 2021 年度入試に向けた ONLINE 入試説明会について（案）」（2020 年度入試委員会資料臨-2）（2020 年 8 月 11 日付）
- 5-35-2 「2020 年度 ONLINE オープンキャンパス（6~8 月）実施報告」（2020 年度入試委員

第5章 学生の受け入れ

会資料 4-5) (2020年9月29日付)

- 5-35-3 「10月<月間>ONLINE オープンキャンパスの実施について (案)」(2020年度入試委員会資料臨 4-1) (2020年8月11日付)
- 5-35-4 「入試課内部資料: 2020 模擬授業高等学校内説明会大学見学」
- 5-35-5 「外部講師によるオンライン入試動向講演会実施について」(2020年度入試委員会資料 4-9) (2020年9月29日付)
- 5-36-1 「議事 6. その他① 2020 年度第 1 回大学院進学ガイダンスについて」(第 395 回大学院委員会議事録) (2020年7月22日付)
- 5-36-2 「大学院進学ガイダンス」(大学院委員会資料 395-5) (2020年6月24日付)
- 5-36-3 「議事 2. 2021 年度大学院入試日程の変更について (追認)」及び「議事 6. その他③ 2020 年度第 1 回大学院進学ガイダンス実施報告」(第 396 回大学院委員会議事録) (2020年8月12日付)
- 5-36-4 「2020 年度 第 1 回大学院進学ガイダンス実施報告」(大学院委員会資料 396-6-3) (2020年7月22日付)
- 5-36-5 大学院 HP 案内「2020 年度獨協大学大学院進学ガイダンス」
- 5-36-6 PorTa II 掲示板「7月大学院進学ガイダンス開催のお知らせ」
- 5-37-1 「議事 7. その他① 大学院入試実施時の新型コロナウイルス感染症対策について」(第 397 回臨時大学院委員会議事録) (2020年10月14日付)
- 5-37-2 「大学院入試実施時の新型コロナウイルス感染症対策について」(大学院委員会資料 397-7-1) (2020年8月12日付)
- 5-37-3 「議事 5. その他 1 大学院入試実施時の新型コロナウイルス感染症対策について」(第 300 回 法学研究科委員会議事要録 (案)) (2020年9月30日付)
- 5-37-4 「議題 5. その他 (1) 大学院入試実施時の新型コロナウイルス感染症対策について」(2020 年度第 4 回外国語学研究科委員会議事録 (案)) (2020年8月5日付)
- 5-37-5 「議題 3. その他① 大学院入試実施時の新型コロナウイルス感染症対策について」(2020 年度第 4 回経済学研究科委員会 (博士前期) 議事要録 (獨協経研前期議事録 20-4)) (2020年8月10日付)
- 5-38 入試情報サイト「公募制推薦入試」
https://nyushi.dokkyo.ac.jp/wp-content/themes/dokkyo/cmn/pdf/f2-3/f2-3_recommendation.pdf
- 5-39-1-1 「高校生のためのドイツ語入門講座」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/outline/events/post_30.html
- 5-39-1-2 「ドイツ語スピーチコンテスト」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/outline/events/d_speech/
- 5-39-1-3 「英語プレゼンテーションコンテスト」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/outline/events/e_presentation/
- 5-39-2 入試情報サイト「高校生のための「フランス語学科体験」—フランス語の世界を楽しもう—」
<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/archives/2069>
- 5-40 「獨協クラス」運営委員会規程

第5章 学生の受け入れ

5-41 入試情報サイト「オールインキャンパス」

<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/point/allincampus>

5-42 「議題 8. 入試部所管事項（2）2021 年度目標入学者数について、山路学長答弁」（第 210 回全学教授会議事録）

第6章

教員・教員組織

第6章 教員・教員組織

6.1.現状説明

6.1.1.: 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

求める教員像については、全学で定めるものに加え、各学部・研究科においてもそれぞれ定められており、いずれも大学ホームページにおいて公表されている（資料6-1【ウェブ】）。

本学の教員に求める能力・資質等については「教員の任用および昇任に関する規程」（資料6-2）及び関連諸規則に定められており、採用にあたっては、「人格、学歴、職歴、ならびに教育研究上の業績等」の内容が審査される。さらに、大学院における授業及び研究指導は、本学の専任の教授又は准教授がこれを担当することを原則としている（大学院学則34条）。

教員組織の編制に関する方針については、全学で「教員組織の編成方針」を定めるとともに、各学部・研究科においても同方針をそれぞれ定めており、いずれも大学ホームページにおいて公表している（既出資料6-1）。

本学における教員組織編成の基本方針は、学則第1条に定める「社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成する」という目的及び使命達成のために資する教員組織を編成することである。具体的には「教員の任用および昇任に関する規程」、「同施行細則」（資料6-3）に定められており、専門的知識に裏付けられる質の高い教育・研究集団を組織することを目指している。さらに、教員の全学の人事を扱う人事委員会においては、女性教員比率、外国人教員比率の改善など、教員採用における原則を定めた「教員採用の基本方針」（資料6-4）が毎年度策定・確認されている。

教員の採用形態は「専任」、「非常勤」及び有期の「特別任用（特任）」（資料6-5）となっており、各教員はいずれかの学科に所属している。このうち専任教員については、教育・研究活動のみならず、学部・学科、部局の長や委員として大学運営に積極的に参画し、さらに学識経験を活かして社会に貢献することが求められ、大学ホームページ上で「教育・学会・社会活動」を公表している（資料6-6【ウェブ】）。

専任教員の分野構成については、学部・学科、研究科ごとにそのカリキュラムを踏まえて適切に構成されている。例えば外国語学部交流文化学科であれば、①英語教育プログラムの担当、②学科専門科目の担当、③学科専門科目のうち主として実務系の科目の担当に分けられる。さらに②についてはツーリズム、トランスナショナル文化、グローバル社会の3部門

第6章 教員・教員組織

に分けられ、それぞれ適切な専任教員を配置している。なお、各部門は相互に関連することから、学科全体としての学びの強化を図るため、各教員の担当科目については所属部門に固定することなくフレキシブルに運用している（資料6-7-1~2）。

本学の教員組織は、学長、副学長、並びに各学部、学科及び研究科の長を管理責任者として、それぞれの教授会や委員会において、教育研究活動に関する全体の共通認識、意思決定を図る仕組みとしており、ほぼ毎月、各学部では教授会（外国語学部においては各学科教授会を含む）、各研究科では研究科委員会が開催されている。また、それらの議事については内容に応じて、学部の事項は月2回程度開催される部局長会において諮問され、約2ヶ月に1回開催される全学教授会にて、最終的な報告、審議がなされ、大学院の事項は各研究科委員会の審議を経て、ほぼ毎月開催される大学院委員会に最終的な報告、審議がなされる仕組みとなっている（大学院学則第36条から第42条まで、学則第58条から第60条まで、第64条及び第69条、資料6-8~13）。

6.1.2. : 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学の専任教員数は、大学基礎データ表1のとおり、2020年5月1日現在で学士課程は210名（外国語学部81名、国際教養学部33名、経済学部57名、法学部39名）となっており、設置基準に定められる必要人数を満たすものとなっている。また、大学院課程についても156名（法学研究科41名、外国語学研究科65名（共通科目担当者を含む）、経済学研究科54名（各課程延べ人数））となっており、各研究科単位で見ると設置基準に定められる必要人数を満たすものとなっている。なお、専攻単位で見ると、外国語学研究科博士後期課程のドイツ語学専攻とフランス語学専攻において教員総数が1名ずつ不足していることから、その解消に向けて現在対応を調整中である。

教員数を始めとする、教員組織の編成見直しについては「基本計画」（資料6-14）において明示している。また、教員任用に関する計画策定に際しては、学長が教員人事委員会を通じて各学部に対して事前調査を行う仕組みを整備している。これに対し、各学部では「教授、准教授、専任講師の構成比」、「専任教員の年齢構成比」、「専任教員の男女構成比」、「専任・

第6章 教員・教員組織

非常勤の構成比」といった各指標を取り入れた調査報告を行うなど、教員の任用計画は綿密なやり取りを経て策定している（既出資料 6-4）。

なお、大学基礎データ表 1 のとおり、学士課程における専任教員数 1 人当たりの在籍学生数比率（ST 比）は、2020 年 5 月 1 日現在の在籍学生数が 8565 名（外国語学部 2793 名、国際教養学部 747 名、経済学部 3311 名、法学部 1714 名）であることから、2020 年度の ST 比は 40.2（外国語学部 34.5、国際教養学部 22.6、経済学部 58.1、法学部 43.9）となり、2013 年度の ST 比 44.4（外国語学部 36.3、国際教養学部 25.1、経済学部 59.9、法学部 56.8）と比べて大きく改善された（資料 6-15）。

＜教員組織の編成方針、ダイバーシティへの配慮等＞

教員組織については、「教員組織の編成方針」及び「教員採用の基本方針」に従い、年齢構成、男女比率、外国人教員比率などに留意しながら編制に当たっている。

教員の年齢構成については、「教員組織の編成方針」及び「教員の任用および昇任に関する規程」に基づき、極端な偏りが生じないように留意して人事管理を行っている。なお、大学基礎データ表 5 のとおり、2020 年 5 月 1 日現在の専任教員の年齢構成は、30 歳代以下 9.0%、40 歳代 31.4%、50 歳代 26.7%、60 歳代 31.4%、70 歳代 1.4%となっている（学士課程）。

外国人教員比率及び女性教員比率については、「教員組織の編成方針」及び「教員採用の基本方針」において、近年の数値の推移を踏まえつつその改善を掲げている。2020 年度の外国人教員比率は 12.4%、女性教員比率は 25.7%であり、いずれもバランスに配慮した採用に努めている（資料 6-16）。このうち外国人教員比率については、他大学と比べても既にかなり高い水準にあるが、外国語担当教員を中心に引き続き積極的な採用を続けている。また、女性教員比率については、女性活躍推進法に基づく行動計画に専任教員の女性比率を改善することを目標として掲げ、2020 年 4 月 1 日現在で 26.3%と、2013 年度 24.0%に比べやや増加傾向にある。2019 年度に採用された専任教員に占める女性比率は 37.5%、管理職に占める女性の割合も 19.4%を占めるまでになっている（既出資料 6-15、6-17、6-18）。

＜教員の配置にあたっての配慮等＞

教員の配置にあたっては、授業科目と担当教員の適合に配慮し、当該科目の内容を専門分野とする研究者を配置することを基本としつつ、科目特性によっては外国人（各言語のネイティブ・スピーカー）や実務家を配置することも行っている。また、そのような適合性の判断に際しては、それぞれの学部において、カリキュラムの全体的なバランスや教育効果等を考慮しながら行っている。なお、本学の主要授業科目の専兼比率については、大学基礎データ表 4 のとおりであり、このうち本学のカリキュラム上、特に重要な科目、例えば専門必修科目や、大学教育の入口である第 1 学年のクラスアドバイザーや入門科目、少人数専門教育の核となるべき演習科目などについては、原則として専任教員が担当するよう配慮している。

研究科担当教員については、前出のとおり大学院学則において、大学院における授業及び研究指導は原則として本学の専任の教授または准教授がこれを担当することを定めており、それを踏まえて各研究科が任用・配置を行っている（大学院学則 34 条）。

＜教員の授業担当負担への配慮＞

教員がより丁寧に授業を行うことのできる環境を担保して教育の質を向上させるため、

第6章 教員・教員組織

専任教員の担当授業コマ数の基準を年間平均で週 5 コマに抑え、なるべく過重な負担が生じないように努めている（資料 6-19）。これにより、アクティブ・ラーニングの導入など、各教員が創意工夫を凝らした授業を展開する余裕を持つことができるようにしている。

教養教育の運営体制に関しては、全学的な教養教育プログラムとして「全学共通カリキュラム」（全学共通授業科目）を設け、学生の人間形成に必須と考えられる教養を修得できるようにするとともに、各学部・学科の専攻分野を超える学際的又は副専攻的な学修ができるようにしている。同プログラムは、全学総合科目群（全学総合講座部門、全学共通講義科目部門、全学共通実践科目部門、スポーツ・レクリエーション部門）及び外国語科目群（英語部門、外国語部門（英語以外）、日本語部門）の 2 科目群 7 部門から構成される（資料 6-20）。

同プログラムの運営にあたっては、外国語科目群の英語部門については同部門の授業を専門に担当する教員を任用し、その他の科目群・部門については主に各学部・学科で専門教育を担当する教員が授業を担当している。

6.1.3. : 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1 : 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2 : 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集・採用・昇任等について、「教員の任用および昇任に関する規程」（既出資料 6-2）、「同施行細則」（既出資料 6-3）、「教員人事委員会規程」（資料 6-21）などを制定するとともに、「教員採用の基本方針」（既出資料 6-4）を毎年度策定し、大学全体に適用している。これらの規程等は、学校教育法第 92 条及び大学設置基準等に定められた教員の資格要件等を踏まえて作成されており、各学部・学科、研究科では、これに基づいて人事手続を行っている。

採用に関しては、各学部長が学部教授会の議決（外国部学部のみ各学科教授会の議決）に基づき、教員人事委員会に専任教員及び特別任用教員の新規任用や非常勤教員の委嘱を発議する。その後は同委員会において経歴や業績等に関する審査を経た人事案が作成され、最終的には全学教授会にてその可否を決する手続が取られる。専任教員及び特別任用教員の新規任用の業績審査には対象者と同じか又は近い専門領域の教員（原則として教授 3 名）が充てられ、十分な審査が行われる。これにより大学として求める教員像に合致する人物の採用が担保される。

なお、外国語学部、国際教養学部、経済学部は原則として公募制を採用している。公募に際しては、大学ホームページ（資料 6-22【ウェブ】）に求人情報を掲載するとともに、科学技術振興機構が運営する研究者人材データベース「JREC-IN」にも求人情報を掲載している。

昇任に関しては、これを希望する本人からの申請を受けて、各学部長が学部教授会の議決（外国部学部のみ各学科教授会の議決）に基づき、教員人事委員会に昇任人事を発議する。

第6章 教員・教員組織

その後は同委員会において経歴や業績等に関する審査を経た人事案が作成され、最終的には全学教授会にてその可否を決する手続が取られる。業績の審査には新規任用の場合と同様に対象者と同じか又は近い専門領域の教員（原則として教授3名）が充てられ、十分な審査が行われる。

6.1.4. : ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1 : ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

評価の視点 2 : 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、全学的な組織として FD 推進委員会があり、自己点検・評価室長を委員長とし各学科長、研究科主事、各学部選出委員、教務課長、大学院事務室事務課長が委員として委員会を構成している（資料 6-23【ウェブ】）。同委員会では、毎年、各学部・学科、研究科、部局の「組織的な FD 活動」（資料 6-24）を集約しているほか、「科目における到達目標」（資料 6-25【ウェブ】）、「履修系統図」（資料 6-26【ウェブ】）など教育課程に関わる諸基準を制定した。

全学的な FD 活動としては、教育研究支援センターが定期的に「授業支援システム講習会」、「アクティブ・ラーニングや LMS 活用等に関する FD 講習会」など ICT を活用した授業方法改善を支援するための講習会を開催し、多くの教員の参加を得ている（資料 6-27【ウェブ】）。

各学部・学科、研究科単位での FD 活動も活発に行われている。例えば、外国語学部交流文化学科では、英語教育プログラム委員会を組織し、英語教育について授業方法の改善を図る取組みを行っている（既出資料 6-24）。さらに、本学英語教員によって「獨協大学英語教育研究会 (DUETA)」が設置・運営されており、より良い英語教育を考えるためにワークショップ等の機会を提供している（資料 6-28【ウェブ】）。経済学研究科では学生の研究テーマに沿った研究会を学内外の講師を招いて毎年開催しており、同研究科の全教員に参加を促して教育・研究活動の活性化を図っている（既出資料 6-24）。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、にわかに遠隔授業が導入されたことに伴い、遠隔授業のノウハウに係る講習会の開催、講習動画の提供などが教育研究支援センターによって行われた（資料 6-29【ウェブ】）。また、各学部・学科単位でも遠隔授業マニュアルの作成、ノウハウの共有などが盛んに行われた（資料 6-30【ウェブ】、6-31）。2021 年度も新型コロナウイルス感染症に急な終息は見込めないことから、このような FD 活動が継続的に行われる見込みである。

このほか、FD に関する予算を一括管理する自己点検・評価室において、外部で開催されている FD 関連の情報を関係教員に配信し、FD 関連の行事への積極的な参加を勧めている（資料 6-32）。FD 予算で出張した教員に対して報告書の提出を求めているほか（資料 6-33）、FD 推進委員会での報告を依頼し、学内での成果の還元を図ることで、教員の教育能力の向上、授業方法の開発及び改善を促している（資料 6-34）。なお、教育に関する意識向

第6章 教員・教員組織

上を図る取組みの一環として、2019年度からは、専任教員・非常勤教員全員に「シラバス作成のためのガイドライン」(資料 6-35)を配付し、シラバスの適切な作成を促すとともに、各学部・学科の執行部がシラバス内容の点検を実施している。また、2020年度にはパイロット版として内部質保証の観点からシラバス点検のための詳細なチェックリストを用意し、各学部・学科の執行部によるシラバスチェックをした(資料 6-36)。2021年度は、本格的に実施する予定である。

研究資質に関しては、本学では全ての学部及び法学研究科を除く研究科において紀要を定期的に刊行し、その向上を図っている。各紀要は学部・研究科により差はあるものの、ほぼ年1回以上刊行されるとともに、その大半が獨協大学学術リポジトリにおいてオンライン公開され、本学の研究活動状況を対外的に示すものとなっている(資料 6-37【ウェブ】)。また、教員の学外研修制度(資料 6-38)、特別研究休暇制度(資料 6-39)、学術交流協定に基づく交換教員制度(資料 6-40)などにより、国内外での研究活動を推奨している。資金面からは、研究助成金制度や出版助成制度のほか、科学研究費助成事業(科研費)を始めとする外部資金を獲得した場合に個人研究費を5万円増額し、また、科研費の採択に至らなかった場合にもその審査評価によっては研究奨励費を50万円支給するなどの支援措置を講じることにより、研究資質の向上を促している(資料 6-41~44)。

さらに本学は、学内に4つの研究所(地域総合研究所、環境共生研究所、外国語教育研究所、情報学研究所)と1つのセンター(地域と子どもリーガルサービスセンター)を設置して各自の研究活動を促進させる環境を整備し、研究所の支援組織として教育研究支援センターを設置している(資料 6-45)。

教員の教育活動については、各学期の第13週と第14週(最終週)に授業評価アンケートを実施し、学生から評価と改善についての意見を聴取している。この結果については、各授業の担当教員にフィードバックされ、各教員は学生の意見に対する回答を作成し、学生向けポータルサイト PorTa II において公表している。また、全体集計結果については、教務課ほか学内3か所において学生等の閲覧に供するとともに、「獨協大学ニュース」及び大学ホームページ上で公表している(資料 6-46~47【ウェブ】)。なお、各教員は、次年度の授業内容やその進め方等を考える際に、授業評価アンケートの結果を活用している。

教員の研究活動、社会貢献活動については、その業績・実績を大学ホームページ(既出資料 6-6)や各学部、各研究所が発行する紀要に掲載し、学内外に公開している。

各学部・学科、研究科が公開シンポジウムを開催することもある。例えば、2019年度には外国語学部ドイツ語学科及び外国語学研究科が「AI 翻訳と外国語教育」と題するシンポジウムを、2018年度には法学部法律学科が本学国際交流センターとの共催で「人口減少・高齢化社会での住宅と法」シンポジウムをそれぞれ開催している(資料 6-48~49【ウェブ】)。また、学内の4研究所においても公開のシンポジウム、講演会、研究会等を開催し、研究成果を広く公表している(資料 6-50~53【ウェブ】)。例えば、地域総合研究所においては、近隣自治体の職員を客員研究員として迎え、それらの自治体と連携しながら地域の課題解決のための研究を進め、その成果をフィードバックするとともに、成果の一部を書籍として公開している(資料 6-54~55【ウェブ】)。

高校と連携した教育活動も行われている。外国語学部フランス語学科においては、「高校生のためのフランス語学科体験」及び「高校フランス語担当教員との懇話会」を開催し、高

第6章 教員・教員組織

校・大学を通じたフランス語教育の改善を図っている（資料 6-56【ウェブ】、6-57）。

これらの活動については、近隣自治体を始めとする関係者・関係団体から大いに評価され、その意見を次年度の活動に反映しているが、定量的な評価とその活用までは行われておらず、今後の課題となっている。なお、各教員の研究実績については、昇任人事等の際に活用されている。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、全学レベルで教員人事委員会が置かれ、定期的な点検・評価を実施している。学長は、「基本計画」（中・長期計画）に基づいた教員任用計画を同委員会に報告することとしており、その作成過程においても点検・評価が行われる（既出資料 6-21）。また、学部レベルでも、各学部の教授会や近年新たに設置された将来構想検討委員会などにおいて定期的かつ自主的な点検・評価を実施している。

上記のような不断の見直しの結果、改善・向上のための措置が逐次講じられ、常に適切な組織体制となるようなサイクルが確立されている。ただし、点検・評価結果をまとめて公表する制度などは導入されておらず、今後の課題となっている。

6.2. 長所・特色

本学は外国語教育に力を入れており、外国人教員比率は 12.4%と、文部科学省の令和元年度学校基本調査による全国平均（約 4.7%）の 3 倍近くの水準にある。また、同じく教員のダイバーシティを確保するため、女性教員比率の改善にも力を注いでおり、女性教員比率 25.7%は全国平均とほぼ同水準にあり、近年は増加傾向にある。さらに、2018 年度に採用された専任教員に占める女性比率は 66.7%に達しており、管理職に占める女性の割合も 20.3%を占めるまでになっている（資料 6-58）。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動については、特に語学系の教員グループにおいて教育面での活動が盛んに行われている。全学単位、学部単位の活動が課題であったが、コロナ禍での遠隔授業実施を契機に様々な取り組みが行われるようになった。また、附属機関として 4 つの研究所を擁し、いずれも地域社会に資する研究活動を展開しているなど、研究面における FD 活動も十分に展開されている。

6.3. 問題点

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用に関し、教員の研究業績については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に沿って情報の公表を促しているが、教育、社会貢献を含めた総合的な業績評価はまだ導入されていない。定量的な評価とその活用が課題となっている。

第6章 教員・教員組織

教員組織の適切性については、定期的な点検・評価は行われているものの、その結果が公表されていないことも課題となっている。

FD活動については、大学院各研究科での組織的な活動が経済学研究科を除いて実施されていない状況である。ただし、本学の場合、各研究科の教員は各学部の教員と同一であり、学士課程全体又は各学部の組織的なFD活動によりおよその部分をフォローできているという特殊な事情も存在する。

なお、大学院外国語学研究科博士後期課程のドイツ語学専攻とフランス語学専攻において教員総数が1名ずつ不足しており、法令上必要とされる教員数を満たさない状態となっているが、現在早急に対応を調整中であり、2021年度には解消される見込みである。

6.4.全体のまとめ

大学として求める教員像、教員組織の編制については、関係規程・方針も整備され、おおむね適切に運用されていることが認められる。教員の募集、採用、昇任等についても必要な事項を定めた規程が整備され、厳格なプロセスの下、その運用も適切に行われている。FD活動については評価とその結果の活用が、教員組織の適切性に関する点検・評価についてはその公表が課題として残るほか、経済学研究科を除く大学院各研究科で組織的なFDが未実施であるものの、それ以外の部分については適切に実施されている。

ただし、上記のように大学院外国語学研究科博士後期課程のドイツ語学専攻とフランス語学専攻で2020年度は法令上必要とされる教員数を満たさない状態が生じており、2021年度には解消するよう対応しているところである。

以上のことから、一部に改善すべき課題があるが大学基準はおおむね充足していると言える。

【第6章 根拠資料】

6-1 「教員組織の編成方針、および求める教員像」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/plan/faculty.html>

6-2 「教員の任用および昇任に関する規程」

6-3 「教員の任用および昇任に関する規程施行細則」

6-4 「教員採用の基本方針」(人事委員会資料1-1)(2020年5月12日付)

6-5 「獨協大学特別任用教員および特別任用助手に関する規程」

6-6 「教員紹介」

<https://www.dokkyo.ac.jp/research/faculty/>

6-7-1 「外国語学部交流文化学科」『獨協大学 GUIDE BOOK 2021 Wissenschaft』pp.43-45.

6-7-2 「2020年度外国語学部交流文化学科シラバス」

https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/2020/0105_.html

6-8 「全学教授会運営規程」

6-9 「外国語学部教授会規程」

6-10 「国際教養学部教授会規程」

6-11 「経済学部教授会規程」

6-12 「法学部教授会規程」

第6章 教員・教員組織

- 6-13 「部局長会運営規程」
- 6-14 「第11次基本計画」(全学教授会資料197-5)(2018年10月3日付)
- 6-15 『自己点検・評価報告書2014』
- 6-16 「2020年度教員人数一覧(2020年5月1日現在)」
- 6-17 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく獨協大学行動計画」
- 6-18 「女性の活躍に関する情報公表」(2020年5月7日付)
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/05/files/women_empowerment_2.pdf
- 6-19 「獨協大学給与規程」(別表第12 専任教員の授業担当に関するポイント基準規程)
- 6-20 「全学共通カリキュラム カリキュラム・ポリシー(素案)」(点検評価企画委員会資料1-6-1)(2020年1月29日付)
- 6-21 「教員人事委員会規程」
- 6-22 「教職員採用情報」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/recruit/>
- 6-23 「FD推進委員会規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/7_FD_kitei_2020.pdf
- 6-24 「2019年度『組織的なFD活動』について」(自己点検・評価及び内部質保証推進委員会資料2-2)(2020年4月22日付)
- 6-25 「シラバス」
<https://www.dokkyo.ac.jp/research/syllabus/>
- 6-26 「履修系統図」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/class.html>
- 6-27 「ICTを利用したFD活用支援」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/support/fd.html
- 6-28 「獨協大学英语教育研究会(DUETA)ホームページ」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/else0001/>
- 6-29 「遠隔授業マニュアル」
<https://www.dokkyo.ac.jp/research/ict/>
- 6-30 経済学部サイト(オンライン授業実践ガイド)
<https://sites.google.com/view/dokkyoeco/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>
- 6-31 「遠隔授業ガイド 獨協大学法学部」(表紙・目次)(2020年4月17日付)
- 6-32 「FD配信メール」
- 6-33 「FD研修報告書」
- 6-34 「議題1. FD派遣研究報告」(第74回FD推進委員会議事録)(2019年2月7日付)
- 6-35 「2020年度シラバス作成のためのガイドライン」
- 6-36 「シラバスチェックシート(暫定版)」(点検評価企画委員会資料3-2)(2020年7月29日付)
- 6-37 「獨協大学学術リポジトリ」
<https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/>
- 6-38 「学外研修員に関する規程」
- 6-39 「獨協大学特別研究休暇期間に関する規程」

第6章 教員・教員組織

- 6-40 「獨協大学国際学術交流に伴う教員の交流に関する施行基準」
- 6-41 『教職員ハンドブック（2020年度）』
- 6-42 「特別研究助成費に関する細則」
- 6-43 「国際共同研究助成費に関する細則」
- 6-44 「研究奨励費および個人研究費の増額に関する規程」
- 6-45 『獨協大学大学案内』（2020年4月）p.3.、p.16.
- 6-46 「「学生による授業評価アンケート」実施報告」「獨協大学ニュース」（2020年4月号）pp.8-9.
https://www.dokkyo.ac.jp/d-news/2020/03/files/08_09.pdf
- 6-47 「学生による授業評価アンケート」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/selfmonitor/survey.html>
- 6-48 「ドイツ語学科・外国語学研究所シンポジウム」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/ger/message/ivent/page78/>
- 6-49 「法律学科シンポジウム」
https://www.dokkyo.ac.jp/international/international_center/forum/2018.html
- 6-50 「地域総合研究所シンポジウム」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2019/20191023001586.html>
- 6-51 「環境共生研究所シンポジウム」
<http://www.city.soka.saitama.jp/kohosoka/h30/18110599/04/25.html>
- 6-52 「外国語教育研究所研究例会」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2019/20191024001616.html>
- 6-53 「情報学研究所シンポジウム」
<http://informatics.dokkyo.net/>
- 6-54 「地域総合研究所」
<https://www.dokkyo.ac.jp/research/chiikiken/member.html>
- 6-55 獨協大学地域総合研究所編『ポスト・ベッドタウンシステムの研究』（丸善プラネット、2013年）
https://www.maruzen-publishing.co.jp/item/?book_no=300002
- 6-56 「高校生のためのフランス語学科体験」
<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/archives/2069>
- 6-57 「議題 I. 学科長報告 1) (高校フランス語担当教員との懇話会)」（2019年度第17回フランス語学科教授会議事録）（2019年1月23日付）
- 6-58 「女性の活躍に関する情報公表」（2020年1月16日付）

第7章

学生支援

第7章 学生支援

7.1.現状説明

7.1.1.: 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の学生支援の方針については、「各種学生支援のために必要な組織を置き、修学支援、学生生活支援、進路支援に取り組む。」ことを「獨協大学の各種方針」において明示し、大学ホームページを通じて公表している（資料7-1【ウェブ】）。

修学支援の方針は、「学生の履修、奨学・育英、図書その他の資料利用、学修と研究の向上、外国の大学および諸研究機関との交流（留学）等について、必要な支援に取り組む。」ことを明示している（資料同上）。また、経済的支援による修学支援の方針は、各種奨学金に関する制度を設置して行うことを学則で明示している（学則第57条の2、資料7-2【ウェブ】）。

学生生活支援の方針は、「学生の厚生、健康の保持・増進、課外活動等について、必要な支援に取り組む。」ことを明示している（既出資料7-1【ウェブ】）。課外活動の主たるものは学友会活動であるが、その方針は、本学の全学生を学友会会員と定め、正課教育では得がたい知識、経験、体力の発達を補足し、「教育機構の一環として」教職員が学生と一体となって推進することである旨、学則等で明示している（学則第85条、資料7-3）。

進路支援は、「学生のキャリア形成や就職等について、必要な支援に取り組む。」ことをその方針として明示している（既出資料7-1【ウェブ】）。

ハラスメント防止については、学生一人ひとりが相互に個人として尊重され、快適な環境のもとで学生生活が送れるよう、特にセクシュアル・ハラスメントの防止を主眼とした方針を明示している（資料7-4【ウェブ】）。

国際交流推進の方針としては、2013年11月より、副学長を部会長とし、関連部局長等9名を部会員とする「獨協大学の国際化・グローバル化検討部会」（資料7-5）を発足させ、11回にわたる部会開催の後、2014年12月に「獨協大学におけるグローバル化への対応・国際化推進のための提言」（資料7-6）を学長に提出した。これと並行し、2014年7月に「獨協大学の国際化推進に関するビジョン」（資料7-7）を策定した。この提言を受け、2016年度に、部局長で構成する「国際化推進委員会」（資料7-8-1）及びその下部委員会として国際化関連部署教職員による「国際化推進検討委員会」（資料7-8-2）が組織され、現在に至っている。2018年、「国際化推進委員会」及び「国際化推進検討委員会」により「獨協大学の国際化推進に関するビジョン」策定後4年間の推進実績を検証するとともに、2024年の創立60周年に向け「獨協大学の国際化推進に関するビジョン2018」（資料7-9）として方針化した。

第7章 学生支援

7.1.2. : 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1) 学生支援体制の適切な整備

全学における修学支援に関する事項（実態の把握・報告、課題対応等）は各学部教務主任及び学科教務委員が教務課と連携しながら学部・学科と課題の共有や対応を行い、必要に応じて教務委員会に報告・審議を行っている。大学院における修学支援については、各研究科主事及び大学院委員が大学院事務室と連携しながら課題把握・対応検討をし、必要に応じて研究科委員会において報告、審議を行い、全研究科に関わるものは大学院委員会で検討、審議している。

全学における学生生活支援に関する事項（実態の把握・報告、課題対応等）は、各学科学生委員が学生課と連携しながら学部・学科と課題の共有や対応を行い、必要に応じて学生委員会において報告・審議を行っている。大学院については修学支援と同様である。なお、懲戒に関する事項は、学生委員会の意見を踏まえつつ、全学教授会で学長案件として審議する体制となっている。

第7章 学生支援

2) 学生の修学に関する適切な支援の実施

在学期間にわたり必要な学修支援については、入学時に新入生全員に配付される『履修の手引』を通じ伝達している。また、全学部で新入生全員に「クラスアドバイザー」（担任）が割り当てられ、履修及び学修全般に関するアドバイスを含む初動的修学支援を実施している。さらに、入学式翌日からのオリエンテーション期間初日に実施する初年次教育「新入生ガイダンス」用テキストとして、『獨大生のきほんのき』を作成し配付している。当該テキストは大学における必要な情報の入手方法及び情報倫理・研究倫理に言及しており、新入生が学修を開始する第一歩を助けている（資料7-10）。

また、段階的学修状況を客観的に把握できるよう、各学部・学科、関連部課室で若干不統一であったGPAの算定方法を2019年度に統一し、共通の尺度に基づいた学修実態の把握と学修指導を可能にした。さらに、学期末に全学部、学科生に通知する成績表にもこの統一化した算定方法による累積GPAを記載し、学生が学修状況を把握できる全学的な仕組みを整備した。総じて、全学共通のGPA算定方式は、成績不振者への指導・奨学金の申請・交換留学の申請等で汎用的な学修支援の一助となっている（資料7-11）。

大学院については、外国語学研究科が、授業や研究活動の向上を図ることを目的に、「大学院授業及び研究活動実態調査アンケート」を毎年7月に実施し（資料7-12-1~5）、学習環境をじかに把握する機会として大学院生との「ランチ・ミーティング」を年1回開催している（資料7-13）。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う遠隔授業（オンライン授業等）への移行にあたって、数々の取り組みを行った。例えば、本学内の書店「ぶつくぎやらりいDUO」での教科書の店頭販売を中止してオンライン通信販売とし、配送料を大学が負担した（資料7-14【ウェブ】）。また、遠隔授業では著作権等への配慮も重要となるため、詳細なガイドラインを作成して本学のポータルサイトである PorTa II に掲載し、学生に対して情報倫理の周知をはかった（資料7-15【ウェブ】）。さらに、2020年5月より新しい授業支援システムとして、LMSの「manaba（マナバ）」の利用を開始した。manabaには「レポート管理」機能や「資料配布」機能のほか、教員と学生や学生同士のディスカッションや質疑応答が可能な「掲示板」機能、履修生を複数のチームに分けてチームごとに掲示板と課題提出を行うことができる「プロジェクト」機能、WEB上での「小テスト」の作成、実施、採点を行う機能等があり、遠隔授業でも従来の対面型授業の要素の導入が可能となった（資料7-16【ウェブ】）。

図書館においては、自宅やスマートフォンから図書館が契約している電子書籍やデータベースを利用できるサービスを提供し、その旨を大学ホームページ等で周知している（資料7-17-1【ウェブ】）。また、政府により、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言解除後の2020年5月25日から同年7月31日までが「新しい生活様式」定着のための移行期間とされたことを受け、同年7月13日から遠隔授業における学生の事前・事後学修及び卒業論文や修士論文作成のために利用できるように図書館を段階的に再開した（資料7-17-2【ウェブ】）。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育として、全ての新入生に対しTOEICを実施し、学部・学科によってはクラス編成に利用している。TOEICを通じて学生は自身の語学力を把握し、補習の必要があると判断した場合には、教育研究支援センター所管のTOEIC講座

第7章 学生支援

を受講することができる。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大への対応に伴い、新入生を対象とするプレイスメント・テストとしてのTOEICを中止し、代替措置として、家庭においてパソコンまたはスマートフォン、タブレットを利用してオンライン・テスト（Reallyenglish 社のTracker for the TOEIC）を実施した（資料7-18-1~3）。受験率は99.6%と、ほぼ新入生全員が受験した（資料7-18-4【ウェブ】）。

正課外教育については、オープンカレッジ講座とキャリア・ディベロップメント講座を「正課外講座」として開設し（学則第100条の3第3項）、社会人や学生等の教養・文化、キャリア・ディベロップメントに資する教育を行っている（資料7-19-1【ウェブ】）。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オープンカレッジ講座については春期・通年講座を全て中止とし、秋期講座はWeb会議システム「Zoom」を使用したオンライン講座を開講した（資料7-19-2~3【ウェブ】）。キャリア・ディベロップメント講座については、Web視聴等により対応できる講座の対面での開講を中止し、Web対応で実施した（資料7-19-4【ウェブ】）。

また、英語を第1専攻外国語としない学部、学科生を利用対象とした「英語学習サポートルーム」を2010年度より開設し、授業以外の英語学習に関する相談に応じることで、授業としての英語学習との相乗効果をあげるべく体制を整えている（資料7-20-1【ウェブ】）。さらに、教育研究支援センターにおいても授業以外でネイティブスピーカー講師との会話ができる「チャットルーム」を英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語の6言語で開設しており、授業の補完的役割を果たしている。なお、2020年度のチャットルームはコロナ禍のため対面を中止し、オンラインによるチャットルームを提供した（資料7-20-2【ウェブ】）。

留学生等の多様な学生に対する修学支援に関して、外国の制度下で運営される教育機関で学習し、本学での卒業資格を得ることを目的に入学した外国人学生については、「外国人学生のための特別科目」を履修させる等の修学支援を行っている。また、毎年度の冒頭に『留学生の手引き』を配布し、在留手続・奨学金・医療・資格外活動（アルバイト）・学割・銀行・宿舍・帰国手続等に関する情報を提供している（資料7-21-1）。さらに、本学の海外協定校から受け入れた外国人留学生に対しては、大学ホームページ内に「外国人交換留学生ガイド（Study on an Exchange）」（英語）を開設し、修学支援の一助としている（資料7-21-2【ウェブ】）。

障がいのある学生に対する修学支援に関しては、障がいのある学生を含む特別配慮が必要な学生に対して、教務課及び学生課が個別に面談し学生の希望を聞いた上で、可能な範囲での特別な配慮、対応を行っている。その際、必要に応じて、保健センター、学部・学科、研究科等と連携し、支援を行っている。キャンパス再編の進展もあり、バリアフリー化が進んでいる（資料7-33-2）。

成績不振学生の状況把握と指導については、全学部・学科で、成績不振者の基準を設定し、該当する学生の状況把握と指導を行っている。各学年においてこの基準に達していない学生に対する呼出しを教務課と学科が連携して実施し、教務委員又はクラスアドバイザーによる面談を通じ、状況把握を行うとともに、本人の自覚を促すなど、適切な指導を行っている。

第7章 学生支援

留年、休学、退学希望者等の状況把握と対応に関しては、退学・休学について、原則としてクラスアドバイザーや指導教員が対象学生と面談を行い、その事情を把握し、クラスアドバイザー又は指導教員の了承（押印又はサイン）を得た上で教務課で手続を進め、各学部教授会での最終的な承認を経て確定させている。退学者・休学者の人数及び理由については、定期的に教務委員会を通じて情報共有している。留年者に対しては教務課で留年相談を受け付けるほか、上記のように学科教務委員が個別に面接指導を行っている（資料7-21-3【ウェブ】）。

奨学金その他の経済的支援の整備に関して、人物・学業成績がともに優秀でありながら、経済的事由により学業に支障を来している学部学生を対象に、給付型の「獨協大学学部奨学金」制度を設けている。また、家計急変による休学及び退学を防ぐため、給付型の「獨協大学応急奨学金」制度を用意している。2020年度よりスタートした「高等教育の修学支援新制度」を始め、日本学生支援機構の奨学金、その他民間奨学金の申請手続にも対応している。こうした情報については、入学時に配布される『奨学金の葉』、大学ホームページ及びPorTa IIを通じて提供され、その後も適宜大学ホームページ及びPorTa IIを通じて奨学金の募集及び申請手続に関する情報を提供している（既出資料7-2、資料7-22-1~2【ウェブ】）。

本学の海外協定校に留学する交換留学生については、日本学生支援機構の「海外留学支援制度（協定派遣）」奨学金及び本学独自の獨協大学国際奨学金によって支援しているが、協定校以外に留学する認定留学生の場合は応募できる奨学金が少ないため、経済的な理由で留学を断念せざるを得ない学生が多かった。このため2016年度に獨協大学国際奨学金（認定留学生奨学金）制度を設け、同年度の秋に出発する認定留学生より月額20,000円の給付型奨学金を受給できるようにした（資料7-23、7-24-1~2）。

大学院生に対する経済的支援としては、獨協大学大学院奨学金（給付）、獨協大学大学院応急奨学金（給付）、大学院外国人留学生奨学金（給付）、大学院交換留学生奨学金（給付）、大学院外国人学生支援奨学金（授業料減額）があり、人物及び学業成績ともに優秀で勉学の意欲がありながら、経済的理由で学業に支障を来している大学院生の研究活動を奨励援助している（資料7-24-2~5）。また、学会参加補助制度として、遠隔地（関東を除く地域）への学会に大学院生が出席する場合、申請により交通費の半額を支給している。なお、2020年2月の運用規程の改訂により、支給額の上限は、博士後期課程の大学院生が学会に出席する場合は1人当たり年間5万円とし、前期課程の大学院生は発表者で年間5万円、聴講者で年間3万円とし、発表を伴わない博士前期課程の大学院生が学会に出席しやすい体制を整えた（資料7-25【ウェブ】）。さらに、大学院生の交換留学又は認定留学の期間中、本学の授業料を全額免除する国外留学制度も経済的支援として機能している（資料同上）。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い次のような緊急措置を実施した。まず、遠隔授業への移行に伴う学修環境整備の負担軽減のため、「2020年度獨協大学遠隔授業支援特別奨学金」として、全学部生・大学院生（休学・留学を含む）を対象として募集し、申請者に一律10万円を支給した（資料7-26-1【ウェブ】、7-26-2~3）。次に、家計急変により2020年度秋学期の学納金の納付が困難になった学生を対象として、30万円を上限とする「2020年度学生の学業継続支援の特別措置（授業料減免）」を実施した（資料7-27-1【ウェブ】、7-27-2~3）。さらに、学生の学業継続支援のための奨学金として使用するため、2021年3月末を期限とし目標額を3,000万円に設定した、専任教職員を対象とする

第7章 学生支援

「学生の学業継続のための寄付金」の募集を始めた（資料 7-28）。また、2017年10月1日から2021年3月末まで「獨協大学奨学基金充実のための寄付金募集事業」を実施している。

3) 学生生活に関する適切な支援の実施

学生の相談に応じる体制の整備については、学生生活全般に関する相談は学生課が行い、課外活動（学友会）関連の相談は学友会総務部長室事務課が窓口となっている。これら2つの窓口は学生センター内に配置され、学生相談のニーズに適切に対応できるようになっている。

学生生活上の注意点をまとめたガイドブック（2020年度版は『新入生のための獨協大学の歩き方』（資料 7-29）を毎年新入生に配付している。掲載内容は、学内の各種相談窓口の紹介、キャンパスマナー、ハラスメント防止、カルト的団体・悪質商法への注意、薬物乱用防止の啓蒙等である。違反行為が生じた際は、掲示や PorTa II、「獨協大学ニュース」で注意喚起を行っている。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い大学構内への立ち入りが制限されているため、2020年5月より大学ホームページ上で「今日のキャンパス」を始めた。これは、在学生に日々のキャンパスの様子を感じてもらうために、出勤しているスタッフがその日のキャンパスの様子を写真で紹介する試みである（資料 7-30-1~2【ウェブ】）。

また、2019年12月に、国籍・人種、性別、障がい、性的指向・性自認等に関わる多様な背景を持つ学生への全学的支援体制を整えるための検討を行うため、「支援を必要とする学生へのサポート体制整備検討部会」を部局長会の下に設置した（資料 7-31）。同検討部会が策定した「獨協大学人権宣言」は2020年8月15日の全学教授会で承認され、大学ホームページで公表された（資料 7-32-1、7-32-2【ウェブ】）。同時に、「獨協大学における障がいのある学生支援に関する基本方針」（資料 7-33-1）及び「獨協大学における LGBTQ 学生の支援に関する基本方針」（資料 7-34）が上記の全学教授会で承認され、これらの方針に基づく具体的な支援として、特にダイバーシティを意識した視点をもって大学の施設整備及び支援体制整備を更に充実させる予定である。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備については、「キャンパス・セクシャル・ハラスメント防止に関する規程」（資料 7-35-1）に基づき「キャンパス・セクシャル・ハラスメント防止に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）（資料 7-35-2）を定め、かつ、キャンパス人権委員会を設置している（資料 7-35-3）。毎年度実施される履修ガイダンスでは、ガイドラインに基づいて作成されたリーフレット「キャンパス・セクシャル・ハラスメント相談ガイド」（資料 7-36-1）を配布し、教務委員から内容について説明しセクシャル・ハラスメントの防止について啓発をしている。このリーフレットについては、教職員にも毎年度配付している。また、「キャンパス・セクシャル・ハラスメント相談ガイド」には英語版もあり、本学の海外協定校からの外国人留学生に受け入れ時のガイダンスで配布・説明している（資料 7-36-2）。

獨協大学が発行している『獨協大学ニュース』の毎年度4月号においてキャンパス人権委員会の役割や相談方法について掲載しセクシャル・ハラスメントの防止について啓発をしている（資料 7-37-1~4）。また、キャンパス・セクシャル・ハラスメント防止に関する取り組みについてホームページで広報している（既出資料 7-4）。さらに、入学時に新入生に

第7章 学生支援

配布される『新入生のための獨協大学の歩き方』（既出資料 7-29）においても、キャンパス人権委員のメールアドレスを明記し、周知徹底を図っている。

このほかにキャンパス人権委員会では、毎年度次のような企画を実施し、キャンパス・セクシャル・ハラスメント防止についての啓発活動を行っている。例えば、2015年度はキャンパス・セクシャル・ハラスメント防止ポスターの募集を行い（資料 7-38-1~2）、2016年度はキャンパス・セクシャル・ハラスメント防止川柳の募集を行った（資料 7-39）。

大学院については、毎年4月1日に行う各研究科の大学院ガイダンスにおいて、「セクシャル・ハラスメント防止」のためのガイダンスを行っている。なお、このガイダンスには、大学院担当教員も出席するため、教員に対するガイダンスも兼ねている（資料 7-40）。

なお、いわゆるパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」）など、セクハラ以外のハラスメントについては2020年10月時点で防止のための体制が整っていないが、2019年12月に部局長会の下に設置されたハラスメント防止体制整備検討部会（資料 7-41）において、ハラスメントの防止、啓発、相談体制の整備、解決までの適切な対処について検討し（資料 7-42-1~6）、2020年10月6日の部局長会で包括的なハラスメント防止の規程案を全学教授会に提案することが決定された（資料 7-43）。

学生の心身の健康、学業や進路、対人関係や性格上の問題等について、カウンセリング・センターを設置し、常駐のカウンセラー（臨床心理士）が相談に応じている。同センターは「心の休憩室」を併設し、学生がリラックスできる場所として利用できる。また、利用者が特定されないようにする配慮から、入退室行動が廊下から視認しにくい構造が施されている。

毎年1回、同センター主催の講演会を開催し、「カウンセリング・センター・ニュース」を年2回発行している。これらの記録は、年1回発行の「カウンセリング・センター年報」（資料 7-44）に掲載している。

なお、カウンセリング・センターに来談した学生のうち、むしろ精神衛生相談の対象と思われる者については、保健センターにつないでいる（その逆もある）。

保健センターでは、学生に対する年1回の定期健康診断の実施、保健師及び看護師による応急・救急処置、内科、精神神経科、婦人科の学校医による相談、精神衛生相談、栄養士によるバランスダイエットサポート（栄養相談）を実施している（資料 7-45-1【ウェブ】、資料 7-45-2）。また、風しん、麻しんの流行を受け、抗体検査を学内で実施している（資料 7-45-3）。

毎年、入学時に『保健センターからの健康サポート本』（資料 7-45-4）を新入生に配布するとともに、新入生女子には『れでいーす・ノート』（資料 7-45-5）を配布し、健康意識の啓発に努めている。また、毎年3月に同じ学校法人内の獨協医科大学教員を講師として「アルコールの危険性」のテーマで健康セミナーを開催し、学友会総務部長室の協力を得て学友会幹部も招集した上で、新入生歓迎期間に発生しやすいアルコール・ハラスメントの防止に努めている（資料 7-46）。さらに、学生の健康診断受診状況、健康についてのアンケート結果、相談状況等のデータをまとめた「保健センター報告書」（資料 7-47）を、年1回発行するとともに、安全衛生管理委員会でも報告している。

新型コロナウイルス感染症関連では、2020年1月28日に大学ホームページに注意喚起を掲載したのを皮切りに（資料 7-48-1【ウェブ】）、感染予防と健康管理、体調不良時の対

第7章 学生支援

応、感染者、濃厚接触者、海外からの帰国者の対応を周知してきた。特に、4月8日の緊急事態宣言発令後は、感染拡大防止のため体調観察表と行動記録表への記録を要請しており、体調観察表と行動記録表の書式は大学ホームページからダウンロードできるように配慮している（資料7-48-2~4【ウェブ】）。

4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備に関しては、学生のキャリア形成や就職等について、必要な支援に取り組むための担当部局としてキャリアセンターを設置し、各学部・学科から選出された委員で構成するキャリアセンター委員会での審議に基づき、学生支援の方針を決定し、全学的に実施している（資料7-49）。加えて、重要な決定事項については、キャリアセンター所管事項として部局長会や全学教授会で適宜情報提供するなど、学内での情報の共有化を徹底している（資料7-50）。

キャリア教育支援に関しては、全学共通授業科目において、低学年からの就業観や職業観の醸成を目的とした「全学総合講座（キャンパスライフと仕事）」（資料7-51-1）、「現代社会2（インターンシップ）」（資料7-51-2）、課題解決型授業「現代社会2（Future Skills Program）」（資料7-51-3）等のキャリア教育科目での講師、運営など一部をサポートしている。また、全学共通授業科目英語科目（全カリ英語）受講者を対象とした「就活に必要な英語力」の講座開催（資料7-52）のほか、各学部・学科（資料7-53-1~2）や大学院研究科主催（資料7-54）のキャリアに関する講演会やイベント等を全学に周知する広報活動も行っている。

進路選択の支援に関しては、専任・非専任も含めたキャリアセンター全課員が「学生の“自律”、“自己理解”と“五感”を大切にしながら共に目標を目指し、自身と母校への誇りを持ち、卒業後に社会で活躍できるよう支援をする。」という基本方針に従い、就職活動全般にわたるガイダンス、各種講座、セミナー、個別相談を実施している（資料7-55-1~2）。また、学内外のイベント情報、インターンシップ情報、求人情報、就職活動体験記等の提供のほか、就職関連書籍、PC設置によりデータベースを使った情報収集や情報検索サービスも行っている。特に、インターンシップ情報や求人情報などの提供にはWEB以外に紙による掲示も展開したり、個別相談を充実させるため6名のキャリアアドバイザーを配置したりするなど、デジタルの時代だからこそアナログによる支援を重視している。

また、学生自らが進路選択及び決定ができるよう、WEB情報だけではなく、インターンシップやOB・OG訪問を推奨するとともに、学内にて内定者による就職活動体験報告会（資料7-56）、業界研究セミナー（資料7-57）、企業・官公庁セミナー（資料7-58）、OB・OGによる就職応援会（資料7-59）など現場の生の声を直接聞く機会を設けるなど、自分の目で見て、肌で感じる就職活動を積極的に奨励し、卒業後のアンマッチ防止に努めている。

さらに、地方へUIターンを希望する学生に対しては本学の出身学生が多い都道府県との就職協定を締結（資料7-60）し、情報提供や自治体担当者によるセミナーを開催するなど（資料7-61）の支援を行うほか、国際交流センターとの連携による長期留学学生（資料7-62）、外国人学生（資料7-63）など対象別の支援にも取り組んでいる。また、障がいをもつ学生、精神的な問題を抱える学生や就職活動の結果がなかなか得られず不安を抱く学生に対して、保健センターや外部支援機関と緊密な連携を取りながら、精神的ケアも含めたきめ細やかで丁寧な対応を行っている（資料7-64-1~2）。

第7章 学生支援

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発令（4月8日）により、4月9日からキャリアセンターは閉室となったが、緊急事態宣言後の入構制限期間中でも提供できる支援策を検討し、確実に実施してきた。具体的には、①電話、WEBによる個別相談、②本学のポータルサイトであるPorTaⅡを活用した情報提供（求人情報、地方自治体からのUIターン情報、就職活動体験記等）、③ガイダンスの動画による配信（主に3年生向け）、④オンラインによる講座の開講、⑤図書館との連携によるオンライン情報提供（企業情報データベース、就活に関連する電子書籍）などの学生に対する就職支援サービスが挙げられる（資料7-65-1【ウェブ】、7-65-2）。また、5月に新4年生、10月に3年生へのアドバイザーによる電話ヒアリング「就活ホットライン」を開始し、学生からの相談を待つのではなく、キャリアセンターから個々の学生に電話し、現状をヒアリングするとともに学生の不安や疑問等の相談に応じている（資料7-65-3【ウェブ】）。さらに、キャリアセンターが所管するガイダンス・講座については、PorTaⅡによって周知した上でZoomでのライブ配信やYouTubeでの動画配信などによって実施している（資料7-65-4~5【ウェブ】）。その後、対面によるサポートが必要となる学生への対応を行うためにキャリアセンターを7月13日から事前予約制で限定開室した（資料7-65-6【ウェブ】）。さらに、学生への情報発信の強化をするために、10月から「LINE」を導入している。

5) 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

正課外活動は主に学友会本部を通じて実施することで、その充実を図っている。建学理念の鍵概念である「人間形成」に基づく本学の学友会活動は、学生自治によるものとせず、学長を学友会会長と規定した上で、学生と教職員が一体となって実施している。学友会本部は、部局長会構成員でもある学友会総務部長が統括し、文化会系活動を管轄する文化部長及び体育会系活動を管轄する体育部長を専任教員が務め、学友会総務部長室と連携しつつ指導・管理を行っている。また、2つの大学祭（春の「創造祭」、秋の「雄飛祭」）や卒業アルバム作成活動等に関する指導も大学教育の一環として学友会組織の中で行っている。

<図7 学友会組織図（2020年9月現在）>



出典：http://www.dokkyo.ac.jp/campuslife/students_association/organization.html

第7章 学生支援

学友会総務部長室は、部活動やサークル活動の拠点となる学生センターに事務所を配置し、日常の施設貸出しと管理、活動の支援及び管理に当たっている（資料 7-66）。

長年にわたり夏期（6月20日から9月23日までの期間）は、体調管理のため、学内グラウンドでの課外活動は一律に禁止していたが、2018年度より、WBGT 値測定器を導入し、科学的な根拠に基づき、熱中症等の危険のない環境を学生自身が確認した上での活動を許可し、活動範囲を拡大させている（資料 7-67）。

学友会総務部長室事務課では、担当の教職員が所属団体の活動支援・指導にも関わっており、学外からの問合せや依頼を受け、内容を吟味の上、適当と判断した学生団体に適宜、学外イベントへの参加や協力を呼びかけ、紹介することで、活動範囲の拡大に寄与している。その一方で、活動規範の逸脱がないかなども厳しく見守り、規範外行為に対しては、学友会総務部長、文化部長、体育部長を含めた会議を招集して審議の上、処分を含めた厳正な対応を行い、事故の未然防止や再発防止に当たっている（資料 7-68）。SNS の進歩に伴い、それを活用して団体の活動情報を把握し、必要と判断した際には学内外で団体にコンタクトし、必要な指導を行う。また、月次での各団体責任者、幹部との連絡会を開催し、これを通じて、団体運営上の諸事項の確認や種々の注意喚起を行っている（既出資料 7-3）。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、当初は4月2日から5月2日までを学内及び学外における課外活動の停止期間とする措置を発表したが（資料 7-69-1【ウェブ】）、緊急事態宣言の発令を受け、当面の間学生の課外活動を禁止することを4月8日に学長名で公表した（資料 7-69-2【ウェブ】）。その後、8月17日より、入構者に対する行動履歴の管理、検温などの対策を施し、活動場所（屋外のみ）、活動時間帯（8:00～10:00、10:15～12:15、15:00～17:00）及び活動人数（活動時間帯ごとに最大20名以内）を限定した上で学友会活動を再開した（資料 7-69-3【ウェブ】）。さらに、秋学期の開始に伴い、10月5日より新たな活動時間帯（8:00～11:00、13:00～16:30、17:00～20:00）及び活動人数（活動時間帯ごとに最大100名程度）を設定し、活動の制限を緩和した（資料 7-69-4【ウェブ】）。当初10月30日及び31日に開催を予定していた「第56回雄飛祭」については中止することを決定した（資料 7-69-5【ウェブ】）。

6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

留学の推進を含めた国際化推進の流れの中で、国際交流センターが2015年度から「留学フェア」を年1回開催している。各国大使館・文化団体、外国語試験実施団体などの団体に参加を依頼し、学生相談会やミニセミナーの実施、資料提供などの協力を得ている（資料 7-70-1～2）。ちなみに、「留学フェア2019」には約400名が来場し、留学についての理解や関心の深さがうかがわれた（資料 7-71-1～2、7-71-3【ウェブ】）。

こうした留学の推進に伴い、海外で学生及び教職員が事件・事故に直面した際の対応マニュアル作成が急務となったことから、国際交流センターが2017年3月に海外危機対応について策定・マニュアル化し、全教職員に配付するとともに、大学ホームページにも掲載している（資料 7-72【ウェブ】）。また、留学する学生を主な対象とする危機管理セミナーを開催する一方、留学する学生及びその保証人に対しては、出発前に、海外での危機管理についての十分な理解を要請する文書通知を行っている（資料 7-73-1、7-73-2【ウェブ】）。

大学から派遣する交換留学生、認定留学生、短期協定校留学・短期認定留学に参加する学

第7章 学生支援

生については国際交流センターが滞り場所、滞り期間や連絡先等の情報を集約しているが、夏季・春季休暇に旅行する学生及び休学して長期間海外に出掛ける学生については情報を把握できていなかった。これを解消するため、大学ホームページ及び広報誌『獨協大学ニュース』を通じて、渡航前に「海外渡航届」を国際交流センターに提出するよう呼び掛けることにした（資料 7-74-1【ウェブ】、7-74-2）。また、留学目的で休学届を提出する学生については、上記届を国際交流センターに提出するよう、教務課からも指導する態勢を整えた。届を提出した学生には、国際交流センターが年 2 回実施している危機管理セミナーへの参加及び外務省の「たびレジ」登録を呼び掛けている（資料 7-75-1~2、7-75-3【ウェブ】）。

一方、本学で学ぶ外国人学生への支援としては、2016 年度にバディ制度を導入し、本学の日本人学生が外国人学生を支援する仕組み作りにも着手している（資料 7-76）。

なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染状況を考慮し、5 月 28 日から Web 上でのガイダンスを開始した（資料 7-77）。また、本学の学部生及び大学院生を対象として、「留学フェア」に代わるオンラインセミナー「獨協大学 GLOBAL FRONTIER: Virtual Fair 2020」を 10 月 19 日～10 月 28 日に開催し、留学や海外体験に関する情報提供を行った（資料 7-78-1【ウェブ】、7-78-2）。

7.1.3. : 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

学修支援の定期的な点検・評価は、日常的な運営では、授業に関わる学修支援については教務委員会が、学生生活全般については学生委員会が、キャリア・就職支援はキャリアセンター委員会が、国際交流分野については国際交流委員会が、学友会活動は学友会総務部長室が各種施策の実施方針の策定とその総括を通して必要な改善を行い、次年度の取り組みに反映させている。これらの委員会は各学部・学科及び全学共通授業科目、免許及び資格課程等から必要に応じて選出された教員及び関連部課室職員によって構成され、学修支援に関する情報提供、省察及び次年度へ向けた提議の場となっている。

大学院については、奨学金関係の見直しを中心に、各研究科委員会、各研究科将来構想検討委員会（外国語学研究科は 3 専攻委員会）及び大学院委員会の審議を通じて点検・評価を実施している（資料 7-79）。また、大学院生の要望に対応した学生支援の適切な実施について、外国語学研究科ではアンケート調査での院生の要望とその解決状況について研究科委員会に報告し、改善につなげるよう努めている（既出資料 7-12-1~5、7-13）。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関わる取り組みの改善については、全ての学部・学科及び関連部課室の教職員から構成される教務委員会・学生委員会・キャリアセンター委員会・国際交流委員会・キャンパス人権委員会等が実態を把握し、提議された案件を検討し、改善につなげている。

第7章 学生支援

学生生活を経済的に下支えする奨学金についても改善策が講じられた。2019年度の学生委員会において本学独自の給付型奨学金である獨協大学一種奨学金及び社会人学生奨学金の見直しが行われ、これまで授業料の改定が行われてきたのにもかかわらず据え置かれてきた「月額4.4万又は月額2.2万円」の奨学金額を改善事項として検討した。その結果、現行授業料の76万円を基準に「月額6万又は月額3万円」とすることが提議され、奨学金運営委員会、部局長会、全学教授会での審議を経て承認された（既出資料7-22-1、資料7-80-1~2）。

国際交流分野については、2015年度より毎年1回実施している「留学フェア」のコンテンツに関し、参加者（団体及び個人）にアンケート調査を行っており、その改善点を国際交流委員会で共有した上で次の開催内容の決定につなげている（資料7-81）。

7.2.長所・特色

本学では修学支援、学生生活支援、進路支援及びその他の支援の各領域において、各々の方針を明確化した上で適切な体制を整備し、多様な学生支援を積極的に実施してきた。また、これらの学生支援に関わる取り組みは適切な根拠に基づく点検・評価を経て、改善・向上へとつながられている。以下に特徴的なものを挙げる。

第一に、国際化推進の方針として「獨協大学の国際化推進に関するビジョン2018」を策定したことにより、「外国語教育の充実を核とする国際的共学の場の創出」、「学生の海外留学の促進」、「学内の国際化」、「グローバル化した地域への貢献」という4つの目標を明確にすることができている（既出資料7-9）。さらに、この方針に基づいて34件の具体的タスクの実施を計画し、そのうち16件のタスクについて達成することができた。特に協定校を43校から53校に拡充できたことは数値化できる達成点として非常に明確である（資料7-82）。

第二に、本学独自の奨学制度に限らず、学外の各種奨学金や経済支援策を随時大学ホームページやポータルサイトで周知し、経済支援が必要な学生に漏れなく行き渡るように配慮している（既出資料7-2、7-21-1~2）。特に、学部学生を対象とする本学独自の定期募集の給付型奨学金である獨協大学一種奨学金を見直し、給付額を従前の「月額4.4万又は月額2.2万円」から現行授業料の76万円を基準にした「月額6万又は月額3万円」に増額した（7.1.3.参照）。これによって学生に対する経済的支援がより拡充し、2020年度の採用人数は138名（月額3万円で算出）となった（資料7-83）。

第三に、本学の学友会活動については、学生の自治を重んじつつも教職員が管理プロセスの随所に関与し（学則第85条、既出資料7-3）、学生及び学外コーチのチーム実態を効率的かつ詳細に把握できている。学生の完全自治によって部活動が行われている大学では近年自治組織のリーダーを務めたいという学生が減少しているという問題があるようだが、学友会活動を学生と教職員が一体となって運営する本学にあってはそのような問題は比較的小さいと言える。

第四に、長期留学帰国生、外国人学生を対象とする進路支援として、キャリアセンターと国際交流センターが連携して数々の取り組みを行っている（既出資料7-62~63）。具体的には、長期留学帰国生には、留学前のガイダンスの実施、留学中のメールによる就職相談、帰国後の指導を実施している。外国人学生には4月初旬に全学年を対象としてキャリアガイダンス、7月に就職ガイダンスをそれぞれ行うことで、入学後の早い段階から日本での就職に関

第7章 学生支援

する説明の機会を設けている。また、キャリアセンター内に外国人学生の就職に関する相談窓口の設置や相談員の配置を行うとともに、留学生受け入れ企業の情報収集・提供を実施し、大学ホームページ上で外国人学生の就職率・事例等の公開を行い情報発信している。これらの取り組みを通じて「留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）」のうち、就職支援特別枠（2018年度から開始）を3か年連続で受給できている（資料 7-84~85【ウェブ】）。

7.3.問題点

改善すべき課題として、以下の点が挙げられる。

第一に、修学支援の一助として実施された GPA 算出方法の全学統一化（既出資料 7-11）については、それによって学部学科ごとの平均比較等、様々な区分によるクロス集計や比較が可能になることが期待できる反面、学則で成績（grade）として規定されていない X（評価不能）が GPA の計算式に成績 F と等価の GP（0 ポイント）として入っており、学則と整合しないだけでなく、（海外を含む）他大学の GPA とも整合しないという不備がある。また、年度を越すと F/FG と X が消滅するため、3月の GPA と4月以降の GPA が異なる場合も生じうる。以上の不備を解消するために今後検討していく。

第二に、退学・休学の手続については、指導教員の了承を得て進める手続が非効率的である点が課題として挙げられる。具体的には、実際に指導教員がいない場合（ゼミに登録していない又はゼミを終えて留年している場合）があり、指導教員がいる場合でも、学生との面談が困難なため教務委員が代理で行っている場合も多い。いわば「押印文化」が手続の足かせになっており、教務課が当該教員とメールで事情を共有し了承を得ることで、押印やサインを省く手続にシフトする予定である。2020年度は遠隔授業のために、既に教務課が当該教員とメールで連絡し了承を得る仕組みを始めた。

第三に、外国人学生に対する支援としてのバディ制度（既出資料 7-76）については、日本人学生のバディ制度応募者と外国人学生の所属学部や関心のある言語が合致しない傾向がある。すなわち、本学の協定校からの交換留学生のバディを志望する日本人学生が多くいる一方、バディを希望する留学生の多くが中国からの学生（主に経済学部生）であるため、言語的な適性を有するバディ志望者が非常に少なく、マッチングができないという問題が生じている（既出資料 7-81）。このようなミスマッチの解消が今後の課題である。

第四に、大学院生に対する修学支援については、前記の奨学金、学会参加補助制度、国外留学制度による授業料免除に加えて、学生共同研究室の図書購入予算配賦（資料 7-86）があり、経済的支援は充実している。しかし、その反面、経済的支援以外の支援で大学院生全体に共通するものが少ないと言える。すなわち、外国語学研究科が行う大学院生との「ランチ・ミーティング」（研究科委員長・主事と大学院生との意見交換の場）など特定の研究科に固有のものは若干数あるが（既出資料 7-13）、共通のものとしては、学生共同研究室や専用複写室等の施設・設備、機関誌の発行による研究発表助成制度及び学年末のアンケートが挙げられる程度である。特定の研究科に限定せず大学院生の要望をタイムリーに把握し、意見交換を行い、大学院全体で改善のための審議を行うという仕組みを作り上げていくことが今後の課題である。

第7章 学生支援

7.4.全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学は学生支援に関する大学の方針を定めた上で明示するとともに、修学支援、学生生活支援、進路支援及びその他の支援の各領域において多様な学生支援を行っている。特に、国際化推進の目標の明確化と具体的なタスクの実施、本学独自の給付型奨学金の拡充、学生と教員が一体となった学友会活動及びキャリアセンターと国際交流センターが連携して行う外国人学生に対する進路支援が特筆すべき長所として挙げられる。

以上により、一部に改善すべき課題は残しているものの、全体としては学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援を適切に行っていると判断できる。

【第7章 根拠資料】

7-1 「獨協大学の各種方針（学生支援）」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/plan/support.html>

7-2 『2020年度 奨学金の葉』

https://www.dokkyo.ac.jp/campuslife/2020/03/files/2020_siori.pdf

7-3 「獨協大学学友会会則」

7-4 「キャンパス・セクシャル・ハラスメント防止に関する取組み」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/compliance/harassment/>

7-5 「第1回『獨協大学の国際化・グローバル化検討部会』議事要録」（2013年12月18日付）

7-6 「獨協大学におけるグローバル化への対応・国際化推進のための提言」（2014年12月3日付）

7-7 「獨協大学の国際化推進に関するビジョン」（全学教授会資料163-3-2）（2014年7月31日付）

7-8-1 「国際化推進委員会規程」

7-8-2 「国際化推進検討委員会規程」

7-9 「獨協大学の国際化推進に関するビジョン2018」（全学教授会資料195-6）（2018年6月13日付）

7-10 『獨大生のきほんのき』

7-11 「II-2. GPA（Grade Point Average）履修登録および成績に関する処理基準 新旧対照表」（第13回教務委員会資料）（2019年3月11日付）

7-12-1 「2015年度大学院授業及び研究活動実態アンケート（集計結果報告）」

7-12-2 「2016年度大学院授業及び研究活動実態アンケート（集計結果報告）」

7-12-3 「2017年度大学院授業及び研究活動実態アンケート（集計結果報告）」

7-12-4 「2018年度大学院授業及び研究活動実態アンケート（集計結果報告）」

7-12-5 「2019年度大学院授業及び研究活動実態アンケート（集計結果報告）」

7-13 「2019年度春学期ランチ・ミーティング（報告）」（外国語学研究科委員会資料5-7）（2019年9月28日付）

7-14 「教科書のオンライン販売を実施しています」

<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200519003460.html>

第7章 学生支援

- 7-15 「5月25日からの遠隔授業（オンライン授業等）に向けて」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200518003458.html>
- 7-16 「新しい授業支援システム「manaba（マナバ）」の利用開始について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200527003487.html>
- 7-17-1 「大学に来られなくても、図書館で学ぼう」
<https://www.dokkyo.ac.jp/library/news/2020/20200423003386.html>
- 7-17-2 「学内施設・窓口の段階的一部限定利用について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200707003596.html>
- 7-18-1 「3月30日（月）プレイスメント・テスト（TOEIC）中止に伴う代替措置のお知らせ」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200313003103.html>
- 7-18-2 「新学期のスケジュール（その2）プレイスメント・テストの実施について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200325003142.html>
- 7-18-3 「プレイスメント・テスト受験は4月15日（木）23時までです」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200401003204.html>（現在閉鎖）
- 7-18-4 「プレイスメント・テスト実施終了について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200420003381.html>
- 7-19-1 「2019年度キャリア・ディベロップメント講座一覧」
<https://www.dokkyo.ac.jp/career/develop/list.html>
- 7-19-2 「オープンカレッジ2020年度秋期講座の開講（オンライン）について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200828003732.html>
- 7-19-3 「オープンカレッジ2020年度秋期講座について」
https://www.dokkyo.ac.jp/contact/oc_application.html
- 7-19-4 「キャリア・ディベロップメント（公務員&資格取得）講座 秋学期の実施体制について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200803003671.html>
- 7-20-1 「英語学習サポートルーム」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/language/english_learning.html
- 7-20-2 「チャットルーム」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/language/chat_room.html
- 7-21-1 『2020年度留学生の手引き』
- 7-21-2 「外国人学生ガイド（Study on an Exchange）」
<https://www.dokkyo.ac.jp/english/exchange/index.html>
- 7-21-3 「留年等相談」「学事日程」
<https://www.dokkyo.ac.jp/campuslife/schedule/event.html>
- 7-22-1 「学部学生の奨学制度」
<https://www.dokkyo.ac.jp/campuslife/scholarship/undergraduate.html>
- 7-22-2 「奨学金 秋募集」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200910003787.html>

第7章 学生支援

- 7-23 「第160回奨学金運営委員会議事録」(2016年7月5日付)
- 7-24-1 「獨協大学国際奨学金規程に関する細則」
- 7-24-2 「獨協大学大学院国際奨学金規程」
- 7-24-3 「獨協大学大学院奨学金規程」
- 7-24-4 「獨協大学大学院応急奨学金規程」
- 7-24-5 「獨協大学奨学金規程」
- 7-25 「学生支援制度・施設設備」
<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate/about/support.html>
- 7-26-1 「2020年度獨協大学遠隔授業特別奨学金の給付について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200423003391.html>
- 7-26-2 「2020年度獨協大学遠隔授業等支援特別奨学金(給付型)の支給について(案)」(全学教授会資料 210-3-1-4)(2020年8月15日付)
- 7-26-3 「2020年度獨協大学遠隔授業支援特別奨学金手続結果」(全学教授会資料 210-4-3-1)(2020年8月15日付)
- 7-27-1 「2020年度学生の学業継続支援のための特別措置(授業料減免)の実施について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200723003649.html>
- 7-27-2 「2020年度学生の学業継続支援のための特別措置(授業料減免)について(案)」(全学教授会資料 210-3-4-4)(2020年8月15日付)
- 7-27-3 「2020年度学生の学業継続支援のための特別措置(授業料減免)について(案)」(全学教授会資料 210-3-8-2)(2020年8月15日付)
- 7-28 「学生の学業継続支援のための募金について(お願い)」(全学教授会資料 210-4-4-4①)(2020年8月15日付)
- 7-29 『新入生のための獨協大学の歩き方 2020』
- 7-30-1 『『今日のキャンパス』始めました』
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200518003459.html>
- 7-30-2 「5月の『今日のキャンパス』」
<https://www.dokkyo.ac.jp/campuslife/life/photo/2005.html>
- 7-31 「支援を必要とする学生へのサポート体制整備検討部会の設置について」(全学教授会資料 206-4)(2019年12月11日付)
- 7-32-1 「獨協大学人権宣言(案)」(全学教授会資料 210-3-5)(2020年8月15日付)
- 7-32-2 「獨協大学人権宣言」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/compliance/d_2020815.html
- 7-33-1 「獨協大学における障がいのある学生支援に関する基本方針(案)」(全学教授会資料 210-3-4-2)(2020年8月15日付)
- 7-33-2 「支援を必要とする学生へのサポート体制整備検討部会答申「障がいのある学生に対する支援体制の在り方」p.11(全学教授会資料 210-4-1-2)(2020年8月15日付)
- 7-34 「獨協大学におけるLGBTQ学生の支援に関する基本方針(案)」(全学教授会資料 210-3-4-3)(2020年8月15日付)
- 7-35-1 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」
- 7-35-2 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」

第7章 学生支援

- 7-35-3 「キャンパス人権委員会に関する細則」
- 7-36-1 「キャンパス・セクシャル・ハラスメント相談ガイド」
- 7-36-2 「Sexual Harassment on Campus Counseling Guide (2020 edition)」
- 7-37-1 『獨協大学ニュース 2015年4月号』 p.12.
- 7-37-2 『獨協大学ニュース 2016年4月号』 p.11.
- 7-37-3 『獨協大学ニュース 2017年4月号』 p.11.
- 7-37-4 『獨協大学ニュース 2018年4月号』 p.11.
- 7-38-1 『獨協大学ニュース 2016年3月号』 p.5.
- 7-38-2 「2015年度キャンパス・セクシャル・ハラスメント防止ポスター」
- 7-39 『獨協大学ニュース 2017年1月号』 p.16.
- 7-40 「ガイダンスにおけるキャンパス人権委員会からの伝達について」(キャンパス人権委員会) (2019年2月18日付)
- 7-41 「ハラスメント防止体制整備検討部会の設置について」(全学教授会資料 206-3) (2019年12月11日付)
- 7-42-1 「第1回ハラスメント防止体制整備検討部会議事要録」(2020年1月21日付)
- 7-42-2 「第2回ハラスメント防止体制整備検討部会議事要録」(2020年2月21日付)
- 7-42-3 「第3回ハラスメント防止体制整備検討部会議事要録」(2020年3月13日付)
- 7-42-4 「第4回ハラスメント防止体制整備検討部会議事要録」(2020年6月16日付)
- 7-42-5 「第5回ハラスメント防止体制整備検討部会議事要録」(2020年7月22日付)
- 7-42-6 「第6回ハラスメント防止体制整備検討部会議事要録」(2020年9月29日付)
- 7-43 『「ハラスメント防止体制整備検討部会」答申』(部局長会資料) (2020年10月6日付)
- 7-44 『カウンセリング・センター年報第40号』
- 7-45-1 「保健センターについて」
https://www.dokkyo.ac.jp/campuslife/health/medical_services/info.html
- 7-45-2 『獨協大学ニュース 2020年5月号』 p.8.
- 7-45-3 『獨協大学ニュース 2019年5月号』 p.10.
- 7-45-4 『保健センターからの健康サポート本』(2018年度版)
- 7-45-5 『れでいーす・ノート』(2019年2月)
- 7-46 「(2020年1月) 体育会・文化会・愛好会連絡事項」
- 7-47 『保健センター報告書 第33号』
- 7-48-1 「新型コロナウイルスに関する注意喚起」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200128002936.html>
- 7-48-2 「健康管理と体調不良時の対応について 『体調観察表』と『行動記録表』をつけてください」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200428003404.html>
- 7-48-3 「体調観察表 (Health Check Form)」
- 7-48-4 「行動記録表 (Activity Record Sheet)」
- 7-49 「獨協大学キャリアセンター委員会規程」
- 7-50 「2019年度就職状況について」ほか(全学教授会資料 209-10-1~3) (2020年3月11日付)

第7章 学生支援

- 7-51-1 「2019年度シラバス（全学共通授業科目）」 p.1.
https://www.dokkyo.ac.jp/pdf/kyoumu/2019/zengaku_k.pdf
- 7-51-2 同 p.161.
- 7-51-3 同 p.168.
- 7-52 「ミニ講座：就活に必要な英語力」
- 7-53-1 「英語学科主催国際ツーリズムキャリア講演会」（キャリアセンター委員会資料 19-3-3-2）（2019年6月5日付）
- 7-53-2 「第6回交流文化学科フォーラム」
- 7-54 「大学院外国語学研究科主催キャリアデザインシンポジウム 2018『可能性を広げるキャリアデザイン』」（キャリアセンター委員会資料 18-7-7）（2018年12月5日付）
- 7-55-1 「2019年度キャリアセンター年間行事終了報告」（キャリアセンター委員会資料 20-1-5）（2020年5月20日付）
- 7-55-2 「2019年度進路相談状況について」（キャリアセンター委員会資料 20-2-2）（2020年6月10日付）
- 7-56 「就職活動体験報告会 2019」
- 7-57 「2019年度業界研究セミナーの開催について」（全学教授会資料 206-13）（2019年12月11日付）
- 7-58 「2020年企業・官公庁セミナーの開催について」（全学教授会資料 207-7）（2020年1月15日付）
- 7-59 「OB・OGによる就職応援会」（キャリアセンター委員会資料 19-6-4）（2019年11月6日付）
- 7-60 「獨協大学と都道府県就職協定一覧」（キャリアセンター委員会資料 19-1-13）（2019年4月17日付）
- 7-61 「U・Iターン就職個別相談会」（キャリアセンター委員会資料 19-7-6）（2019年12月11日付）
- 7-62 「長期留学予定者就職ガイダンス 2019」
- 7-63 「外国人のための就職ガイダンス」
- 7-64-1 「『自己点検・評価報告書 2014』・改善すべき事項の回答について（修正案）」（キャリアセンター委員会資料 16-7-6）（2016年12月7日付）
- 7-64-2 「『自己点検・評価報告書 2014』・改善すべき事項について（案）」（キャリアセンター委員会資料 17-7-6）（2017年12月7日付）
- 7-65-1 「キャリアセンターの支援体制について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200420003380.html>
- 7-65-2 「【Maruzen eBook Library 版】就職活動に役立つ書籍・動画」
- 7-65-3 「新4年生に電話ヒアリング「就活ホットライン」を行っています」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200526003481.html>
- 7-65-4 「就職ガイダンス・講座等の中止と情報発信について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200427003402.html>
- 7-65-5 「秋学期ガイダンス・講座一覧の配信について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200924003819.html>

第7章 学生支援

- 7-65-6 「キャリアセンター限定開室（事前予約制）について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200707003602.html>
- 7-66 「人工芝グラウンド予約表 フォーマット」
- 7-67 「2019 夏季グラウンドカレンダー」（学友会 3 部長会資料）（2019 年 5 月 29 日付）
- 7-68 「【告知】団体処分」（2020 年 2 月 12 日付）
- 7-69-1 「課外活動の停止措置について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200327003145.html>
- 7-69-2 「緊急事態宣言の発令を受けての本学の対応について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200408003352.html>
- 7-69-3 「学友会活動における大学施設の一部利用再開について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200817003708.html>
- 7-69-4 「秋学期 学友会活動における大学施設の利用について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20201005003849.html>
- 7-69-5 「2020 年度 第 56 回雄飛祭開催中止について」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200911003791.html>
- 7-70-1 「2019 年交流文化イベントカレンダー」
- 7-70-2 「2020 年交流文化イベントカレンダー」
- 7-71-1 「留学フェア 2019 リーフレット」
- 7-71-2 『獨協大学ニュース 2019 年 10 月号』 p.6.
- 7-71-3 「獨協大学入試情報サイト（「獨協大学留学フェア 2019」を開催しました）」
<https://nyushi.dokkyo.ac.jp/archives/2321>
- 7-72 「海外における危機管理対応について」
https://www.dokkyo.ac.jp/international/study_abroad/riskmanage/risk_manual.html
- 7-73-1 「危機管理・安全対策」『留学ガイド』 pp.98-108.
- 7-73-2 「出発前の手続き」
https://www.dokkyo.ac.jp/international/abroad_system/attention/case4.html
- 7-74-1 「海外渡航届」
https://www.dokkyo.ac.jp/international/abroad_system/overseas_trip/case2.html
- 7-74-2 『獨協大学ニュース 2020 年 1 月号』 p.10.
- 7-75-1 「海外渡航者のための危機管理セミナー（海外渡航届）」
- 7-75-2 「海外渡航者のための危機管理セミナー（たびレジ）」
- 7-75-3 「外務省 HP／海外へ渡航される皆様へ：たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>
- 7-76 「バディ制度」『留学ガイド』 p.16.
- 7-77 「各部局まとめ（国際交流センター）」（全学教授会資料 210-3-1-1_3）
- 7-78-1 「獨協大学 GLOBAL FRONTIER:Virtual Fair 2020 開催のお知らせ(10/19～28)」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2020/20200923003818.html>
- 7-78-2 「獨協大学 GLOBAL FRONTIER : Virtual Fair 2020」
- 7-79 「第 383 回大学院委員会議事録」（大学院委員会資料 384-2）（2019 年 4 月 10 日付）

第7章 学生支援

- 7-80-1「獨協大学一種奨学金規程の一部改正について(案)」(全学教授会資料 206-7-3) (2019年 12月 11日付)
- 7-80-2「獨協大学社会人学生奨学金規程の一部改正について(案)」(全学教授会資料 206-7-4) (2019年 12月 11日付)
- 7-81「認証評価に関する問い合わせに対する国際交流センター所長からの回答」(2020年 4月 30日付)
- 7-82「国際化推進のための具体的施策に関する総括」(全学教授会資料 206-5) (2019年 12月 11日付)
- 7-83「2020年度獨協大学学部奨学金採用者について」(全学教授会資料 210-4-3-3) (2020年 8月 15日付)
- 7-84「日本学生支援機構 HP/2020年度留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)の実施予定について」
https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_j/scholarship/shoureihi/jissiyotei.html
- 7-85「学生データ(入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了生数、進学および就職等の状況)」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/activity2/165.html>
- 7-86「学生共同研究室図書購入予算配賦に関する大学院事務室のメールでの回答」(2020年 6月 1日付)

第 8 章

教育研究等環境

第8章 教育研究等環境

8.1 現状説明

8.1.1. : 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学における「教育研究環境の整備に関する基本方針」は、「社会の要求する学術の理論及び応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協大学の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内及び国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成する」(学則第1条)ことを実現するため、その環境を整備することである。

これを実現するため、本学は教育研究等環境(校地・校舎・施設・設備)に係る整備方針(資料8-1【ウェブ】)を「基本計画」(資料8-2)に明示し、キャンパス・アメニティの向上はもとより、学生や教職員の安全、衛生、防犯・防災、さらには大学キャンパス内外の自然環境にも配慮して、よりよい教育研究環境を整備していくことを目指している。

また、本学は2008年6月の「獨協大学環境宣言」(資料8-3【ウェブ】)にのっとり、環境教育及び研究を主眼として、各建物に省エネ・省CO2設備を導入している。特に、創立50周年記念館(西棟)においては、補助金を取得した上で省エネ・省CO2設備を導入して、学生を始め教職員、外部の人たちを対象に見学会(資料8-4)を実施し、実際の省エネ・省CO2設備を体験してもらっている。そして、2010年度から「環境報告書」(資料8-5)を発刊し、大学の環境施策及び環境に関する情報の共有化を図っている。

8.1.2. : 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1 : 施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2 : 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、獨協大学施設整備委員会(委員長は学長)(資料8-6)を設置して、現在に至るまで、具体的な施設・設備の内容及びスケジュール等に関して数多くの検討を行い、教育研究等環境の整備を進めてきた。

第8章 教育研究等環境

本学の校地面積は大学設置基準を満たすものとなっており（大学基礎データ表1）本学のキャンパスには運動場等、教育研究等の活動に必要な施設・設備が十分に備わっている（資料8-7【ウェブ】）。

本学の主な施設のうち、図書館と語学の自律学習スペースであるICZを有する総合学術拠点「天野貞祐記念館」（資料8-8【ウェブ】）は2007年に竣工し、その後、2010年に教務事務機能を含む教室棟である「東棟」（資料8-9【ウェブ】）、2012年に学生の課外活動の拠点である「学生センター」（資料8-10【ウェブ】）、2017年に最新機能を備えた教室等を備えた「創立50周年記念館（西棟）」（資料8-11【ウェブ】）をそれぞれ竣工させ、キャンパス再編はこれで一段落した。

一部の旧耐震基準の建物では、耐震改修が済んでいないものも残っているが、教室を有する旧耐震基準の建物（4棟）については、既に耐震改修済である。

前回の認証評価である2014年以降、本学では様々なネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備を行っているが、特筆すべき項目を以下の3つに分類する。

(1) 教育支援関連施設

- ・2015年8月、全てのPCをSSD搭載に切り替え、授業開始時の起動の遅滞を解消（資料8-12）。
- ・2016年度末、学生向け貸出PC数を200台に増設（資料8-13）。
- ・2017年度、全館で無線LANを利用できる環境を整備（資料8-14【ウェブ】）。
- ・2017年度からLMSの「My DOC」を全教員が利用可能（資料8-15）。
- ・2018年度、学内教室のAV機器ラックのキーレス化とマイク、PCの常設化を促進。
- ・2018年度、学内PCのOSをWindows7からWindows10へ変更（資料8-16）
- ・2019年9月、リニューアルされたポータルサイト PorTa II の運用開始（資料8-17）。
- ・2020年4月以降、新型コロナウイルス対策における図書館で開館時間の適切化、図書館資料の宅配サービス、電子書籍の拡充（資料8-18）。
- ・2020年5月、新型コロナウイルス対策のオンライン授業対応の一環として、Web会議システム（Webex、Zoom）を利用した授業環境を整備するとともに、上記PorTa IIに加え、LMS（学習管理システム）の「manaba（マナバ）」を導入（資料8-19）。
- ・大学院生共同研究室の利用を新型コロナウイルスの感染状況を確認しつつ随時調整、拡大（資料8-20-1）。

(2) 外国語教育学習関連施設

- ・多言語・多文化コミュニケーション施設 ICZ（International communication Zone）において、アクセスポイントを増強し、持ち込み PC の無線 LAN 環境を改善させた（既出資料8-14【ウェブ】）。
- ・2019年、国際交流センターおよび日本語教育オフィスが ICZ の下層階へ移転したことを機に、3部署の業務連携を強化するプロジェクト「GLOBAL FRONTIER」を始動させた。物理的にも近距離にすることで外国語学習、留学準備、異文化交流の活性化を目指す体制を整えた。（資料8-20-2【ウェブ】）
- ・2020年2月には、ICZ内のAV機器をリプレイスし、海外の協定校とアクティビティができる機器（Webカメラ、短焦点プロジェクタ等）を設置するとともに、各国の言語に日常的に触れられるようインターネットラジオの流れる環境を整えた。

第8章 教育研究等環境

- ・図書館では、外国語学習を支援するための図書（多読本や試験対策本など）を充実させ、発話トレーニングブースを用意し、近年の外国語資格試験で導入されているPCによる口頭試験に対応した環境を準備した。
- ・CAL（Computer Assisted Learning）教室（8教室）は、OSのセキュリティ確保及び本学の基本計画による5年ごとのPCリプレイス実施計画に基づき、2018年にPC入替を行うとともに、学生の椅子を入れ替えることで、教室環境の快適性を増進させた。
- ・コロナ禍において、学生支援を維持するために、ICZで実施していたネイティブスピーカーとの無料会話レッスン「チャットルーム」や外国語の資格取得講座、講演会等をすべてオンラインに切り替えた。それらを実現するために、オンライン予約システム（DOORS：DOKkyo Online Reservation System）を導入し、学外からオンラインで様々なアクティビティの予約ができる体制を整備した。また、同システムは、外国語の自律学習支援を担う教育研究支援センターの括りを超え、部課室を越えた学生支援予約ツールとしても活用されることとなった。（資料8-20-3【ウェブ】）

(3) 学内外のネットワーク環境整備

- ・2017年度（西棟、個人研究室）、2018年度（東棟）に、機器の更新に合わせて、アクセスポイントの増設を行った（既出資料8-14【ウェブ】）。
- ・2017年度からNIIが提供するeduroam（国際無線LANローミング基盤）に参加し、本学利用者が国内外の研究機関と無線LANを相互利用できる環境を提供した。
- ・2017年度秋学期より、学生による履修登録手続、教員による授業受講者の名簿出力と評価登録手続（採点表提出）を学外から可能にした（資料8-21）。
- ・2018年度より、就職活動開始前の学生が大学に届出を行う進路希望登録の手続を学外から可能にした（資料8-22、8-23）。

校地・校舎及び備品等の資産管理、施設管理業務及び防火関連業務については、施設事業課が所管し、登記申請業務を始め、改修工事、修繕を行っている。

空調・電気・衛生・防災設備等の機器の維持管理及び清掃業務については、施設事業課が外部に業務委託し管理している。

学内の統括的な防犯警備及び防災関連業務については、総務部が所管しており、全体的な管理を行っている。

施設の運用業務は、主に教務課、教育研究支援センター、学友会総務部長室事務課、施設事業課、情報基盤整備課が所管し、教室割当や教育機器のメンテナンス、学友会活動場所の割当を行っている。

さらに、ダイバーシティの考えにのっとり、ハンディキャップのある全ての人が快適にキャンパスライフを過ごすことができるように施設・設備の整備に努めている。

また、快適性と省エネ・省CO₂性を兼ね備えた施設を整備し、学生及び教職員にその内容を情報提供することで、獨協大学学生及び教職員の環境配慮思考の向上も図っている。

本学は図書館に閲覧スペース1130席を設け、話し合いながらグループ発表の準備などができる共同学習室等も用意している。またキャンパス・アメニティを構築するため、図書館以外にも学生が自由に利用できる自律学習スペースの拡大を進めている。上記のキャンパス再編計画においても、新築・新装した建物内の各所に多様な学習スペースを設けてきた。

第8章 教育研究等環境

天野貞祐記念館の教育機器貸し出しを担当する教育研究支援センターや、外国人留学生や学部・学科・学年を越えた学生交流の場を提供するICZ(資料8-24【ウェブ])、東棟1階のラウンジや4階フロアにある自習可能な16のPC教室(資料8-25【ウェブ])、また、学生センター1階には、全学生が多目的に利用できるエリアがあり自律学習や課外活動に利用でき、また隣接する雄飛ホールは学生が多目的に利用できるラーニング・コモンズとしての機能も備えている(既出資料8-10【ウェブ])。

2017年竣工の創立50周年記念館(西棟)では、アクティブ・ラーニング教室を2室設置し、近接する場所にラーニング・コモンズの「ラーニング・スクエア」を設置し、プロジェクター、可動モニター、可動ホワイトボード・机・椅子等を配置して、学生の自律的な学習環境を整備した(既出資料8-11【ウェブ])。

2019年3月には、中央棟1階に新たな自律学習支援スペース「CLEAS(クレアス)」を設置した。学生が自由に利用できるマルチメディア機器を備え、サポートスタッフも配置して、自律学習支援体制を強化した(資料8-26【ウェブ])。

この他、英語の自主的な学習支援として、英語を主専攻としない学部・学科(外国語学部ドイツ語学科・フランス語学科、経済学部、法学部)の学生を対象とした英語学習サポートルームを設置している。個別カウンセリングを行うほか、英語学習ミニ講座の開講やELSR Newsletterの発行を定期的に行っている(資料8-27【ウェブ])。

学生には、新入生ガイダンスの一環として行われる、情報倫理ガイダンスにおいて教育がなされているほか、第1学年春学期に開講されている各学部・学科における基礎演習等の授業の一環として、主として図書館職員から情報倫理に関する説明がなされている。

本学における情報倫理の考え方に関して、教員には、着任時の説明会において、本学における情報倫理の考え方に関して教育研究支援課から説明がなされ、職員には、情報基盤整備課がオンラインツールを利用して行っている。また、毎年発行される『教職員ハンドブック』(資料8-28)にも情報倫理の項目を掲載してその周知を図っている。

8.1.3. : 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1: 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点2: 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学は、学則第79条にもとづき「図書館規程」(資料8-29)を定め、同規程第2条の目的に沿って蔵書を構築してきた。現在は、「図書館規程」を更に具体化・詳細化した、「獨協大学図書館資料収集及び管理規程」(資料8-30)に沿って、資料収集、管理を行っている。

第 8 章 教育研究等環境

2019 年度末時点での本学図書館の蔵書数は約 99 万冊（洋書 33.8 万冊）、所蔵雑誌数は約 14300 タイトル（欧文雑誌は約 5000）であり、約 40 万冊は開架書架に配置されている。2019 年度 1 年間で、約 12160 冊の図書及び約 2600 タイトルの雑誌を受け入れている（資料 8-31）。

電子情報については、学術雑誌を中心に約 28800（国内・国外）タイトルの電子ジャーナルが利用可能である。また、有料データベースについても国内外 30 種類以上を用意し、教職員・学生に提供している。さらに電子書籍については、2018 年から提供を開始しており、2019 年度末で約 1300 タイトルが利用可能で、今後も拡充する計画である（既出資料 8-31）。

図書・雑誌・電子ジャーナル・データベースの選定にあたっては、各学部・学科教員（選定責任者）に一定の割合で選定を委嘱して、学術書の充実を図っている。また、主に学生が使用する学生用資料については、『図書選定マニュアル（学生用図書費）』（資料 8-32）に沿って図書館専任職員が選定をしている。

以上のように、教員が専門書の選定を、専任職員が学生用図書の選定を行い、学生からも随時購入依頼をオンラインでも受け付けることで、授業に関連する基本書、研究に必要な専門書を収集するとともに、多様な資料の収集整備をするよう努めている。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツに関しては、本学図書館はNACSIS-CAT、ILL（目録所在情報サービス）に参加している。また、JAIRO Cloud（共用リポジトリサービス）により、「獨協大学学術リポジトリ」を構築し、機関リポジトリネットワークへ参加したうえで、本学の紀要論文等を公開・提供するとともに、IRDB（学術機関リポジトリデータベース）により、本学を含めた国内の論文情報の利用・提供が可能である。国内の図書・論文の検索には、CiNii-Books、CiNii-Articlesといった、データベースサービスが有用である。

このほか、国立国会図書館の提供する「デジタル化資料送信サービス」、「歴史的音源配信サービス」に参加し、絶版、入手困難な資料を学生・教職員に提供する際の一助としている。さらに、SALA（埼玉県大学短期大学図書館協議会）に加盟することにより、共通閲覧証を使って、埼玉県内大学図書館の資料の利用が可能となっている。

本学は、図書館で所蔵する全ての資料について蔵書検索システム（OPAC）によって、常に最新の所蔵情報を提供している。また、図書館ホームページではデータベース・電子ジャーナル・電子ブックの一覧や、国内外の有用なサイトへのリンクを提供することで、各種情報資源に容易にアクセスできる環境を整え、館内で PC を利用する利用者に対するトラブル・質問等の対応のための専用相談窓口を設けている。

図書館の開館時間は、授業期間中は授業開始 30 分前の 8:30 から 22:00、夏季休業期間及び 2 月と 3 月は 9:00 から 20:00 を原則としており、定期試験期間中には休日開館（10:00 から 20:00）を実施している。年間開館日数は約 290 日、年間入館者数は延べ 50 万人程であり、授業期間の 1 日平均入館者は 2500 人を超えている。

図書館内の閲覧席は合計 1130 席である。各階には分野別に配置した資料を挟んで南北に閲覧席のエリアを設け、北側を「機器利用ゾーン」、南側を「静粛ゾーン」に区分している。前者には PC 設置席（144 席）、機器利用可能席（330 席）、グループ利用席（54 席）、後者には静粛席（180 席）、キャレルコーナー（44 席）をそれぞれ設けるほか、各種メディ

第8章 教育研究等環境

アや外国語テレビ放送が視聴できる AV ブース（30 席）、研究個室、共同学習室を備えることで、学生・研究者の多様な用途に沿う席を配置している（資料 8-33【ウェブ】）。

「共同学習室」、「グループ利用席」においては、学生が自主的に協力して、PC・プロジェクター・ホワイトボードなどを活用し、図書館資料も利用しながら、レポートやプレゼン資料といった成果物を作成できる環境を整えている（既出資料 8-33【ウェブ】）。

その他、本学図書館は、各種データベース利用法や「レポート・論文の書き方」などのセミナーを開催している。加えて、新任教員向けには、個別にガイダンスを行い、教員からの要望に応じて、授業での情報検索法やレポート・論文の書き方についての講習などを実施している（2018年度ガイダンス数=106コマ）（資料8-34）。また新入生向けには、入学時の図書館利用の概略説明や「図書館セミナー」で情報検索法の導入部分のガイダンスを実施し、初年次教育の一翼を担っている。

図書館の専任職員は、2020年4月1日現在14名全員が司書資格を有し、臨時・派遣・業務委託スタッフでは、40名中20名が司書資格を有している。専任職員については、私立大学図書館協会東地区部会研究分科会、図書館等職員著作権実務講習会、日本古典籍講習会や、業務の質向上のためのレファレンス研修などの講習会・研修への参加や、図書館総合展などへの参加を奨励するなどして、人材の育成と資質の向上を図っている。

また、レファレンス業務を図書館専任職員全員が担当し、資料相談（資料検索や情報検索法にかかわるサポート）に応じて利用者と直に接する機会を持つことで、利用者のニーズを把握し、資料選定業務にも役立てることを目指している（既出資料 8-31）。

8.1.4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1： 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

獨協大学の研究に対する基本的な考え方をよりよく明示するため、本学の建学の理念である「大学は学問を通じての人間形成の場である」のもと、専任教員の研究活動を促進する「獨協大学研究方針」を新たに定めた（資料 8-35）。この中で、上記理念が本学における教育活動のみならず研究活動の礎でもあることを確認し、本学の定める学術倫理規程を踏まえ、教職員が個別で又は共同して自由で多彩な研究活動をするための支援を行うことを明示した。また、教員が研究活動の成果を共有し、教育の改善・向上や地域貢献等を促進するための場としての4つの研究所（外国語教育研究所、情報学研究所、地域総合研究所、環境共生研究所）の役割を改めて明確にした。

第 8 章 教育研究等環境

研究支援として、各専任教員（特任教員、交換教員を含む）には毎年度、個人研究費（図書資料費、学会旅費などとして）41 万円を支給している（資料 8-36）。また、毎年度、研究用のコピーカード（非常勤教員は 1000 枚分、その他の専任教員は 1800 枚分）を配付し、研究資料の複写について便宜を図っている（資料 8-37）。

さらに、特別研究助成費（個人＝1 人最高 40 万円・年間 5 人まで、共同＝1 グループ最高 200 万円・年間 2 グループまで。資料 8-38）や、国際共同研究助成費（1 グループ最高 300 万円・年間 2 グループまで。資料 8-39）、研究奨励費及び個人研究費の増額（資料 8-40）、学術図書出版助成費（資料 8-41）といった各種の研究助成を行っており、その運用支援を行っている。

また、本学の研究を重点化し強力に継続して推進するため、4 つの研究所を設置しており、各研究所には予算措置を行うことによって、研究所及び研究員の研究活動や、シンポジウムの開催等による成果の発信を支援している。

その他、学会開催支援（助成金含む）や研究会開催支援を行っている（資料 8-42）。

学外助成について、科研費申請から資金管理までトータルな支援を行っている。申請準備期間の確保のために春学期終了時及び秋学期開始時の 2 回説明会を開催している。また、教育研究推進課職員が申請書の書き方を個別に指導する支援も行い、本学の科研費新規採択率は、その 50%（2019 年度実績）と高い水準にある（資料 8-43）。2020 年度からは、科研費申請支援として、科研費申請書レビューサービス（外注）を開始した。

科研費以外の外部資金については、公募案内を受ける度に一覧を更新し、教員が申請する際には個別に支援している（資料 8-44）。

なお、これら運用支援は教育研究推進課が担当している。

中央棟の 4 階から 9 階及び 4 棟 3 階に、専任・特任教員のための個人研究室が整備されており、1 人に 1 個室が割り当てられている（資料 8-45）。研究室の利用は、原則として、夏季休業中の一斉休業期間と冬期休業期間を除く日の 8 時から 21 時までであるが、総務課又は守衛室に連絡することにより、休業期間及び時間外の利用が可能である（資料 8-46）。

また、専任教員の研究時間の確保のため、本学では講義演習担当負担として、週 5 コマをノルマと定めている。超過コマに対しては超過手当を支給している。

さらに、教授就任から 5 年以上継続して勤務した専任教員を対象とした「特別研究休暇」制度と、専任教員が学外において学術の研究及び調査に従事することを目的とした「学外研修」制度を設けており、専任教員が研究に専念する期間を保障している（資料 8-47、8-48）。

教育支援体制として TA 制度を設けている。TA は、学士課程の情報処理関連科目において、初学者を対象とした科目の授業アシスタントを行っている（資料 8-49-1、資料 8-49-2【ウェブ】）。また、全学共通授業科目のうちオムニバス授業の「全学総合講座」において、資料配布や出欠確認、機器操作補助等の授業サポートを行っている。コンピュータ教室と同フロアに設置しているヘルプデスクでは、本学の各種情報処理機器、システム、ネットワークに関するアドバイス等を担っている。

TA の任用は、従来から外部業者に委託してきたが、2018 年 3 月からは本学が全額出資した株式会社「獨協アカデミックサポートサービス株式会社」に委託しており、東棟 4 階ヘルプデスクに 4～10 名程度（授業の有無により変動）、天野貞祐記念館 2 階教育研究支援課窓口に 4 名程度を配置している。

第 8 章 教育研究等環境

研究活動促進策の一環として研究業績の発信のため、「獨協大学学術リポジトリ」を構築し、本学学部・研究科及び研究所の紀要に掲載された論文を中心に登録作業を行い、その情報発信に努めている。2019 年度末時点での登録数は 1203 件で、アクセス数は 22290 件である（既出資料 8-31）。論文の登録は、「獨協大学学術リポジトリ運用管理要領」（資料 8-50）に基づき図書館運営委員会の承認を得て行う。

8.1.5. : 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1 : 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究倫理に関して「獨協大学学術倫理規程」（資料 8-51）を制定し、研究者の研究活動における倫理的な態度及び行動規範並びに本学で行われる研究の公正性と信頼性を確保するために守るべき学術倫理の基準と、それを遵守するために必要な方策を定めている。また、「獨協大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（資料 8-52）を制定し、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が発生した場合における適正な対応についての必要事項を定めている。

コンプライアンス教育については「研究資金等の運営及び管理に関するガイドライン」（資料 8-53）を制定し、本学の機関及び本学教職員が本学以外の機関又は個人から研究のための資金を交付された場合における研究費使用に係る不正防止対策として、当該研究資金等の運営及び管理を適切に行うための基本方針を明示し不正使用防止を図っている。また、毎年度初めの全学教授会において、全専任教員及び課長以上の職員に対し、「獨協大学における公的研究費の使用に関する行動規範」（資料 8-54）、「獨協大学公的研究費適正運用計画」（資料 8-55）及び「獨協大学公的研究費の不正防止計画」（資料 8-56）を配付し、統括管理責任者である総合企画部長が本学における不正行為防止体制に関する説明と注意喚起を行っている。さらに、教育研究推進課では、全専任教員に対して、「獨協大学研究助成の手引き」及び「獨協大学個人研究費利用ガイドブック」を配付することで、コンプライアンス教育や助成制度の周知に努めている（資料 8-57-1、8-57-2）。

加えて、科研費申請予定者（専任教員及び非常勤教員）に対しては、科研費申請事務説明会を春学期終了時と秋学期開始時の 2 回開催し、うち、秋の説明会では不正防止推進部署である総合企画部総合企画課が科研費申請予定者と公的研究費に関わる事務職員を対象に、公的研究費のコンプライアンスに関する説明会を行うことで公的研究費の適正使用を促している。また、科研費受給者に対しては『獨協大学科学研究費助成事業利用ガイドブック』を配付している（資料 8-57-3）。

研究倫理教育に関して、教員には毎年度初めの全学教授会において、統括管理責任者である総合企画部長がコンプライアンス教育と合わせて研究活動の不正行為への対応及び他

第8章 教育研究等環境

機関における研究不正事案を報告することで研究倫理の向上を図っている。また、科研費申請者については日本学術振興会研究倫理 e-ラーニングの受講を義務付けている。

学部学生に対しては、入学時の新入生ガイダンスで研究倫理を説明するビデオを視聴させるとともに、大学独自に作成した不正防止に関する資料を基に、研究倫理教育を実施している（資料 8-58）。第2学年以降は新年度のガイダンスにおいて前述の資料を用い再教育を行っている。また、新入生ガイダンス用テキスト『獨大生のきほんのき』は情報倫理・研究倫理についても記載している（資料 8-59）。

大学院生に対しては、入学時のガイダンスにおいて独自に作成した不正防止に関する資料（上記）を基に研究倫理教育を実施し、これらを通じて研究倫理の向上に努めている。

本学では、「獨協大学学術倫理規程」（既出資料 8-51）に基づき、学術倫理委員会を設置し、武器、兵装、戦略その他軍事行為に転用されるおそれのある事項に関する研究、又は、生命倫理及び人間の尊厳をそこなうおそれのある研究に着手する予定のある研究者及び既に研究に着手している研究者が学術倫理委員会に審査を求めることができる体制を整えている。また、「獨協大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（既出資料 8-52）に基づき、研究倫理委員会を設置し、不正行為が生じた場合における適正な対応についての体制整備を行っている。

8.1.6. : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等の環境については、獨協大学施設整備委員会を設置し、具体的な施設・設備の内容及びスケジュール等に関して数多くの点検・評価を行い、教育研究環境の改善・向上に向けた整備を進めてきた。その結果、2017年の「創立50周年記念館（西棟）」（教室棟）の竣工により、キャンパス再編は一段落した。今後は、既存建物の省エネ化を推進するための照明のLED化、外壁を健全な状態にするための外壁改修等による既存建物の価値及び性能向上のための改修が教育研究環境の整備の主体となる。

また、一部の耐震改修が済んでいない建物の改修については、今後の建て替えも視野に入れて検討する必要がある。非構造部材の耐震化の課題である特定天井の改修については調査済みで、今後改修に向けた検討に取り掛かる予定である。

図書館に関しては、以下のとおりの対応を行っている。

- ・『自己点検・評価報告書 2014』において「改善を要する事項」に挙げた事項について、改善目標の設定を年度ごとに行う。
- ・教育環境アンケートやオンライン投書などの学生からの指摘を受けて、問題点の改善を随時行っているほか、年度ごとに改善目標を設定する。
- ・事務局自己点検・評価活動の一環として業務目標を年度ごとに設定する。
- ・図書館運営委員会での委員からの指摘や、業務委託先会社、スタッフからの指摘を取

第8章 教育研究等環境

り入れる。

上記の見直しや意見聴取などを通じて、次のような対応も加えた。

- ・開館時間を前倒して、授業開始 30 分前の 8 時 30 分から開館している。
- ・特に学生の意見を取り入れるかたちで、館内の環境整備のためにソファの張り替え、空調の増設などを実施した。
- ・アクティブ・ラーニング活性化のための活動として、研修などによる情報収集、他部署との連携を今後提案することとした。
- ・諸規程の整備（「獨協大学図書館寄贈資料取扱要領」、「獨協大学図書館資料収集及び管理規程」など）を行った。

教育研究活動に関しては、教育研究支援センター運営委員会や部局長会への提案や報告を基に点検・評価を行い、その後の改善・向上につなげている。

改善された事項としては、科研費の申請・採択件数の増加や紀要のデジタル化などが挙げられる。科研費の申請・採択件数については、2019 年度時点で 10 年前に比べ申請数で 18 件・採択数で 9 件増加している。また紀要については、2019 年度に 4 研究所全てにおいて獨協大学学術リポジトリに登録し、広く発信できている。

研究倫理に関しては、公的研究費使用に関する内部監査（資料 8-60）や学園内部監査（フォローアップ監査）、『自己点検・評価報告書』（改善すべき事項）等における指摘事項により点検・評価を行っている。2018 年 12 月に日本学術振興会による科研費実地検査が行われ、そこでの指摘事項を改善につなげている。

さらに、総合企画課では「獨協大学公的研究費適正運用計画」を定期的に見直し新しく策定している（既出資料 8-55）。

8.2.長所・特色

本学は「獨協大学環境宣言」（資料 8-3【ウェブ】）にのっとり、環境教育及び研究を主眼として、2017 年竣工の創立 50 周年記念館（西棟）を始めとして各建物に省エネ・省 CO2 設備を導入し、学生を始め、教職員、外部の人たちを対象に見学会（既出資料 8-4）を実施した。また「環境報告書」（既出資料 8-5）を発刊し、大学の環境施策及び環境に関する情報の共有化を図っている。

一連の IT 設備の充実、ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備を行うとともに、各所に多様な学習スペースを設け学生間のコミュニケーションの活性化や自修の促進を図っている。図書館に閲覧スペース 1130 席を設け、話し合いながらグループ発表などの準備などができる共同学習室等も用意しているほか、キャンパス・アメニティを構築するため、各棟に学生が自由に利用できる自律学習スペースの拡大を進めている。

創立 50 周年記念館（西棟）のラーニング・スクエア、2019 年に整備した中央棟の CLEAS（クレアス）は、人的サポートも備えた全学的な知的創造の一拠点としての役割を担う。また英語の自主的な学習支援のため英語学習サポートルームを設置し個別カウンセリングを行っている。

8.3.問題点

教育面では、学内の情報共有を図るためのポータルシステムである PorTa II のリニュー

第8章 教育研究等環境

アルに伴い、授業連絡掲示板機能、レポート提出機能を付加し、遠隔授業に必要とされる要件を満たしつつ全学的な利用に耐えうるシステム性能を有する LMS の manaba を新規導入したことにより、授業支援システムが大幅に改善された。また、Zoom や Webex のアカウントを購入し、全教員へ配布したことにより、遠隔授業の実施環境も整備された。しかし、全ての科目を遠隔授業で実施した 2020 年度春学期において、導入が学期開始後となり利用が任意とされた manaba を利用した教員数が十分ではないこともあり、オンラインを活用した授業を実施するためのシステム操作方法の周知等が課題となっている。

教育研究等の環境について、教室を有する旧耐震基準の建物は既に耐震改修済であるが、教室を有しない一部の建築部分では耐震改修がまだ残されている。また、新棟「創立 50 周年記念館（西棟）」（既出資料 8-11【ウェブ】）の竣工でキャンパス再編が一段落したが、キャンパス内での移動に関わる動線の交錯が見受けられるため、今後は授業配置の見直しなどの更なる改善が望まれる。

8.4.全体のまとめ

教室棟や図書館等の設備は、グループ学習やアクティブ・ラーニングにも対応可能となっている。また、人的サポートも近年の整備により更に充実しており、学生の利用による自律学習の促進が望まれる。

教育研究活動への支援については、本学の建学の理念である「大学は学問を通じての人間形成の場である」の下、専任教員の研究活動を促進するため「獨協大学研究方針」を新たに定め（既出資料 8-35）、教員の研究活動に対する大学の姿勢を改めて明確にした。この上で具体的な支援である研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障、教室設備などは十分に対応できている。ただ、ICT 環境は整ってはいても、盛んな利用に結び付いていない点が挙げられる。

以上のように、いくつかの課題は残されているものの、本学の教育研究等の環境は全体としておおむね適切に整備されていると判断できる。

今後も残された問題点を中心に据え、全学で連携して改善努力に取り組んでいく。

【第8章 根拠資料】

8-1「教育研究等環境の方針」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/plan/facility.html>

8-2「第 11 次基本計画」（全学教授会資料 197-5）（2018 年 10 月 3 日付）

8-3「獨協大学環境宣言」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/compliance/energysaving/>

8-4「創立 50 周年記念館（西棟）見学会資料」

8-5『獨協大学環境報告書 2019』

8-6「獨協大学施設整備委員会規程」

8-7「獨協大学キャンパスマップ」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/facilities/layout.html>

8-8「天野貞祐記念館・図書館」

https://www.dokkyo.ac.jp/about/facilities/amanoteiyu_hall.html

第 8 章 教育研究等環境

- 8-9 「東棟」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/facilities/east_building.html
- 8-10 「学生センター」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/facilities/student_center.html
- 8-11 「創立 50 周年記念館（西棟）」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/facilities/west_building.html
- 8-12 「東棟コンピュータ教室等情報機器リプレイスについて」（教育研究支援センター運営委員会資料 2-2）（2015 年 3 月 11 日付）
- 8-13 「図書館設置 PC・天野貞祐記念館 2 階貸出 PC 等情報機器リプレイスについて」（教育研究支援センター運営委員会資料 2-2）（2016 年 10 月 28 日付）
- 8-14 「無線 LAN を利用できる場所（学内専用アクセス）」
https://www.dokkyo.ac.jp/internal/computer/announce/wls_place/index.html
- 8-15 「2016 年度第 8 回教育研究支援センター運営委員会議事要録（抄）」（2017 年 1 月 25 日付）
- 8-16 「Windows10 への OS 変更について（お知らせ）」（教育研究支援センター運営委員会資料 2-3）（2018 年 12 月 19 日付）
- 8-17 「獨協大学ポータルサイト 『PorTa』 9 月リニューアル予定」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2019/20190726001389.html>
- 8-18 「新型コロナウイルス対応に関する部局長報告 図書館」（全学教授会資料 210-3-1-1）（2020 年 8 月 15 日付） pp.7-9.
- 8-19 「LMS 『manaba』 の新規導入・利用開始のご案内」
- 8-20-1 「大学院生の学生共同研究室の限定利用について」
- 8-20-2 「GLOBAL FRONTIER」
https://www.dokkyo.ac.jp/global_frontier/index.html
- 8-20-3 「獨協大学オンライン予約システム DOORS」
<https://dokkyo.revn.jp/>
- 8-21 「履修登録及び採点表の学外からの入力について（案）」（部局長会資料）（2017 年 1 月 24 日付）
- 8-22 「2018 年度第 3 回キャリアセンター委員会議事要録（抄）」（2018 年 6 月 6 日付）
- 8-23 「3 年生『進路希望登録』の学外アクセスの新規導入について（案）」（キャリアセンター委員会資料 18-3-7）（2018 年 6 月 6 日付）
- 8-24 「天野貞祐記念館各フロア平面図」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/contents/images/a02_01_01_j_01.gif
- 8-25 「東棟教室配置図」
https://www.dokkyo.ac.jp/of/contents/images/shin_heimenzu.gif
- 8-26 「CLEAS」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/support/cleas.html
- 8-27 「英語学習サポートルーム」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/language/english_learning.html

第 8 章 教育研究等環境

- 8-28 『2020 年度教職員ハンドブック』 p.74.
- 8-29 「獨協大学図書館規程」
- 8-30 「獨協大学図書館資料収集及び管理規程」
- 8-31 「2020 年度大学図書館調査票回答」（日本図書館協会）
- 8-32 「図書選定マニュアル（学生用図書費）」（図書館運営委員会資料 81-4-2）（2017 年 1 月 18 日付）
- 8-33 「獨協大学図書館」
<https://www.dokkyo.ac.jp/library/>
- 8-34 「2018 年度秋学期図書館ガイダンス一覧」（全学教授会資料 201-7）（2019 年 3 月 6 日付）
- 8-35 「獨協大学研究方針」（全学教授会資料 210-3-6）（2020 年 8 月 15 日付）
- 8-36 「獨協大学個人研究費規程に関する細則」
- 8-37 『2020 年度獨協大学教職員ハンドブック』 p.10.
- 8-38 「特別研究助成費に関する細則」
- 8-39 「国際共同研究助成費に関する細則」
- 8-40 「研究奨励費および個人研究費の増額に関する規程」
- 8-41 「学術図書出版助成費に関する細則」
- 8-42 「学会開催に関する助成内規」
- 8-43 「科学研究費助成事業申請・採択状況」（部局長会資料）（2020 年 6 月 23 日付）
- 8-44 『2020 年度獨協大学教職員ハンドブック』 p.32.
- 8-45 『2020 年度獨協大学教職員ハンドブック』 p.25.
- 8-46 『2020 年度獨協大学教職員ハンドブック』 pp.26-27.
- 8-47 「学外研修員に関する規程」
- 8-48 「獨協大学特別研究休暇期間に関する規程」
- 8-49-1 「2020 年度授業科目におけるコンピュータ教室使用にあたって」
- 8-49-2 「11. 東棟 4 階ヘルプデスク」「主な教育支援サービス（ICT 関連）」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/support/ict.html
- 8-50 「獨協大学学術リポジトリ運用管理要領」
- 8-51 「獨協大学学術倫理規程」
- 8-52 「獨協大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」
- 8-53 「研究資金等の運営及び管理に関するガイドライン」
- 8-54 「獨協大学における公的研究費の使用に関する行動規範」
- 8-55 「獨協大学公的研究費適正運用計画」
- 8-56 「獨協大学公的研究費の不正使用防止計画」
- 8-57-1 『2020 獨協大学研究助成の手引き』
- 8-57-2 『獨協大学個人研究費利用ガイドブック』
- 8-57-3 『獨協大学科学研究費助成事業利用ガイドブック』
- 8-58 「研究倫理についてーレポート作成等作成のコピペに注意！」
- 8-59 『獨大生きほんのき』
- 8-60 「公的研究費に係る内部監査に関する内規」

第9章

社会連携・社会貢献

第9章 社会連携・社会貢献

9.1.現状説明

9.1.1. : 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、学則第1条及び大学院学則第1条にうたわれている、本学及び本学大学院の目的及び使命に基づき、各学部・学科、研究科の特性を踏まえ、下記のとおり社会連携・社会貢献に関する3つの方針を立て、これを大学ホームページ上で公表している（資料9-1【ウェブ】）。

(1) 教育機関との連携

他の大学や高等学校と連携して、教育研究の発展に資する取り組みを行い、社会に貢献する。

(2) 地域との連携

自治体や市民と連携して、人々の生活や文化の向上に寄与する取り組みを行い、社会に貢献する。

(3) 海外との連携

海外の国や地域の教育研究関係者と連携して、国際交流を促す取り組みを行い、社会に貢献する。

9.1.2. : 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

上記3つの方針に基づき、具体的には以下のような取り組みを行い、本学における教育研究成果を広く社会に還元している。

(1) 教育機関との連携

1) 教育機関との連携に関しては、以下のような取り組みを挙げることができる。

「高大連携」：2003年度より推進しているこのプログラムは、「高等学校生徒の能力・適性・興味・関心・進路等が多様化している実態を踏まえ、学習意欲を高め、主体的、創造的

第9章 社会連携・社会貢献

な学習態度の育成に資するとともに、学習機会の拡大を図る観点から、本学が指定する授業科目を履修し、単位を修得する」ことを目的としている。2019年2月現在、近隣都県23の高等学校と連携協定を締結しており、様々な分野の講義科目、フランス語、イタリア語の講座を開講している（資料9-2【ウェブ】）。

他大学との単位互換制度：2003年度より、近隣の日本工業大学、文教大学及び埼玉県立大学との間で埼玉県東部地区大学単位互換の協定、また、2015年度より、獨協医科大学との間で単位互換協定を結んでいる。この制度は、「単位互換の協定をした大学相互の交流と教育の充実を目的として、各大学の学生がそれぞれ他の大学が指定する授業科目を履修し単位の修得を認める」ものである（資料9-3【ウェブ】）。この制度によって各大学の特色ある授業を学生に提供し、各大学で不足する領域をカバーし合うことを目的とする。単位互換する大学はいずれも埼玉県内東武鉄道沿線の大学であり、地域交流の側面も担う。

2) 主に外国語学部各学科、大学院外国語学研究科が中心となっていて行っている以下のような活動を挙げることができる。

外国語学部ドイツ語学科では、1997年以来、「高校生のためのドイツ語入門講座」（資料9-4【ウェブ】）、1999年以来、文部科学省、ドイツ連邦共和国大使館、東京ドイツ文化センター、埼玉県教育委員会及び草加市教育委員会等の後援の下で「全国高校生ドイツ語スピーチコンテスト」（資料9-5【ウェブ】）を毎年夏に開催しており、ドイツ語を学習している高校生たち、あるいはドイツ語に興味のある高校生たちに相互交流の機会を提供する一方で、そうした高校生たちのドイツ語学習意欲を高めることに貢献している。

外国語学部英語学科及び交流文化学科では、2013年以来、文部科学省、全国都道府県教育委員会連合会、埼玉県教育委員会及び草加市教育委員会等の後援の下で、「全国高校生英語プレゼンテーションコンテスト」（資料9-6【ウェブ】）を開催し、英語を学ぶ高校生たちに日頃の学習成果を発表する機会を提供し、また、更なる英語学習意欲を高めることに貢献している。一方で、英語学科教員の研究会である「獨協大学英語教育研究会（DUETA）」が毎年ワークショップと講演会を開催し、近隣の中学校・高等学校の英語教員や英語に関心のある人たちを対象に、英語教育について考える機会を提供している（資料9-7【ウェブ】）。また、2017年度に草加市教育委員会と獨協大学が教育支援連携協定を結んで以来、ここ3年間にわたって、草加市の全中学校3年生を対象とした英検指導の会を行っている。教職課程に在籍している英語教師を目指す学生が毎年20名ほど参加し、草加市の中学生およそ200~300名に対し指導を行っている（資料9-8-1~3）。

外国語学部フランス語学科では、2017年以来、「高校生のためのフランス語学科体験」を毎年夏に開催しており、高校生たちにフランス語やフランス及びフランス語圏の文化に慣れ親しむための機会を提供している（資料9-9【ウェブ】）。

大学院外国語学研究科英語学専攻では2019年度に小学校・中学校・高等学校の現職英語教員及び英語の教職に就こうとしている者を対象とした、大学院科目等履修生に「英語教育研修プログラム」の新設及び「英語学専攻英語教育専修コース（1年コース）」のカリキュラム改正を行った。このプログラムは、英語教育・第二言語習得の専門知識を深め、英語運用能力を向上させる研修機会を現職教員に提供することによって、社会に貢献することを目指すものである（資料9-10【ウェブ】）。

第9章 社会連携・社会貢献

3) 教育研究支援センターが「外国語教育支援」の一環として開設しているオープンスクールでは、例えば、ドイツ連邦共和国を代表してドイツ語教育を推進しているゲーテ・インスティトゥートのドイツ語講座（資料 9-11【ウェブ】）、日本最古のフランス語学校アテネ・フランセの質の高いフランス語会話講座（資料 9-12【ウェブ】）を、本学キャンパスにおいて本学学生だけでなく、広く一般にも提供している。

(2) 地域との連携

1) 地域との連携に関しては、まずは、本学キャンパスの所在地である地元草加市を中心とした近隣自治体との様々な連携・協働を挙げることができる。

1. 本学と草加商工会議所、草加市の三者は、2004年2月に締結した「そうか産学行連携事業」に関する覚書（資料 9-13【ウェブ】）に基づき、「市内産業の活力は、まちの活力」を基本理念とし、地域活性化のための活動を行っている。例えば、2015年度から2017年度には、草加商工会議所、草加市役所と共同で産業観光に関わる基礎調査（モニターツアー参加、モノづくり事業者を対象としたライフストーリー作成、モデルプラン作成のためのワークショップなど）を実施した。2018年度から2019年度には、本学学生が草加市内企業のPR動画を作成した。（資料 9-14【ウェブ】）

2. 本学は、2007年に草加市との間で豊かなまちづくりに向け協働宣言（資料 9-15【ウェブ】）を行った。この枠組みにくくられる活動が、「獨協大学オープンカレッジ」、「そうか市民大学」、「子ども大学そうか」、「法政総合講座—地域の現場から—」であり（資料 9-16【ウェブ】）、本学の専任教員及び非常勤教員がテーマに応じて様々な形で関わっている。

2-1. 「獨協大学オープンカレッジ」

エクステンションセンターでは、1970年に開始した「獨協大学公開講座」（資料 9-17）を進化・発展させた「獨協大学オープンカレッジ」によって、地域社会に対し生涯教育のための重要な機会を提供している（資料 9-18【ウェブ】）。このオープンカレッジには、埼玉県内のみならず東京都や近県から、様々な年齢・職業の人々が受講（資料 9-19）しており、近年は、学内講師の新規講座を積極的に増やす（資料 9-20）ことで、本学の教育研究成果をより多く社会に還元できるように努めている。2020年度の春期講座については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全ての講座を中止した。秋期講座については29講座をオンラインにて用意し、そのうちの11講座が開講人数に達し実施した。

2-2. 「そうか市民大学」

2005年に開学した「そうか市民大学」は、「学びを通してのきずな形成」を建学の精神として、「自分をつくる、人と出会う、まちをつくる」ことを目的に、「まちを知る・まちをつくる」コースと「自分を知る・自分をつくる」コースを設定している（資料 9-21【ウェブ】）。講座の企画・運営は市民の代表からなる推進委員会が行い、本学は推進委員会委員の一員として、講師の紹介や講座運営に協力している。

2-3. 「子ども大学そうか」

2015年に開講した「子ども大学そうか」では、獨協大学のキャンパスや市内事業所などで、大学教員や地域の専門家が講師となり、草加市内の小学生に対し、知的好奇心を刺激する講義や体験学習を通じての楽しい学びを提供している（資料 9-22~23）。2020年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時期を例年の7月から10月に変更した。

第9章 社会連携・社会貢献

2-4. 「法政総合講座—地域の現場から—」

本学法学部では、草加市との関わりの中で、草加市が目指すまちづくりや自立した自治体を実現するための新たな行政経営を理解し、学生が自ら地方行政に参加する双方向の授業を開講し、一部を市民にも公開している。この講座は隔年で開講され、草加市の職員の方が講師となり、地方行政が抱えている課題や新たな取り組みについて講義を行っている（資料 9-24-1~2【ウェブ】）。また、2016 年度春には参加する自治体に越谷市と八潮市が加わり、地域の広がりや連携を担う役割も更に増している。

3. 地元草加市だけでなく、埼玉県との連携による「けんかつオープンカレッジ」や、足立区との連携による生涯学習センターで講座を開講している（資料 9-25~26【ウェブ】）。

2) 獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターの活動

獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターでは、学校内のいじめや不登校、児童虐待、子育ての不安など、子どもに関するあらゆる問題について市民からの相談に応じ、問題の解決・改善を効果的に支援するため、当事者間の調整を図るとともに、行政機関、医療機関、民間団体や隣接の法律事務所（「獨協地域と子ども法律事務所」）などと連携して対応している（資料 9-27）。また、「おやこ大学」（資料 9-28【ウェブ】）や草加市と共催の子育て支援講座（資料 9-29-1【ウェブ】、9-29-2）などの教育・啓発活動、子どもに関連する調査研究活動などを行っている。2020 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020 年夏までのイベントや行事を中止とした。相談については、電話による相談の受付とした。秋からは専門相談については新型コロナウイルス感染防止対策をした上で対面相談を開始した。

3) UR、草加市及び埼玉県との地域開発における連携

本学は UR の集合住宅地に隣接し、典型的な「首都圏郊外の住宅地」に立地する条件をいかり、地域還元の理想的なモデルを構築できる環境にある。UR の開発計画の一つにおいて、本学教員が商業施設誘致計画の選考委員として関わっている。またこの計画の意見交換会には UR、草加市、草加商工会議所、松原団地自治会、草加商連などとともに本学も参加し、本学学生や地域住民に対する商業施設に関するアンケートを実施し、意見集約にも貢献した。その結果、商業施設の事業者も決まり計画が実現に近づいている（資料 9-30~31【ウェブ】）。

また、埼玉県の親水護岸工事の構想「水辺再生 100 プラン」に本学は埼玉県と草加市とともに積極的に関わり、伝右川沿いの本学敷地における親水護岸に沿ったプロムナードを整備した。学生センターは川辺に接する親水的要素を前面に打ち出し、水辺の景観と大学建築との調和を目指すランドスケープ構想が実現された（資料 9-32-1~3）。関連して、本学は正門前の松原団地記念公園に隣接する用地を UR から取得しているが、これも将来の地域連携に役立つ予定である。その理由は、この用地は UR から市民も利用を可能とする教育施設を設置するという条件の下に、特定譲渡で購入したためである。用地の具体的な活用については、取得大学用地活用のための調査部会で検討を進めている最中である（資料 9-33）。

4) 近郊在住外国人のための日本語講座と本学図書館の施設開放

オープンカレッジでは草加市と近隣地域を対象にした外国人のための日本語講座を開講しており、地域内の国際交流の一翼を担ってきた（資料 9-34）。

第9章 社会連携・社会貢献

本学図書館は高大連携の一環として、春休みと夏休みに期間限定で、高校生向けに資料閲覧と複写、また閲覧席の利用を許可しており、図書館の静粛な環境で快適に学習できる機会を提供している。さらに草加市立中央図書館と提携し、市立中央図書館の紹介により地域住民に、調査研究や学習のための入館許可を実施している（ただし、資料の閲覧・複写及び一部施設の利用のみ）（資料 9-35）。

5) 近隣町会自治会懇談会及び獨協大学・草加市連絡会について

本学は毎年末あるいは年明けに本学キャンパスが立地する近隣の町会自治会関係者を招いた懇談会（資料 9-36-1）、また毎年 11 月頃に草加市長を始め市行政の関係者との情報共有と連携強化を目的に獨協大学・草加市連絡会を催している（資料 9-36-2~3）。これら 2 つともに、本学からは学長、副学長以下関連部署の役職者及び事務局職員が参加し、本学の当該年度の取り組みと本学及び本学学生の現状や今後の計画などの報告を行った後、質疑応答等の検討の場を設け、活発な意見交換を行っている。

(3) 海外との連携

1) 海外との連携に関しては、外国語学部英語学科が 2012 年から実施している海外学習奨励賞（通称「香港プログラム」）を挙げることができる（資料 9-37【ウェブ】）。このプログラムは、アジアにおける学生間の交流を促進することを目的としており、その成果は毎年報告書としてまとめられている（資料 9-38、9-39【ウェブ】）。

2) 国際交流センターを中心とした活動に関しては、1987 年より各学部・学科と協力して「獨協インターナショナル・フォーラム」を年 1 回開催し、国際規模で時宜に適したテーマを取り上げ、活発な議論を交わし、その成果を、地域住民を始めとして広く世間に公開し還元している（資料 9-40【ウェブ】）。また、本学に在籍している外国人学生・外国人留学生を近隣の小・中学校（資料 9-41）や県内の高等学校（資料 9-42）に派遣して、母国の紹介、日本との文化の違いについて紹介、また意見交換をすることによって、初等・中等・高等教育の場における国際理解推進に貢献している。さらに、草加市国際交流協会との共催による国際交流フェスティバル「草加国際村一番地」（資料 9-43【ウェブ】）を毎年本学キャンパスで開催することで、近隣地域における国際化に貢献している。

9.1.3. : 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における教育研究組織の特性を踏まえると、社会貢献・社会連携に関しては、当面上記3つの方針を維持する予定である。この方針に基づき、それぞれの学部・学科、研究科、センター、関連部局で行われている活動については、様々な形でその適切性を定期的に点検・評価しているが、ここでは、その中の代表例として、「香港プログラム報告書作成」、「獨協大学オープンカレッジ」、「獨協インターナショナル・フォーラム」に関する点検・評価の実情を紹介する。

第9章 社会連携・社会貢献

(1)「香港プログラム」では、プログラム終了後に報告書（英文）を作成しているが、その際に担当教員が各学生のレポートをチェックする過程において点検を行い、次年度に向けてのプログラムの向上に役立てている（資料9-44-1~2）。

(2) 地域との連携の例として挙げた「獨協大学オープンカレッジ」については、学長を長とするエクステンションセンター運営委員会において、年度ごとに開設した講座に関して受講状況、受講生の傾向（年齢、職業、どの地域からの参加であるか等）を検証した上で（資料9-45）、次年度どのような講座をどの程度開講するのかを決めている（資料9-46）。このように、「獨協大学オープンカレッジ」については、年度ごとにその適切性を点検・評価している。

(3) 海外との連携の例として挙げた「獨協インターナショナル・フォーラム」については、2018年に、所管である国際交流センターの国際交流委員会及び学長の諮問機関である部局長会において、原則として専門の研究者向けの議論の場とする一方で、テーマや講演者によっては広く一般の聴取者の参加も意識したフォーラムにすることが決まった（資料9-47）。このように、時代や社会などの様々な状況を勘案して、従来どおり海外との連携を保持しつつ、専門家中心のフォーラムであることを基本としながらも、広く地域社会に研究成果を還元し発信して行く方向での、フォーラムの再定義が行われた。

9.2.長所・特色

本学の社会貢献は、大学所在地の草加市や近隣地域を対象としていることに特色がある。本学は外国語教育に重きを置いており、交換留学などの国際交流にも力を入れているが、その成果もまた地元地域に還元するよう努力している。国際交流センターは、日本語を本学で学ぶ交換留学生を近隣教育施設へ派遣する等、地域教育行政とタイアップし、人と人との交流を基盤にした「国際化」の方法を試みている。例えば「草加国際村一番地」に本学の会場を提供することによって、交換留学生のみならず市内居住の外国人も加わり、出身国の郷土料理の屋台やバザーを開くなど、地域コミュニティに共生する住民と外国人が触れ合う貴重な機会が生まれている。草加市の広報で市全体及びその周辺にも周知され、来場者も毎年多い。市民の国際交流への関心を掘り起こし人気イベントに発展させたことは、国際的多様性を地域にもたらす本学の指針にとって象徴的な意味を持つ。

本学は開学以来、隣接するUR住宅地との互恵的な関係を築いてきた。現在、住居の高層ビル化と区画整理の計画が実施されているが、本学はURから用地を取得し、地域の学園都市構想とその実現を目指し、議論を本格化している。草加市も本学と互恵関係にあり、今回の伝右川護岸整備に伴う「水辺再生100プラン」の実現に際し、市の新たな豊かさを目指す「まちづくり」が大規模な公共工事の一端を担うまでになった。UR及び市と連携する先行モデルとして「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」があり、URの理解もあり獨協大学前<草加松原>駅直近（獨協大学学生寮「敬和館」横）という交通至便な場所に立地し、併設の獨協地域と子ども法律事務所とも連携して、法曹の知識を平易かつ身近なものと理解してもらうよう常に門戸が開かれている。センターはまた子ども法教育ワークショップや高校生模擬裁判員裁判などの教育・啓発活動も行っており、幅広い世代を視野に入れた法的知識の敷衍（ふえん）とリーガルマインドの浸透を積み重ねている。また本学学生のインターンシップのほか、臨床心理学専攻の大学院生や司法修習生等の実習も受け

第9章 社会連携・社会貢献

入れ可能なものとなっている（ただし、司法修習生については実績なし）。

オープンカレッジは1970年の公開講座の開始から近隣住民に学習機会を提供し続け実績を積み重ねている。これはまた大学構内に学外の一般住民を招き、本学の教育研究に「オープン参加」してもらうことを通じ、地域住民に向けて大学の「可視化」の一環を担っている。講座には本学教員も積極的に加わり、その内容も近隣地域をテーマに扱うなど近隣住民の関心に対応するよう常に配慮している。また近年増加する外国人居住者のための日本語講座を開設し、地域社会の国際化に対応している。

外国語学部各学科の高大連携に関する取り組みとして高校生向けの語学講座やコンテストがある。ドイツ語やフランス語の高校生向け語学講座は、大学の学びを前もって体験することで進学のための具体的な動機を把握する機会を提供する。このような参加型のイベントの参加者には、本学に進学する高校生の数も少なくない（資料9-48-1~2）。高校教員も参加する外国語学部英語学科教員主催の研究会 DUETA と、新しく設けられた小中高英語教員再教育を目的とする外国語学研究科英語学専攻の1年コースは、高大連携の試みとして評価できる。また高大連携ではないが、英語学科の教職課程履修学生の中학생向け英検対策講座は、学生の実地経験と同時に近隣の英語教育に貢献する互惠モデルとして着目される。

9.3.問題点

本学の周辺地域との連携、そして高大連携のイベントは既に数十年近くの伝統がある長きにわたる努力の結果、周辺地域や外部教育機関とのネットワークも広がり、また人的交流も活発であるが、こうした継続の長さによって変革を促す提言がしづらくなる面もある。新しいニーズを客観的に調査し、それを踏まえた大胆な戦略の見直しに着手できるよう、具体的には、企画の統合、人材・予算の組み替え等、根本から変革するために、イベント総体を俯瞰（ふかん）できる調査機関を設けることが得策と思われる。またイベント企画が多様であることによって本学教職員の負担が過重にならないように配慮しなければならない。負担の対価として継続する意義があるかを定期的に点検し、また外部に向けたイベントの場合、運営を民間機関に委ねるべきは委ねるなどの制度があってもいい。

大学相互間の単位認定も参加者が少ないのが目につく。単に授業の一部を開放し単位認定するのではなく、カリキュラムの相互確認を前提にした再検討が必要である（資料9-49）。こういった積極的な取り組みが無駄にならないよう現状分析し、具体的な対応を取る必要がある。

2.4.全体のまとめ

本学は教育・研究の成果を社会に還元することを通して、近隣地域の「まちづくり」に貢献してきた。この貢献は特に地域と接し、地元の行政、法人、教育機関等との提携と、そして住民との交流に重きを置くことにより、成功している。

第52回卒業式（2019年3月）の学長祝辞に「グローバル」と「ローカル」を融合した「グローカル」という言葉が見られる（資料9-50【ウェブ】）。これは本学独自の多岐にわたる地域貢献と国際化の融合を表したものである。グローバル化は、人やものを遠く世界に運び、発信するだけでなく、同時にまた世界と近隣地域とを互いに引き寄せ合う使命も帯びていると本学は考えている。それを実現するための人材や立地、行政の協力体制等のリソー

第9章 社会連携・社会貢献

本学は十分に有しており、気概が大学全体に浸透している。本学の地域と国際交流の拠点モデルたる理念は確立しており、その成果も上記のとおりである。以上、本学の社会連携・社会貢献に関しては確実な成果を上げており、大学基準を十分に満たしていると言える。

【第9章 根拠資料】

9-1 「社会連携・社会貢献方針」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/plan/contribution.html>

9-2 「高大連携」

https://www.dokkyo.ac.jp/research/d_kouza/

9-3 「埼玉県東部地区大学単位互換・獨協医科大学との単位互換制度」

<https://www.dokkyo.ac.jp/research/gokan/>

9-4 「高校生のためのドイツ語入門講座」

https://www.dokkyo.ac.jp/about/outline/events/post_30.html

9-5 「ドイツ語スピーチコンテスト」

https://www.dokkyo.ac.jp/about/outline/events/d_speech/

9-6 「英語プレゼンテーションコンテスト」

https://www.dokkyo.ac.jp/about/outline/events/e_presentation/

9-7 「獨協大学英語教育研究会 DUETA」

<https://www2.dokkyo.ac.jp/else0001/>

9-8-1 「草加市中学生対象の英語検定試験直前学習会」「獨協大学ニュース（2019年11月号）」

9-8-2 「草加市教育委員会の英語検定試験直前学習会案内」

9-8-3 「草加市中学生対象英検指導ボランティア募集2019」

9-9 「高校生のためのフランス語学科体験」

<https://www2.dokkyo.ac.jp/fre/ly/ly1.html>

9-10 「獨協大学大学院英語教育研修プログラム（科目等履修生）制度出願要項」

https://www.dokkyo.ac.jp/academics/2020/02/19/files/2020risyu_eigo_shutsugan.pdf

9-11 「ゲーテ・インスティテュートドイツ語講座」

https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/language/lecture/german/goethe.html

9-12 「フランス語会話講座（アテネ・フランセ）」

https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/language/lecture/french/post_1.html

9-13 「草加商工会議所、獨協大学及び草加市連携事業に関する覚書」

https://www.dokkyo.ac.jp/of/extension/pdf/renkei_kakusyo.pdf

9-14 「そうか産学行連携事業」

https://www.dokkyo.ac.jp/extension_center/collaboration/

9-15 「草加市・獨協大学協働宣言」

<https://www.dokkyo.ac.jp/of/extension/pics/gaku.jpg>

第9章 社会連携・社会貢献

- 9-16 「そうか 草加 Soka」
https://www.dokkyo.ac.jp/extension_center/soka/
- 9-17 『獨協大学五十年史』 p. 59.
- 9-18 「オープンカレッジー大学で学べる生涯学習講座ー」
https://www.dokkyo.ac.jp/extension_center/opencollege/
- 9-19 「データでみる、2019年度受講生」
- 9-20 「オープンカレッジ講座担当者ご推薦について（お願い）」（エクステンションセンター長から外国語学部長宛文書）
- 9-21 草加市役所「そうか市民大学の概要」
<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s2105/030/010/020/01.html>
- 9-22 「子ども大学そうか」令和2年度（2020年度）入学生募集のご案内
- 9-23 平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）「子ども大学そうか実施報告書」
- 9-24-1 「広報そうか」平成30年（2018年）3月20日号
<http://www.city.soka.saitama.jp/kohosoka/h29/18032099/04/22.html>
- 9-24-2 法学部 法政総合講座「地域の現場から」（2018年度春学期）
<https://www2.dokkyo.ac.jp/law/area.html>
- 9-25 「自治体とのネットワーク」
https://www.dokkyo.ac.jp/extension_center/network/
- 9-26 「あだち広報」2018年（平成30年）8月25日（第1789号）
- 9-27 「センターについて」（獨協大学 地域と子どもリーガルサービスセンター）
<http://www2.dokkyo.ac.jp/~kodomolegal/center.html>
- 9-28 「おやこ大学だより」2019年度11号（2020. 2. 1）Vol.105
https://www.dokkyo.ac.jp/kodomolegal/newsletter/oyako_2002.pdf
- 9-29-1 草加市「草加市子育て支援講座のお知らせ」（2020年1月8日付）
<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1604/PAGE000000000000054987.html>
- 9-29-2 「ちこり通信2020（第13号）」（2020年8月1日付）
<https://www.dokkyo.ac.jp/kodomolegal/newsletter/news013.pdf>
- 9-30 「草加松原団地 近隣型商業施設街区 土地賃借事業者募集について[埼玉県草加市]」（2019年11月22日付）
https://www.ur-net.go.jp/east/press/lrmhph000001653e-att/ur2019_e1122_soka.pdf#search=%27UR%E9%83%BD%E5%B8%82%E6%A9%9F%E6%A7%8B+%E8%8D%89%E5%8A%A0%E6%9D%BE%E5%8E%9F+%E8%BF%91%E9%9A%A3%E5%9E%8B%E5%95%86%E6%A5%AD%E6%96%BD%E8%A8%AD%27
- 9-31 「東武鉄道株式会社ニュースリリース」（2020年5月24日付）
https://www.tobu.co.jp/cms-pdf/releases/e3c8565f5d2354a52a0cbd724e5fe03f_200514_1.pdf#search=%27%E6%9D%B1%E6%AD%A6%E9%89%84%E9%81%93+%E7%8D%A8%E5%8D%94%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%89%8D%E9%A7%85+UR%27

第9章 社会連携・社会貢献

- 9-32-1 「伝右川親水護岸経緯」
- 9-32-2 「学校法人獨協学園 獨協大学ランドスケープデザイン 護岸整備案」
- 9-32-3 「伝右川河川管理用通路等の維持管理に関する覚書」
- 9-33 「『取得大学用地活用のための調査部会』中間答申」(2018年7月31日付)
- 9-34 「オープンカレッジ_日本語講座_受講情報」
- 9-35 「春休み中の高校生への大学図書館開放について」他
- 9-36-1 「2019年度 獨協大学・近隣町会自治会懇談会」(案内状、懇談会次第、学長挨拶、議事要録)(2019年11月7日付)
- 9-36-2 「獨協大学・草加市連絡会次第」(2018年度から2020年度)
- 9-36-3 「獨協大学・草加市連絡会歴代テーマ一覧」
- 9-37 「香港プログラム」(獨協大学英語学科オリジナルサイト)
<https://www2.dokkyo.ac.jp/eng/hongkong.html>
- 9-38 「2017年度獨協大学外国語学部英語学科海外学修奨励賞香港短期研修調査報告書」(抜粋)
- 9-39 「香港研修 REPORT 2017」
<https://www2.dokkyo.ac.jp/eng/images/hongkong/report2017.pdf>
- 9-40 「獨協インターナショナル・フォーラム」
https://www.dokkyo.ac.jp/international/international_center/forum/
- 9-41 「外国人留学生が小学校で出身国の紹介をしました」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2019/20190710001482.html>
- 9-42 「留学生7名が草加高校で国際交流」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2019/20191113002527.html>
- 9-43 「第16回国際交流フェスティバル草加国際村一番地開催」
<https://www.dokkyo.ac.jp/information/2019/20190624001533.html>
- 9-44-1 『2017年度獨協大学外国語学部英語学科海外学修奨励賞香港短期研修調査報告書』
- 9-44-2 『2018年度獨協大学外国語学部英語学科海外学修奨励賞香港短期研修調査報告書』
- 9-45 「2018年度オープンカレッジ秋期講座受付状況について」(エクステンションセンター運営委員会資料1)(2018年10月9日付)
- 9-46 「2019年度オープンカレッジ開設講座について(案)」(エクステンションセンター運営委員会資料3-1~3)(2018年12月4日付)
- 9-47 「第367~369回国際交流委員会議事録」及び「2018(平成30)年度第4回部局長会議事要録」
- 9-48-1 「独スピコン応募者の入学状況(2011~2019)」
- 9-48-2 「高校生ドイツ語講座参加者入学者追跡調査(2016年度~2020年度入学者対象)」
- 9-49 「単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況(2019年度)」
- 9-50 「第52回卒業式 第41回大学院学位記授与式」(獨協大学ニュース(2019年4月号))
<https://www.dokkyo.ac.jp/of/d-news/pdf201904/04.pdf>

第10章

大学運営・財務

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

10.1.1.現状説明

10.1.1.1.: 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、今後の「大学運営・財務の方針」（資料10-1-1【ウェブ】）の指針となる向こう6年間の「基本計画」（中・長期計画）を策定し、2年ごとに見直している（最新版は「第11次基本計画」、資料10-1-2）。この「基本計画」に沿った形で、毎年、学長から「大学運営基本方針」（資料10-1-3）が全教職員に対し提示される。

2019年度の「大学運営基本方針」では、「100分授業の開始と国際化・グローバル化教育の推進」、「創立50周年記念館（西棟）の竣工と今後のランドスケープ計画等」、「現行諸制度と組織の検証とさらなる改革強化策の構築」の3つを方針として掲げており、「基本計画」の実行をより具体化している。

また、年の初めには学長から「全学教授会年頭挨拶」（資料10-1-4）があり、2020年は「全学の英知を集めて的確な大学運営と経営を」、「2019年の主な制度改革」、「2020年度における予算、決算等のスケジュール」という項目を立てて、本学のこれまでの成果とこれからの展望や課題等を学長が述べるとともに、年度の制度改革、そして年度の決算報告と次年度の予算編成及び概要の報告をすることにより、改革に向けて教職員の意識を醸成している。

「大学運営基本方針」と「全学教授会年頭挨拶」は、それぞれ全学教授会で教員に周知している。また、職員に対しては、部課長から課員へのメール及び全学教授会資料の回覧により周知している。

10.1.1.2.: 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

本学は大学運営の責任者として、学長、副学長、事務局長を始め、各学部長、各研究科委員長、各部長・センター長等の役職を設けている。

学長の選出については、「学長予定者選出規程」、「学長予定者選出規程施行細則」その他内規に基づき、適切に選出している（資料 10-1-5~6）。学長の権限については、学則第 58 条第 2 項に「学長は、本学を統轄し、これを代表する。」と明記している。

学長補佐である、副学長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、自己点検・評価室長の選出・選任については、それぞれ学則第 59 条第 3 項、「学部長予定者選出規程」（資料 10-1-7）、「獨協大学図書館長選出規程」（資料 10-1-8）、「教務部に関する規程」第 4 条（資料 10-1-9）、「学生部に関する規程」第 4 条（資料 10-1-10）、「総合企画部に関する規程」第 3 条第 2 項（資料 10-1-11）、「自己点検・評価室に関する規程」第 3 条第 3 項（資料 10-1-12）のとおり選出・選任している。例えば各学部長については、「学部長予定者選出規程」に基づき、当該学部の専任教員の選挙によって選出された学部長予定者を全学教授会の審議を経て学長が次期学部長として任命している。

また権限については、上記の学長権限の規定に加え、副学長は学則第 59 条第 2 項、学部長は同第 60 条第 2 項の権限規定によるほか、例えば教務部長は「教務部に関する規程」第 3 条にその職務権限が定められるなど、部局長の権限はそれぞれの部局の規程によって定められている。

学長、副学長、各学部長、各部局長の長は、部局長会において諸部局の連絡調整を図り、学内運営に関する重要事項について学長の諮問に答えている（学則第 72 条から第 76 条まで）。また、学長、副学長、事務局長、総務部長、経理部長、施設事業部長、総合企画課長が週に 1 回集まり、部局長会、全学教授会の議題整理をしている。

教授会は学則第 64 条に基づき、全学教授会及び各学部教授会並びに外国語学部各学科教授会が置かれるほかに、大学院については大学院学則第 36 条に基づき、大学院委員会と各研究科委員会を設けており、またそれぞれの規程によって役割・審議事項が定められている（資料 10-1-13~18）。例えば全学教授会の議題の決定は、部局長会での調整に基づき学長が最終判断を行うなど、民主的な運営を行っている。

大学と理事会との関係性については、「獨協学園寄附行為」第 6 条により、学長が学園理事会の理事となっている（資料 10-1-19【ウェブ】）。また、「寄附行為施行細則」第 3 条により、副学長及び事務局長も学園理事会の理事となっている（資料 10-1-20）。理事長は、「役員候補者及び評議員候補者選考規則」（資料 10-1-21）に基づき、理事のうちから選出される。理事長は、「学校法人獨協学園業務処理規則」第 4 条にのっとり、同第 2 条及び第 3 条第 2 項の定める理事会及び理事長の決定事項以外の大学の業務の決定を、学長に委任している（資料 10-1-22）。学長（本学園理事）の罷免等については、「獨協学園寄附行為」第 12 条において定められている（既出資料 10-1-19【ウェブ】）。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

学生からの意見への対応については、授業については授業評価アンケート（資料 10-1-23）を年2回実施しているほか、匿名での提出が可能な「意見・要望書」を教務課に提出することにより、その意見を学科長に伝えることができる（資料 10-1-24）。窓口対応や施設整備については教育環境改善アンケート（資料 10-1-25）を年1回実施しており、各関連事務局に意見を伝えるとともに大学のホームページにある「学生による教育環境改善のためのアンケート」（資料 10-1-26【ウェブ】）や「獨協大学ニュース」（資料 10-1-27【ウェブ】）において意見とその対応について公表している。また、大学のホームページでは問い合わせフォームを設置しており、問い合わせがあった場合には総合企画課を通じて担当部署に連絡し、必要に応じて回答している。

教職員からの意見への対応について、教員については所属する学部・学科の教授会、研究科委員会及び全学教授会の場で意見を述べるができる。職員については、課長級以上の職員が集まる部課長会で意見を募った際に、部課長が各部課室で課員の意見を集約し、次回部課長会で各部課室からの意見を伝えることができる。

また、教職員組合が団体交渉等を通じて大学執行部に対して意見を伝えている。そのほか、「獨協大学公益通報者の保護に関する規程」を定め、法令違反行為に関する公益通報及び相談の適正な処理の仕組みや通報者及び相談者を保護する体制を整えている（資料 10-1-28【ウェブ】）。

本学の危機管理対策について、大学の円滑な運営に支障を来す危機事象が発生した場合には、学長をトップとする「危機管理部会」が設置され、対応している。また、火災や震災、その他の災害については、「防災管理規程」（資料 10-1-29）を定めており、特に地震については防災訓練を年1回実施している。

ハラスメントについては、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」（資料 10-1-30）、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」（資料 10-1-31【ウェブ】）を定めており、問題が発生した場合には「キャンパス人権委員会」において解決が図られる。他のハラスメントについては、2019年11月から部局長会の下に「ハラスメント防止体制整備検討部会」を設置し、体制の在り方を検討し、2020年9月29日に学長へ答申がなされ、2020年10月6日の部局長会で規程整備案を含む内容の報告があった（資料 10-1-32-1~2）。

その他、個人情報保護に関する適正な取り扱い（資料 10-1-33【ウェブ】）、公的研究費の適正管理の取り組み（資料 10-1-34【ウェブ】）に関して規程やガイドラインを作成しコンプライアンスを推進しているほか、非常時の危機管理対応にも取り組んでいる（資料 10-1-35）。また、サイバーリスクに備えて、サイバーリスク保険に加入している。

本学は関係法令に改正が生じた際には、これに対応すべく学則、諸規程等の改正を速やかに行い、運用面においても法令の趣旨を十分理解し、適切に取り扱うよう努めている。

10.1.1.3.：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等

・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は、「基本計画」（既出資料 10-1-2）のほか、学長から全教職員に対し示される「大学運営基本方針」（既出資料 10-1-3）、「全学教授会年頭挨拶」（既出資料 10-1-4）等を基軸とする「予算編成の基本方針」（資料 10-1-36）をベースに策定作業が行われる。この「予算編成の基本方針」には、当該年度の重点事項や具体的数値目標（例：経費のゼロシリング等）が盛り込まれる。

予算編成にあたっては、まず予算単位となる各部局から、予算編成の基本方針に基づいた予算申請作業が行われる。次に会計課は、予算申請確認後、各部局に対して、ヒアリングを実施し、予算執行率、重点事項との関連性等に鑑み査定を行い、学長の了承を得て、予算配賦予定額の提示を行う。予算案は、部局長会に付議され承認を得ることとなる。その予算資料（各種計算書）は、部局長会に配付、報告される。また、要約された「予算概要」（資料 10-1-37）は、部局長会に加え全学教授会にも配付、報告され、教職員に周知される。なお、予算は、「学校法人獨協学園寄附行為」第 23 条及び「学校法人獨協学園業務処理規則」第 2 条の定めるところにより最終的には理事会の決定及び評議員会での同意事項となっている（既出資料 10-1-19、10-1-22）。

予算執行は、「獨協大学経理規程」（資料 10-1-38）にのっとりて執行される。全ての支出は会計システムによる予算実行申請書（伝票）にて行われ、起票者→上長承認→（所管課承認）→会計課（精査・承認・執行（出納））のプロセスとなる。起票から執行に至るまで複数回にわたる確認・精査を経ることで予算の適正な執行及びプロセスの透明性が担保されている。

COVID-19 への対応では、学生支援を第一に考えた遠隔授業支援特別奨学金（1 人当たり 10 万円）や、授業実施のための新たな遠隔授業ツールの支出、図書館所蔵図書の宅配サービス（送料全額大学負担）等を実施している。いずれの措置も、予算外執行ではあるが、緊急時対応として執行している（本報告書 7.1.2.参照）。なお、教職員からは、学業継続支援のための寄付金募集を行っている。

限りある財源を有効に活用するため、予算編成方針にのっとりた効果的・効率的な予算の執行を要請している。また、各部局では「予算実績対比表」（資料 10-1-39）により、予算の執行状況を確認することで、予算超過の防止に努めている。加えて、予算申請の際、提出される「業務計画書」には「これまでの評価と実施事由」（資料 10-1-40）の項目を設けている。

予算執行の結果（決算）については、「事業報告書」（資料 10-1-41-1）等にて、予算と決算の差異を分析し、その結果を差異理由として記載し、報告している。また、「各種計算書」以外に、「決算概要」（資料 10-1-41-2）を通して、部局長会や全学教授会に報告し、また教職員にも周知している。

10.1.1.4. : 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、管理運営部門、教務・学生支援部門、教育研究支援部門における高度な知識又は経験を必要とする業務に対応するため、全学部・研究科を一括する形で事務局を設置している（資料 10-1-42）。それぞれの部署については、「獨協大学事務分掌規程」（資料 10-1-43）に沿って業務を遂行している。

職員の採用については、専任職員のみならず専門的な分野に関しては専門スタッフ（派遣、委託等）を採用するなどしつつ、人件費とのバランスを考慮しながら、「基本計画」（既出資料 10-1-2）にのっとり採用を行っている。専任職員の採用については、「就業規則」第 6 条ないし第 8 条（資料 10-1-44）に基づき多角的な視点から能力を見極め選考し、適正に行っている。特に新卒採用の際には、公募の段階で「獨協大学 専任職員募集要項・事務局概要」を提示し、「大学職員としてリーダーシップ能力、調整能力、対外折衝能力、企画提案能力等を持ち、かつそれを活かせる方。獨協大学に誇りと愛校心を持ち、大学構成員と協調性をもって円滑に業務を進めていける方。」とし、希望する人材を明記している（資料 10-1-45）。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制については、一部署に 3 年ないし 5 年程度配置することを目安として、定期的な人事異動（毎年 5 月と 11 月）を行っている。定期的な人事異動を行うことにより、各種の職務経験と資質の向上を図っている。定期的な人事異動を実行するために、部課長会において「人事異動に関する調査」（資料 10-1-46）を公表し、所属長間の人事異動についての目的意識の共有を図るだけでなく、事務職員全員に対しても情報共有を図っている。各所属長から「人員計画書」（資料 10-1-47）を提出させ、それを各部署の人員配置のための資料の一つとしている。また、全ての専任職員に「人事異動に関する調査票」（資料 10-1-48）を配付している。この調査票に基づき、所属長は所属する専任職員と面談し、キャリアプラン等を聴取する。人事担当部門では各専任職員から提出された「人事異動に関する調査票」と所属長からのヒアリングに基づき、昇任を含めた人事異動が各専任職員のキャリアディベロップメントに資するよう努めている。事務局の人員配置については、任用計画と人事異動計画に基づき適正な管理、調整を図っている。

事務局では、日常的な窓口対応、情報の収集、分析、提供等の業務を行う一方、各業務を推進するために、全学教授会、学部教授会、部局長会、大学院委員会、各種委員会等の議題整理、資料作成等を行い、大学全体の意思決定を支援している。教職協働については、本学の特色でもある全学部・学科、研究科が 1 つのキャンパスに存在するオールインキャンパスにおいて、大学院のみを担当する大学院事務室を除き事務局の対応も全学部対応となっている。各部課室の運営を決定する委員会は教員から選出される部局長、各学部から選出される教員委員及び職員の課長とで構成され、例えば教務部の運営を決定する教務委員会の構成については「教務部に関する規程」第 9 条で定められている（既出資料 10-1-9）。教務部では教務課職員が各学部教務委員やその他の関連する教員委員と密接に連絡・連携しながら履修ガイダンス、履修登録、履修相談、成績管理、卒業判定、進級判定、時間割編成、

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

免許課程の運営等の業務を遂行・支援している。またそれ以外にも、入試部の入試業務、学生部の学生生活指導、国際交流センターの留学指導、キャリアセンターの就職指導、図書館の授業支援に係るガイダンス（資料 10-1-49）ほかの運営業務、教育研究支援センターの自立支援学習サポート（資料 10-1-50）等、多岐にわたり各部課室の職員と関連する教員委員が密接に協力して業務を行っている。

人事考課については、本学では現在は制度化されていないが、昇任や異動の際に所属長などの意見や、対象者のこれまでのキャリアを事務局長や総務部長が参考とするなど、実質的に人事考課の一部をなすことは行っている。

各種雇用形態により採用されている職員等の採用や処遇については、労働基準法等の法令、就業規則、本学の諸規程及び労使協定等に従い厳格に運用している。

10.1.1.5. : 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1 : 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学の管理運営部門、教務・学生支援部門、教育研究支援部門における高度な知識又は経験を必要とする業務に対応するためには、職員の職務遂行上必要な知識・技能の修得及び資質の向上が必要である。

本学では、職員養成の一環として計画的かつ断続的な研修を行っている。各種研修は「獨協大学職員研修規程」（資料 10-1-51）に基づき図 10-1-1 の「獨協大学職員研修体系」のように階層別、職場別に体系的に実施している。新しい区分の研修を追加したり、区分や種類を整理したりしたため、2020年8月から、「獨協大学職員研修体系」の図表を改編した（図 10-1-2）。

研修内容については、職員研修委員会を設置し、研修の年度方針である「研修概要」（資料 10-1-53）の策定、研修の企画・立案に関する重要事項を審議している。本学を取り巻く環境変化や各部課室における課題等を反映できるよう、職員研修委員会には、各部課室から選出された委員が加わっている。

< 図 10-1-1 獨協大学職員研修体系（～2020年7月） >

		階層別研修	職場別研修	業務別・派遣研修	学外研修	自己啓発
局 長 部 長 次 長 課 長 課長補佐		課長級研修	職場研修 研修会・勉強会の実施	業務別研修 (学内研修) コンピュータ研修	派遣研修 (例) 指導者研修 学生関係 教務関係 財務関係 図書館関係 国際交流	学外希望研修 学外派遣研修 (国内・海外)
		新任課長級研修				
係 長		係長級研修	OJT 推進	防犯講習 AED 講習		研修図書 資料費 自己啓発補助
		新任係長級研修				
一般職員		中堅一般研修	職員 総合 研修			
		中堅基礎研修				
新任職員		新任フォローアップ研修	新任職場実習	新任コンピュータ研修		
		新任職員研修				

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営

出典：『教職員ハンドブック 2020』（資料 10-1-52a）

< 図 10-1-2 獨協大学職員研修体系（2020 年 8 月～） >

区分 職位\種類	一般研修						学外研修								
	階層別研修		職員総合研修	職場別研修	業務・職種別研修		自己啓発	国際化推進	その他						
局長	役員研修				業務別（職種別）研修	情報セキュリティ研修				派遣研修（各課業務）	日本私立大学連盟等外部研修、セミナー	自己啓発補助（各種講座、英会話、資格取得など）	研修図書資料費	海外協定校短期留学への同行	国際化スタッフ養成研修/国際交流センター共催
部長	部長級研修														
次長	課長級研修														
課長															
課長補佐	新任課長級研修														
係長	係長級研修														
	新任係長級研修														
一般職員	中堅一般研修														
	中堅基礎研修														
新任職員	新任フォローアップ研修														
	新任職員研修														

出典：部課長会資料（資料 10-1-52b）

研修には主に学内で企画・立案する一般研修と学外研修とがある。一般研修には、階層別研修、職場別研修、業務・職種別研修及びその他の研修があり、学外研修には、海外研修や大学基準協会など外部機関での研修がある。

その他、本学では、自己啓発のために職員研修図書資料費を 1 人当たり年間 1 万円まで認めている。

各部課室では、毎年度業務目標を設定して、組織的な業務改善に取り組んでいる（資料 10-1-54～55）。この活動はスタッフ・ディベロップメント（SD）活動と位置づけられ、部課長会、事務局自己点検・評価委員会では毎年度、その活動状況を点検・評価している。2019 年度からは、従来までの業務目標、業務結果だけではなく、実行計画の欄を追加することで、PDCA サイクルを意識した業務の遂行を促している。

2017（平成 29）年の大学設置基準の一部改正により、スタッフ・ディベロップメントについての改正がなされ、職員には事務職員のほかに教員や学長等の執行部も含まれるようになった。教員を含めた研修の主体については、規程上、FD 推進委員会が担っている（資料 10-1-56【ウェブ】）。

現在までの研修において教員の大学運営に関する研修については、2019 年、2020 年に外部から講師を招き、認証評価のための講演会を実施した（資料 10-1-57～58）。

10.1.1.6. : 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

本学における監査は、会計・業務監査として、監査法人（公認会計士）、獨協学園監事、獨協学園内部監査室による監査体制となっている。

監査法人による監査は、期中監査（春学期、秋学期）と決算監査がある。また、備品管理の適正化を主眼とする備品監査も実施している。

（常任）監事による監査は、「獨協学園内部監査規則」（資料 10-1-59）にのっとり、定期監査（原則月 1 回）のほか、決算監査を実施している。監事は、監査法人及び内部監査室と連携を図り、効果的な監査の実施に努めている。

獨協学園内部監査室による業務監査は、毎年 1 回予め提示した監査項目を中心に実施している。監査の結果は、担当部署に公表され、指摘事項については監査 1 年後にフォローアップという形で確認が行われる（資料 10-1-60~61）。また、科研費等の公的研究費に係る内部監査も年に 1 回実施し、その結果を学長に報告している（資料 10-1-62）。

税務に関しては監査法人の他、獨協学園顧問税理士による収益事業等の税務監査を実施している。

10.1.2.長所・特色

監査法人による監査では、毎回、監査最終日に会計課、施設事業課のほか、人事課、その他監査対象となった所管課が加わった「監査講評」の場を設け、直接監査法人から助言や指摘事項を受け、適正な業務処理につなげている。加えて、会計処理や税務処理に関し不明な場合には、適宜確認や相談をし、判断を仰ぎ、処理の適正化に努めている。また、監事による監事会が設置されている。

10.1.3.問題点

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定に関しては、十分にできているとは言い難く、限りある財源を有効に活用するには費用対効果の検証を行い、業務の抜本的見直しが必須である。また、学生数減少に伴う収入減となる今後においては、収入に見合った支出構造への転換が重要である。

研修の主体、権限について、FD 推進委員会が主体となって実施することとなっている。職員の研修（SD）については職員研修委員会が研修の企画、運営を審議しているが、教員の SD については企画、運営を審議する場が曖昧であるため、職員研修委員会に相当するものを設置するなど、体制の整備が必要と考えている。

また、FD 推進委員会の構成が教員主体となっているため、この構成に事務職員の人事担当の部長職や課長職を加え、全学的な方針を決定できる体制を構築する必要がある。

10.1.4.全体のまとめ

本学は「基本計画」及び「大学運営基本方針」を明示し、教職員に周知徹底し、改革に向けて教職員の意識を醸成している。また、諸規程に基づき、適切な大学運営のための組織を整備し、役職者や教授会等の役割・権限を明確にしている。予算編成についても「予算編成の基本方針」に基づき、適切に行っている。

本学の事務組織は「獨協大学事務分掌規程」に従い、大学の円滑な運営を図っており、SD

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

活動も組織的かつ体系的に実施している。また、監査についても適切に実施している。

今後は問題点で先述したことを始めとし、更なる大学運営の円滑化・適正化に努めていく考えである。

【第10章（1）根拠資料】

10-1-1 「大学運営・財務の方針」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/openinfo/plan/finance.html>

10-1-2 「第11次基本計画」（全学教授会資料197-5）（2018年10月3日付）

10-1-3 「2019年度大学運営基本方針」（全学教授会資料202-3）（2019年4月2日付）

10-1-4 「2020年全学教授会年頭挨拶」（全学教授会資料207-3）（2020年1月15日付）

10-1-5 「学長予定者選出規程」

10-1-6 「学長予定者選出規程施行細則」

10-1-7 「学部長予定者選出規程」

10-1-8 「獨協大学図書館長選出規程」

10-1-9 「教務部に関する規程」

10-1-10 「学生部に関する規程」

10-1-11 「総合企画部に関する規程」

10-1-12 「自己点検・評価室に関する規程」

10-1-13 「外国語学部教授会規程」

10-1-14 「国際教養学部教授会規程」

10-1-15 「経済学部教授会規程」

10-1-16 「法学部教授会規程」

10-1-17 「全学教授会運営規程」

10-1-18 「獨協大学大学院外国語学研究科規程」

10-1-19 「学校法人獨協学園寄附行為」

<http://dac.ac.jp/articles/>

10-1-20 「寄附行為施行細則」

10-1-21 「役員候補者及び評議員候補者選考規則」

10-1-22 「学校法人獨協学園業務処理規則」

10-1-23 「授業評価アンケート」

10-1-24 「意見・要望書」

10-1-25 「教育環境改善アンケート」

10-1-26 「学生による教育環境改善のためのアンケート」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/selfmonitor/selfmonitor.html>

10-1-27 「獨協大学ニュース（2020年7月号）」

<https://www.dokkyo.ac.jp/d-news/2020/06/files/06.pdf>

10-1-28 「獨協大学公益通報者の保護に関する規程」

https://www.dokkyo.ac.jp/of/soumu/pdf/a04_03_08.pdf

10-1-29 「防災管理規程」

10-1-30 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営

- 10-1-31 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/compliance/harassment/>
- 10-1-32-1 「ハラスメント防止体制整備検討部会の設置について」（全学教授会資料 206-3）
（2019 年 12 月 11 日付）
- 10-1-32-2 「ハラスメント防止体制整備検討部会」答申（2020 年 10 月 6 日部局長会資料）
- 10-1-33 「個人情報保護に関する取組み」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/compliance/privacypolicy/>
- 10-1-34 「獨協大学における公的研究費の管理体制」
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/compliance/research/>
- 10-1-35 「警戒宣言発令時等の対策に関する規程」
- 10-1-36 「2021 年度予算編成の基本方針」
- 10-1-37 「2020 年度予算の概要」
- 10-1-38 「獨協大学経理規程」
- 10-1-39 「予算実績対比表」
- 10-1-40 「業務計画書」
- 10-1-41-1 「1.事業活動収支の状況」（令和元（平成 31）年度事業報告書）
- 10-1-41-2 「2018（平成 30）年度決算概要について」（全学教授会資料 203-18）（2019 年 6 月 12 日付）
- 10-1-42 「獨協大学組織図」
- 10-1-43 「獨協大学事務分掌規程」
- 10-1-44 「就業規則」
- 10-1-45 「獨協大学 専任職員募集要項・事務局概要」
- 10-1-46 「2020 年度人事異動に関する調査について」（2019 年 10 月 25 日付）
- 10-1-47 「2020 年度人員計画書」
- 10-1-48 「2020 年度人事異動に関する調査票」
- 10-1-49 「2019 年度 図書館ガイダンス案内」
- 10-1-50 「CLEAS（クレアス）」
https://www.dokkyo.ac.jp/research/support_center/support/cleas.html
- 10-1-51 「獨協大学職員研修規程」
- 10-1-52a 「獨協大学職員研修体系」（～2020 年 7 月）『教職員ハンドブック 2020』 p.35.
- 10-1-52b 「獨協大学職員研修体系」（2020 年 8 月～）（部課長会資料）（2020 年 8 月 12 日付）
- 10-1-53 「2019 年度研修概要」（部課長会資料）（2019 年 5 月 22 日付）
- 10-1-54 「平成 30（2018）年度業務目標」
- 10-1-55 「2018 年度業務目標結果報告」
- 10-1-56 「FD 推進委員会規程」
https://www.dokkyo.ac.jp/about/2020/04/files/7_FD_kitei_2020.pdf
- 10-1-57 「認証評価関連講演会のお知らせ（2019 年度版）」
- 10-1-58 「認証評価関連講演会のお知らせ（2020 年度版）」
- 10-1-59 「獨協学園 内部監査規則」

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営

- 10-1-60 「内部監査の実施について（通知）2019 年度版」（2019 年 6 月 27 日付）
- 10-1-61 「令和元（2019）年度内部監査結果について（獨協大学）」（2020 年 4 月 20 日付）
- 10-1-62 「令和 2 年度 獨協大学 公的研究費に係る内部監査実施報告（2020 年度版）」

第10章 大学運営・財務（2）財務

第10章 大学運営・財務（2）財務

10.2.1.現状説明

10.2.1.1.：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の中・長期的な方向性を示し、その実現のための財政的裏付けとなる「基本計画」は、2年ごとに見直している（資料10-2-1）。この「基本計画」は、各年度の予算編成を行う上でのベースとなる。収入の柱となる学納金は、学生数（目標入学者数）を基軸に試算する。学納金改定に関する検討も「基本計画」策定の段階で行う。支出関連では、退職、採用を勘案しながら教職員数を想定し、人件費の動向を見る。また、特に大きな支出を伴う施設設備関連では、所管課に対しあらかじめ6年間の事業計画の提出を求めている（資料10-2-2）。この「基本計画」では、金融資産となる各引当特定資産の積み増し計画も担っている。

財務関係比率で特に注視するのが、次の比率である。

人件費比率は、選択定年者の退職給与引当繰入額の増減により影響を受けるが、本学の収入規模と過去の実績値を鑑み53.0%以下、管理経費比率は5.0%以下を目標値としている。なお、人件費比率に関しては、人材派遣料、業務委託費といった「第二の人件費」的な性質の強い経費が増加していることから人件費比率のみを見るのではなく、総合的に捉える必要がある。

教育研究経費比率は、事業活動収支の均衡を図りながら現状（2019年度決算）水準（約38.0%）を維持し、教育研究の支援・強化に努めていく。

収入面では、学生生徒等納付金比率が85.0%と医歯系法人を除く学校法人平均74.8%に比べ高いこと、寄付金比率が0.7%と全国平均2.1%に比べ低いことから、ともに全国平均に近づけることを当面の目標とする。このように学納金収入以外の収入強化が喫緊の課題である。資金（繰越資金）は、45～50億円を保持することを資金上での安定運営の目安として、金融資産の残高推移を注視している。

10.2.1.2.：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するため

に必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の財政状況（2020年3月末）は、支払資金56億2,500万円以外に引当特定資産として、学術研究引当10億円、退職給与引当32億2,000万円、減価償却引当31億円、学部増設等引当1億円、校舎等建設引当2億円、第2号基本金引当2億円、第3号基本金引当特定資産24億7,000万円の計102億9,000万円を保有している（資料10-2-3）。特に退職給与引当金に関しては保有率100%を維持している。

金融資産については、学生数の確保が十分に担保されていることから安定的な保有状態となっているが、学生生徒等納付金比率への依存度が8割強と高いため、前述のとおり、学納金収入以外の収入強化が喫緊の課題である。

外部資金獲得強化のため、経常費補助金、競争的資金、寄付金については総合企画部、科研費など研究費については教育研究支援センター教育研究推進課が中心となって強化に向け取り組んでいる。

過去3年間の外部資金獲得状況については、大学基礎データ表8のとおりである。経常費等補助金は、2019年度より本格的導入となった「教育の質に係る客観的指標」での増減率△5%（最大の減額率）の適用を受けたことが交付額の減額に影響を与えた。

寄付金に関しては、新たな試みとなるWeb決済による募集方法も加え、奨学基金充実のための寄付金募集を2020年度まで行っている。（資料10-2-4【ウェブ】）。

10.2.2.長所・特色

本学では、向こう6年間の基本計画（中・長期計画）を策定しているが、2年ごとに見直しを行っているため環境の変化に比較的迅速かつ柔軟に対応することが可能となっている。また、業務の円滑な遂行を図る上で、予算申請の際、多額の支出を伴うものに関しては、基本計画に織り込み済みか、金額に大きな変更がないかを基本計画と照合している。基本計画策定にあたっては、重点事項の進捗具合と課題を意識して資料作成している。また、重点事項に関しても①狙い、②期待する効果、③推進策についての観点からの計画となっている。

（資料10-2-5）

10.2.3.問題点

これまでの基本計画は、大規模工事を伴うキャンパス再編事業と、それを確実に実行するための財務計画を中心とするものであった。そのキャンパス再編事業が一段落し、今後は、教学改革、学生支援強化等のソフトを中心とする施策の実行が主要事業となる。しかし一方で、既存施設の修理やPC、AV機器の更新等、大きな支出が引き続き発生する。

学生生徒等納付金比率が全国平均より高く、改善を常に発信しているが、その取り組みが弱い。改善には外部資金獲得強化となる補助金や寄付金がターゲットとなる。経常費補助金は、各種取り組み（改革）の度合や外部動向に大きく影響を受ける。一方、取り組んだ成果が結果に即結びつのが寄付金である。奨学基金充実に向けた特別寄付金の募集を行って

第 10 章 大学運営・財務（2）財務

いるが（2017年10月1日から2021年3月31日）、目標額1億5,000万円に対し、2020年10月末時点で2,325万円と低調である。寄付金募集事業強化に向け専門の組織を設けるなど一層の努力が必要である。また、入学定員の厳格化により学納金収入の減少が確実視されている中、収入の減少に見合った支出構造への転換が大きな課題となっている。

10.2.4.全体のまとめ

本学では、特に大きな支出を要する事業は「基本計画」をベースに中・長期的な財政の動向を注視しながら事業展開を行っている。改善すべき課題は多いが、財政的には大きな支障はないと考える。将来大きな支出を伴う「教育研究・事務管理棟（仮称）」建設に向け、既に第2号基本金として、毎年1億円の積み増しを開始している。現行では、一定数の受験生の確保と、入学定員比率、収容定員比率共に100%を超えており、また、およそ160億円の金融資産を有しており、安定的な経営状態となっている。

【第10章（2）根拠資料】

10-2-1 「第11次基本計画」（全学教授会資料197-5）（2018年10月3日付）

10-2-2 「獨協大学第11次基本計画策定」

10-2-3 「引当特定資産と金融資産残高」「2019（令和元）年度 決算概要について」（部局長会資料）（2020年5月26日付）

10-2-4 「寄付の概要」

<https://www.dokkyo.ac.jp/about/donation/overview/>

10-2-5 「第11次基本計画の重点事項」

終章

・大学全体の理念・目的、教育目標の達成状況

本学は「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念、そして学則第1条「本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところに従って大学教育を施し、社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする。」を基に、日々大学教育の発展に努めている。今回、第3期大学評価（認証評価）について大学基準協会の定める大学基準（＝章）とその解説に基づいて本報告書を作成したが、その全体を見ると、それぞれの章で課題は残されているものの、おおむね基準は満たしているものとする。

・大学全体の優先的に取り組むべき課題

本報告書の作成を振り返ると、今まで十分に組み立てていなかった課題が改めて明らかになった。その中でも特に大きな課題が2点ある。すなわち、内部質保証の実質化とそのための教学マネジメントである。

内部質保証の実質化については、そのための体制整備を行い、また3つのポリシーを策定したものの、まだPDCAサイクルが十分に機能しているとは言えず、緒に就いたばかりである。まずはPDCAサイクルが実際に機能しているかどうかを調べるために、内部質保証チェックリストを作成し試行的に実施した。その狙いは、PDCAサイクルが機能していることを把握するのはもちろんであるが、チェックリストに沿って確認を行う段階でPDCAサイクルが意識され、それを定着させることにある。その他にもシラバスチェックなどPDCAサイクルの重要性を意識させるような取り組みを継続していくことで、今後は質の保証をより担保していきたい。

また各学部・学科、研究科の教学面については、それを審議する全学教授会や大学院委員会、また教務委員会など各種委員会が個別に存在するが、それらを大学全体として統括する司令塔の組織が構築されていない。そこで、解決方法の1つとして、2020年1月に中央教育審議会大学分科会から示された「教学マネジメント指針」を参考にして、獨協大学教学課程委員会（仮称）を近い将来に始動させる予定である。このことによって、大学全体の視点から各学部・学科、研究科の教学面を確認・把握し、改善を進めることを期する。本学の強みとして、これまで常に民主的な手続によって大学を発展させてきた経緯があることから、各学部・学科、研究科の独自性・主体性を保ちながら教学マネジメントを進めていくことにより、上意下達でない双方向の組織的な取り組みを充実させることができると考えている。自己点検・評価及び内部質保証推進委員会を中心として、それに加えて新たに組織される獨協大学教学課程委員会（仮称）を通じて各学部・学科、研究科の横のつながりを強化し、また各学部・研究科の将来構想検討委員会等と密接に連携しつつ、各学部・研究科の教学面の独自性を活発化していけるように促していきたい。

終章

・新型コロナウイルスの感染拡大について

2020年初頭に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により、2020年度は春学期、秋学期（一部対面授業を再開）ともに遠隔授業の実施を余儀なくされた。コロナ禍による遠隔授業（リアルタイム型、オンデマンド型でのオンライン授業）では、今まで大学が当たり前に実施してきた授業そのものを見直さざるを得ず、また教育の質保証を改めて考える機会となった。本学では、第6章でも述べたように各学部・学科単位や教育研究支援センターにより、遠隔授業による授業実践のノウハウの共有などで、組織的にFD活動が盛んに行われた。今後も何らかの出来事によって大学内での対面授業実施が困難な事態が生じる可能性は無いとは限らない。そのような場合に備えて、この1年間の授業実践の振り返りを行い、ノウハウを蓄積する必要がある。そうでなければ、新型コロナウイルスの感染拡大以前の状況に戻ったとしても、この2020年度の1年間の経験が無意味となる。以前の教育のやり方に今回の経験を積み上げること、具体的には遠隔授業で培った経験をアクティブ・ラーニングの一環としての反転授業へ応用するなどにより、学修・教育の質を向上させられる可能性がある。そのためには、今回の遠隔授業導入時に、汎用的なノウハウの作成や、その共有のためにFD活動が組織的に行われたように、今後もFD活動が組織的・継続的に実施される必要がある。さらにSD活動も合わせて実施することによって、教職一体の大学教育の質向上に一層の充実が見られるようにしたい。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により世界経済・地域経済がともに冷え込み、一定数の学生が満足に学修に取り組むことが難しい状況が生じている。第7章でも述べたとおり、遠隔授業を受講するためのPCやインターネット整備への一律の特別支援、また学生個々の生活状況に合わせた奨学金を充実し、大学として学生の学びの継続を最優先と考えてきた。今回の事態に限らず、学生が学修に専念できるような環境づくりの対策を工夫し努力することが大学に求められていると考えられる。

・大学全体の将来的展望

現在の社会状況を見ると、AI技術の急速な発展等に伴い、現在ある職業が近い将来に無くなったり、あるいは全く新たな職業が創設されたりするなど、将来の予測が困難な時代に直面している。また、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2018（平成30）年11月26日中央教育審議会）によれば、2040年の18歳人口の推計は88万人（現在の74%規模）、また大学進学者数は51万人（現在の80%規模）になるとされている。そのような時代を生き抜くため、大学としては学生が主体的に物事を考え、直面する課題を解決し、状況に適応する力を養うような場を提供する必要がある。そうした中で本学は、前述のように内部質保証の充実、組織的な活動を教職協働で取り組み、活発化していくことで、学生の力をより実質的に伸ばしていける高等教育機関として認知されるように努力しなければならない。

最後に、本学の建学の理念である「大学は学問を通じての人間形成の場である」や学則第1条を常に念頭に置き、時代の変化、高等教育を取り巻く環境の変化、そして学生のニーズの変化に注視しつつ、これからの50年（NEXT50）の本学の更なる発展に向けて腐心していくことを誓い、本報告書の結びとする。



獨協大学

DOKKYO UNIVERSITY